

| | |
|---|-----|
| 認可外保育施設関係事務連絡会 (実施月：令和6年3月) | 資料ア |
| 資料格納日：令和6年3月19日 動画公開期間：令和6年3月19日～令和6年9月30日 | |

浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱の 改正予定について

<担当>

| | |
|----------|--------------|
| 制度運営グループ | TEL：457-2827 |
|----------|--------------|

<基本情報>

| | | | |
|-------------|---------------------|--|--------------|
| 対象類型 | 法届出 対象施設 | 認証保育所 | ○ |
| | | 企業主導型保育事業 | ○ |
| | | その他の法届出対象施設（認証保育所・ 企業主導型保育事業・ベビーシッター以外） | ○ |
| | | ベビーシッター | ○ |
| | 顧客児童限定 保育施設 | その他の顧客児童限定保育施設 （ベビーシッター以外） | ○ |
| | | ベビーシッター | ○ |
| 通知の状況 | 有り | 通知日 | |
| | | 通知方法 | メール その他 |
| | 無し | | |
| 提出書類 の有無 | 全施設提出 該当する施設のみ提出 | 提出期限 | |
| | | 提出方法 | |
| | 提出無し | | |

| 項目 | | 対象施設 | | | 適用となる市要綱 | | | | |
|--------|---|---|---------|------------|----------|-------------|-------------|-------------|---|
| | | ① 法届出 | ② 顧客 | ③ 届出対象外 | 本文 | 別紙基準 1・2 | 別紙基準 3・4 | 別紙基準 5・6 | |
| 職員配置等 | ⑤ | 変更 ※R5 年度こども家庭庁通知予定 ●ベビーシッターの研修修了者の取扱いの変更 新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因する理由により、「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について（令和3年3月31日発 0331 第5号）1（1）から（3）まで及び2（1）から（4）までに規定する研修の修了が困難であっても、当該研修を修了した者であるものとみなすことはできない取扱いに変更する。 | | ○ | ○ | ○ | | ○ ※2 | |
| 不適切な保育 | ⑥ | 変更 ※R5.5.12 こども家庭庁・厚生労働省通知 ●不適切な保育の定義の見直し 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインより、不適切な保育に関する5つの行為類型の記載を取り止める一方で、不適切な保育の一部である虐待に関する行為類型を明記する。 | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 定員等 | ⑦ | 明確化 ※R5.8.31 こども家庭庁通知（認可外保育施設への指導監督に対するQ&A集より） ●定員の考え方の見直しと設備運営基準の適用 1日に保育する乳幼児の数は定員で判断する。定員を超えた数を保育する場合は、実際の数に応じた設備運営基準を適用する。なお、定員の変更届を提出しなければならない。 | | ○ | | ○ ※3 | ○ | | |
| ベビーホテル | ⑧ | 明確化 ※R5.8.31 こども家庭庁通知（認可外保育施設への指導監督に対するQ&A集より） ●ベビーホテルの定義の明記 宿泊を伴う保育の時間帯を明記する。 | | ○ | ○ | ○ | | | |

※2 別紙基準3のみ適用

※3 ③届出対象外については、設備運営基準のみ適用となり、定員の届出は不要

| 項目 | | 対象施設 | | | 適用となる市要綱 | | | |
|---------------|---|---|---------|------------|----------|-------------|-------------|-------------|
| | | ① 法届出 | ② 顧客 | ③ 届出対象外 | 本文 | 別紙基準 1・2 | 別紙基準 3・4 | 別紙基準 5・6 |
| 建物の構造、 設備等 | ⑨ | 要件追加 ※R5.8.31 こども家庭庁通知（認可外保育施設への指導監督に対するQ&A集より） ●届出対象の建物その他の設備の規模及び構造の取扱いの変更 建物の構造、施設の面積等に加えて、建物の階数、専用建物・集合住宅等の建物の形態及び住宅地・オフィス街等の立地場所を追加する。 | ○ | ○ | ○ | | | |
| | ⑩ | 明確化 ※R5.8.31 こども家庭庁通知（認可外保育施設への指導監督に対するQ&A集より） ●ビルの一室を借用する場合等における必要な避難に適した施設又は設備に関することの明記 乳幼児の避難に適しているものであれば、ビルの一室を借用する場合等は認可外保育施設専用のものではなく、他の入居者と共用することも可能であることを明記する。 | ○ | ○ | ○ | ○ ※4 | | ○ ※4 |
| | ⑪ | 明確化 ※R5.8.31 こども家庭庁通知（認可外保育施設への指導監督に対するQ&A集より） ●便所と保育室及び調理室（調理設備含む。）の区画、便所の手洗い設備に関することの明記 1 便所と保育室及び調理室（調理設備含む。）との区画は、基本的に壁で仕切られていることが必要であることを明記する。 2 便所用の手洗い設備がない場合の代替措置について、便所の近くに設置され、便所と手洗い設備との間の動線上、保育や児童の環境衛生に問題がないとみなせる場所にあることを明記する。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 健康管理 | ⑫ | 明確化 ※R5.8.31 こども家庭庁通知（認可外保育施設への指導監督に対するQ&A集より） ●検便が必要となる調理に携わる職員の要件の明記 調乳を行う職員は調理に携わる職員として取り扱う。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

※4 別紙基準1及び別紙基準5に適用

| 項目 | | 対象施設 | | | 適用となる市要綱 | | | |
|-------|---|--|---------|------------|----------|-------------|-------------|-------------|
| | | ① 法届出 | ② 顧客 | ③ 届出対象外 | 本文 | 別紙基準 1・2 | 別紙基準 3・4 | 別紙基準 5・6 |
| 掲示・交付 | ⑬ | <p>明確化 ※R5.8.31 こども家庭庁通知（認可外保育施設への指導監督に対するQ&A集より）</p> <p>●掲示物・書面交付事項（提携医療機関）に関することの明記 提携医療機関がない場合は、「該当なし」等の掲示等が必要であることを明記する。</p> | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 報告 | ⑭ | <p>明確化 ※R5.12.14 こども家庭庁通知</p> <p>●報告事項として意識不明事故の取扱いの明記 報告事項となっている重大事故のうち、意識不明事故を定義付け、内容を明確化するもの。</p> | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| その他 | ⑮ | <p>明確化 ※R5.8.31 こども家庭庁通知（認可外保育施設への指導監督に対するQ&A集より）</p> <p>●複数の場所で保育を行う場合の届出に関することの明記 保育を行う場所ごとに、市への設置届の提出が必要であることを明記する。</p> | ○ | ○ | | ○ | | |

(2) 市独自のもの

| 項目 | 対象施設 | | | 適用となる市要綱 | | | |
|--|----------|---------|------------|----------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | ① 法届出 | ② 顧客 | ③ 届出対象外 | 本文 | 別紙 基準 1・2 | 別紙 基準 3・4 | 別紙 基準 5・6 |
| ① 明確化 ●園外活動等を行う際の留意点の明記 園外活動等を行う場合は、国通知を踏まえて安全管理を徹底し、かつ、保護者の了承を得た上で、園外活動等の実施を慎重に判断することを明記する。 * 国通知とは、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」（令和元年6月16日厚生労働省事務連絡）のことを指す | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| ② 明確化 ●都道府県等が実施する施設長や保育従事者に対する研修の明記 都道府県等が実施する施設長や保育従事者に対する研修等と表記していたが、浜松市が実施する研修を受講することで足りるものとする。 * 浜松市が実施する研修は資料力「令和6年度の研修会について（予定）」に掲載あり * 浜松市以外の都道府県等が実施する研修を受講することも可能 | ○ | | ○ | | ○ | | |
| ③ 明確化 ●検便が必要となる調理に携わる職員の要件の明記 調理に携わることができる職員は、検便の結果が陰性であることを確認できた後であることを明記する。 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| ④ 明確化 ●掲示物・書面交付事項（提携医療機関）に関することの明記 提携する医療機関を病院等に所属しない個人の医師とする場合は、所在地は個人の住所の町字名までの記載を可とすることを明記する。 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| ⑤ 様式変更 ●「認可外保育施設（法届出対象施設）の基準の適合状況に関する証明書」の様式の変更 「認可外保育施設（法届出対象施設）の基準の適合状況に関する証明書」を廃止し、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」に変更することで、認可外保育施設指導監督基準を満たしている場合に証明書を発行する方法に変更する。 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | |

(3) その他のもの

| 項目 | 対象施設 | | | 適用となる市要綱 | | | |
|---|------|-----|--------|----------|---------|---------|---------|
| | ①法届出 | ②顧客 | ③届出対象外 | 本文 | 別紙基準1・2 | 別紙基準3・4 | 別紙基準5・6 |
| ① 様式の見直し（設備運営基準の改正に伴うもの 等） | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| ② 設備運営基準の名称を「別紙1～6」から「別紙基準1～6」への変更や体裁の見直し | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

2. 参考

設備運営基準の種類と対象施設

| 設備運営基準の種類 | | ①法届出 対象施設 | ②顧客児童 限定保育施設 | ③届出対象外 施設 |
|-------------------------------------|-------------------|--------------|-----------------|--------------|
| 別紙基準1 1日に保育する乳幼児の数が 6人以上である施設 | ベビー シッター 以外 | ○ | / | ○ |
| 別紙基準2 1日に保育する乳幼児の数が 5人以下である施設 | | ○ | | ○ |
| 別紙基準3 複数雇用のベビーシッター | ベビー シッター | ○ | ○ | ○ |
| 別紙基準4 個人のベビーシッター | | ○ | ○ | ○ |
| 別紙基準5 1日に保育する乳幼児の数が 6人以上である施設 | ベビー シッター 以外 | / | ○ | / |
| 別紙基準6 1日に保育する乳幼児の数が 5人以下である施設 | | | ○ | |

浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準(案)

(別紙基準1) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設(法届出対象施設・届出対象外施設)

○目的とする業務

- ・児童福祉法第6条の3第10項に規定する業務
- ・児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務(1日に保育する乳幼児の数が6人以上のものに限る。)
- ・児童福祉法第39条第1項に規定する業務

○浜松市認可外保育施設設備運営基準において、用語の定義は次の通りである。

- ・法 : 児童福祉法
- ・市要綱 : 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱

○浜松市認可外保育施設設備運営基準と関係法令及び参考通知との関連性は、次の通りである。

| 関係法令・参考通知 | | 該当項目 |
|-----------|--|---|
| 関係法令 | 消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等(平成17年厚生労働省告示第128号) | <ul style="list-style-type: none"> ・第1 保育に従事する者の数及び資格 ・第2 保育室等の構造、設備及び面積 ・第3 非常災害に対する措置 ・第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件 ・第5 保育内容 ・第6 給食 ・第7 健康管理・安全確保 ・第8 利用者への情報提供 ・第9 備える帳簿等 |
| | 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条 | |
| 参考通知 | 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号)の別添 | |
| | 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年1月21日雇児発第0121002号)の別表 | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|----------------------|---|--|--|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第1 保育に従事する者の数及び資格 | <p>1 保育に従事する者の数</p> <p>○乳児 3人につき1人以上</p> <p>○幼児 ・1、2歳児 6人につき1人以上 ・3歳児 20人につき1人以上 ・4歳児以上 30人につき1人以上</p> <p>(※1)以下、乳児及び幼児を総称する場合は、「乳幼児」とする。</p> <p>[考え方] ・ここでいう保育に従事する者は、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員数とみなす。）として上記の人数を確保すること。なお、勤務時間は労働基準法の休憩時間中の保育に従事する者を除いた人数とすること。</p> <p>・主たる開所時間である11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては当該時間）については、必要数以上の保育従事者が配置されるものとし、11時間を超える時間帯については延長保育に準じ常時複数の保育従事者が配置されることとするものであること。</p> <p>・保育に従事する者の数に係る乳幼児の年齢については、年度の初日の前日（3月31日）を基準日として考えること。</p> <p>・6人以上19人以下の施設において、保育従事者が複数配置されていない時間帯は必要最小限とする必要があるが、必要最小限の時間帯を判断するに当たって、例えば睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことや他の職員の配置等による安全面の配慮などを踏まえ、個別に適切に判断される必要がある。</p> <p>・食事の世話など特に乳幼児に手がかかる時間帯については、乳幼児の処遇に支障を来すことのないよう保育従事者の配置に留意すること。</p> | <p>保育に従事する者の必要数の算出</p> <p>[留意点] ・以下、必要数の算出は年齢別に小数点1桁（小数点2桁以下は切り捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点1桁）を四捨五入する。</p> <p>a 調査日の属する月を基準月とし、月極めの利用契約乳幼児数を基礎とする。（以下「基礎乳幼児数」という。）</p> <p>b 時間預かり（一時預かり）がある場合は、基礎乳幼児数に時間預かりの乳幼児数を加えること。（以下「総乳幼児数」という。）</p> <p>c 常時、保育に従事する者が、複数配置されているか。また、主たる開所時間を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除き、常時、2人以上の保育に従事する者を配置しているか。</p> | <p>(a) 主たる開所時間において、月極契約乳幼児数に対して保育に従事する者が不足している。</p> <p>(b) 主たる開所時間において、総乳幼児数に対して保育に従事する者が不足している。</p> <p>◆保育に従事する者が不足するような場合には、乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。</p> <p>(c) 契約乳幼児の在籍時間帯に保育に従事する者が1人勤務の時間帯がある。ただし、主たる開所時間を超える時間帯について、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除く。</p> <p>また、1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設については、複数の乳児を保育する時間帯を除き、保育に従事する者が1人となる時間帯を最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、常時、2人以上の保育に従事する者を配置しないことができる。</p> | — | ○ |
| | | | ○ | — | |
| | | | — | ○ | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|-------------------------------|--|--|---|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第1 保育に従事する者の数及び資格 | <p>2 保育に従事する者の有資格者の数</p> <p>[考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここでいう有資格者は、保育士又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者をいう。 ・常時、保育士又は看護師の資格を有する者が1人以上配置されていることが望ましい。 ・保育に従事する者の全てについて、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。 ・保育士又は看護師の資格を有しない保育に従事する者については、一定の研修受講を推奨することが望ましい。 | <p>有資格者の数が保育に従事する者の必要数の3分の1（保育に従事する者が2人の施設又は1のcにより1人が配置されている時間帯については1人）以上いるか。</p> <p>a 月極契約乳幼児数に対する有資格者の数</p> | (a) 月極契約乳幼児数に対する保育に従事する者数について、有資格者が不足している。 | — | ○ |
| | | <p>b 総乳幼児数に対する有資格者の数</p> <p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有資格者の算出に当たっては、小数点1桁を四捨五入する。 | <p>(b) 総乳幼児数に対する保育に従事する者数について、有資格者が不足している。</p> <p>◆有資格者が不足するような場合には、乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。</p> | ○ | — |
| | <p>3 保育士の名称</p> <p>[考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用した場合には、30万円以下の罰金が課せられることになること。 ・事業者が、保育士資格を有していない者について、保育士であると誤認されるような表現を用いて入園案内や児童の募集を行った場合は、事業者についても、名称独占違反の罰則が課されるおそれがあること。 | <p>a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。</p> | (a) 左記の事項につき、違反がある。 | — | ○ |
| <p>4 保育士特定登録取消者管理システムでの確認</p> | <p>a 保育士を任命し、又は雇用しようとするときに、保育士特定登録取消者管理システムにおいて、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録が取り消された者等であるかの確認を行っているか。</p> | <p>指導事項等については国からの通知が発出され次第、決定します</p> | | | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|--|--|---|---|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第2 保育室等の 構造、 設備及び 面積 | 1 保育室(※2)の面積 (※2)保育室は、乳幼児の保育を行う部屋である。 〔考え方〕 ・保育室面積とは、当該保育施設において、保育室として使用している部屋の面積。調理室や便所、浴室等は含まないこと。 | 保育室の面積は、乳幼児1人当たり1.65㎡以上確保されているか。 a 月極契約乳幼児数についての1人当たりの面積 | (a) 不足している。 | — | ○ |
| | | b 総乳幼児数についての1人当たりの面積 | (b) 不足している。 ◆総乳幼児数に対して保育室面積が不足するような場合には、乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。 | ○ | — |
| | 2 調理室(※3)の有無 (※3)調理設備を含むものとする。 〔考え方〕 ・給食を施設外で調理している場合、家庭からの弁当の持参を行っている場合等は、加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有していることが求められる。 ・調理室は、保育室と簡単に入出りできないよう区画されているだけでなく、衛生的な状態が保たれていることが必要であること。 | a 調理室は、当該施設内にあって専用のものであるか。又は、施設外共同使用であるが、必要な時に利用できるか。 b 調理室は、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されているか。 〔留意点〕 ・調理機能のみを有している場合にあっても、衛生や乳幼児の安全が十分確保される状態となっていること。 | (a) 調理室がない。 (施設外調理等の場合にあっては必要な調理機能) | — | ○ |
| | | | (b) 調理室と保育室の区画等がされていない。 (調理機能のみを有している場合は、衛生や安全が十分確保されていない。) | — | ○ |
| | | | (c) 区画はあるが、扉が閉められていない等、運用面の注意を要する。 | ○ | — |
| | | | (d) 衛生的な状態が保たれていない。 ◆原則として、文書指導とするが、清掃方法の見直し等軽微な改善指導については、口頭指導としてよい。 | — | ○ |
| 3 1歳未満児とその他の幼児の保育場所とが区画されかつ安全性が確保 〔考え方〕 ・事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は、別の部屋とすること。やむを得ず部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス等で区画すること。 | a 1歳未満児の保育を行う場所とその他の幼児の保育を行う場所は、別の部屋とすること。部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。 | (a) 区画されていない。(保育場所が別の部屋にない、又はベビーフェンス、ベビーベッド等の区画がない。) | — | ○ | |
| | | (b) 区画が不十分(ベビーフェンス等があっても、十分活用されていない。) | ○ | — | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|--|--|--|--|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第2 保育室等の構造、設備及び面積 | 4 保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保 〔考え方〕 ・乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることは、安全確保の観点から極めて危険であることから、行ってはならないこと。 | a 採光が確保されているか。 | (a) 窓等採光に有効な開口部がない。 (建築基準法第28条第1項及び建築基準法施行令第19条の規定(認可保育所の保育室の採光)に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の5分の1以上であることが望ましい。) | — | ○ |
| | b 換気が確保されているか。 | (b) 窓等換気に有効な開口部がない。 (建築基準法第28条第2項の規定(居室の換気)に準じ、窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。) | — | ○ | |
| | c 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていないか。 | (c) 同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることがある。 | — | ○ | |
| 5 便所 (1) 便所の手洗設備 便所と保育室及び調理室との区画 便所の安全な使用の確保 〔考え方〕 ・衛生面や安全面の観点から、便所と保育室及び調理室との区画は、基本的に壁で仕切られている必要がある。 ・原則として便所専用の手洗設備が必要となるが、施設の構造上やむを得ない場合に便所の近くに設置され、便所と手洗設備との動線上、保育や児童の環境衛生に問題がないとみなせる場所にある手洗設備を代替措置として便所専用とみなすことも可能。 | a 便所用の手洗設備が設けられているだけでなく、衛生的に管理されているか。 | (a) 便所用の手洗設備が設けられていない。 | — | ○ | |
| | b 便所は、乳幼児が安全に使用するのに適当なものであるか。 | (b) 手洗設備が不衛生(十分に清掃がなされていない、石けんがないなど。) | ○ | — | |
| | c 便所は、保育室及び調理室と区画され衛生上問題がないか。 | (c) 便所が、保育室及び調理室と区画されていない。 | — | ○ | |
| | | (d) 便所の安全面が配慮されていない。(例. 便座からの転倒、掃除用洗剤、床の滑り等) | ○ | — | |
| | | (e) 便所が不衛生(十分に清掃がなされていない。) | ○ | — | |
| (2) 便器の数 | a 便器の数が、幼児20人につき1以上であるか。 〔留意点〕 ・特に支障がない場合 便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。 | (a) 基準より便器の数が不足している。 | — | ○ | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|--------------------------|---|---|--|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第3 非常災害 に対する 措置 | 1 設備の設置 | a 消火用具(※4)が設置されているか。 (※4)火災報知器、消火器等のこと | (a) 消火用具(火災報知器及び消火器など)がない又は消火用具(火災報知器及び消火器など)の機能失効。 | — | ○ |
| | | b 全ての職員が消火用具(火災報知器及び消火器など)の設置場所及びその使用方法を知っているか。 | (b) 消火用具(火災報知器及び消火器など)の設置場所等につき、周知されていない。 | ○ | — |
| | (2) 非常口の設置 | a 非常口は、火災等非常時に乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されているか。 〔留意点〕 ・保育室を2階以上に設ける施設については、浜松市認可外保育施設設備運営基準第4により評価を行うものとする。 | (a) 保育室を1階に設けているが、適切な退避用経路がない。 | — | ○ |
| | 2 訓練の実施 | a 【30人以上の施設】 具体的計画＝消防計画が適正に作成され届出が行われているか。 〔留意点〕 ・消防法上30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。30人未満の施設であっても、乳幼児の安全確保の観点から届出が望ましい。 ・消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。 【30人未満の施設】 災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画が策定されているか。 〔留意点〕 ・消防計画が作成されている場合は消防計画で可能。 | 【30人以上の施設】 (a) 具体的計画(消防計画)を作成、届出をしていない。 (b) 具体的計画(消防計画)の内容が不十分。 【30人未満の施設】 (c) 具体的計画を作成していない。 (d) 具体的計画の内容が不十分。 | — | ○ |
| | (1) 非常災害に対する具体的計画(消防計画)の策定 〔考え方〕 ・火災や地震などの災害の発生に備え、施設・設備の安全確保とともに、緊急時の対応や職員の役割分担、避難訓練の実施、保護者との連絡体制や引き渡し方法等に関する具体的計画(消防計画・マニュアル等)を作成すること。 (保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)第3章4節「災害への備え」参照) | | | ○ | — |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|------------------|---|---|---|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第3 非常災害に対する措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ・職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の3参照） | <p>b 防火管理者の選任、届出が行われているか。</p> <p>〔留意点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設も消防法上の児童福祉施設とみなされるため、30人以上の施設は、防火管理者の選任、届出を行わなければならない。30人未満の施設であっても乳幼児の安全確保の観点から、届出を行うことが望ましい。 | (e) 30人以上の施設であって選任、届出をしていない。 | — | ○ |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第10条参照） ・業務継続計画の策定にあたっては、「認可外保育施設における業務継続計画等について」（令和4年12月26日厚生労働省事務連絡）を参考にすること。 | <p>c 業務継続計画が策定されているか。</p> <p>〔留意点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「認可外保育施設における業務継続計画等について」（令和4年12月26日厚生労働省事務連絡）における努力義務事項として規定されている。 | (f) 策定されていない。 | — | — |
| | <p>(2) 非常災害に対する避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施</p> <p>〔考え方〕 非常災害に対する避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。</p> | <p>a 訓練は毎月定期的に行われているか。</p> <p>〔留意点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。 | <p>(a) 訓練が1年以内に1回も実施されていない。</p> <p>(b) 訓練が毎月実施されている状況にない。</p> | — | ○ |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | | | | |
|----------------------|--|---|----------------|------------------|-----|---|--|--|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | | | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | | | | |
| 第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件 | 1 保育室が2階の場合の条件 [考え方] ・災害避難の観点から、保育室は原則として1階に設けることが望ましいが、やむを得ず2階以上に保育室を設ける場合は、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。 ・避難に適した常用、避難用の施設又は設備については、乳幼児の避難に適した構造のものであれば、ビルの一室を借用する場合等は他の入居者と共用することは差し支えない。 | a 保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えているか。 | (a) 転落防止設備がない。 | — | ○ | | | |
| | b 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設若しくは設備のいずれかを満たしているか。 なお、保育室を2階に設ける建物が右記イ及びロのいずれも満たさない場合においては、浜松市認可外保育施設設備運営基準第3に規定する設備の設置及び訓練の実施に特に留意すること。 [留意点] ・保育室等の室内面の材質確認は、外観では判別が難しいので、建築図面等で確認すること。 | (b) 下記のイ及びロのいずれも満たしておらず、かつ、浜松市認可外保育施設設備運営基準第3に規定する設備の設置及び訓練の実施がなされていない。 イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。 ロ 下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）がそれぞれ1以上設けられていること。 | — | ○ | | | | |
| | | <table border="1"> <tr> <td>常用</td> <td>① 屋内階段 ② 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 待避上有効なバルコニー ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④ 屋外階段</td> </tr> </table> | 常用 | ① 屋内階段 ② 屋外階段 | 避難用 | ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 待避上有効なバルコニー ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④ 屋外階段 | | |
| 常用 | ① 屋内階段 ② 屋外階段 | | | | | | | |
| 避難用 | ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 待避上有効なバルコニー ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④ 屋外階段 | | | | | | | |
| | | <p>※ 避難用の区分のうち、「②待避上有効なバルコニー」とは、以下の要件を満たすものとする。</p> <p>① バルコニーの床は準耐火構造とする。</p> <p>② バルコニーは十分に外気に開放されていること。</p> <p>③ バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とすること。</p> <p>④ 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。</p> <p>⑤ その階の保育室の面積の概ね8分の1以上の面積を有し、幅員3.5m以上の道路又は空地に面していること。</p> <p>なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室から50m以内に直通階段を設置しなければならない。</p> <p>○ 屋外傾斜路に準ずる設備とは、2階に限っては非常用すべり台をいうものである。</p> <p>○ 積雪地域において、屋外階段等外気に開放された部分を避難路とする場合は、乳幼児の避難に支障が生じないように、必要な防護措置を講じること。</p> <p>○ 人工地盤及び立体的遊歩道が、保育施設を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第13条の3に規定する避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）と認められる場合にあっては、本基準の適用に際して当該階を1階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。</p> | | | | | | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | | | | |
|-------------------------|--|--|---|---|-----|---|--|--|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | | | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | | | | |
| 第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件 | 2 保育室が3階の場合の条件 | a 耐火建築物であるか。 | (a) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。 (準耐火建築物は不可) | — | ○ | | | |
| | <p>[考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該建物の保育施設と保育施設以外の用途に供する部分との異種用途の耐火区画については、建築基準法施行令第112条第13項に基づき設置すること。 避難に適した常用、避難用の施設又は設備については、乳幼児の避難に適した構造のものであれば、ビルの一室を借用する場合等は他の入居者と共用することは差し支えない。 スプリンクラー設備及びこれに類するもので自動式のものを設置する場合は、乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置がされていれば、保育室と調理室部分との耐火区画の設置要件が緩和されることとなる。 調理用器具の種類に応じて適切で有効な自動消火装置（レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等）を設置する場合は、乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置と外部への延焼防止措置（不燃材料で造った壁、柱、床及び天井での区画がなされ、防火設備又は不燃扉を設ける等）の両措置がなされていれば、保育室と調理室部分との耐火区画の設置要件が緩和されることとなる。 | b 乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。 | (b) 下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）がそれぞれ1以上設けられていない。 | — | ○ | | | |
| | | <table border="1"> <tr> <td>常用</td> <td>① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③ 屋外階段</td> </tr> </table> | 常用 | ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 屋外階段 | 避難用 | ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③ 屋外階段 | | |
| | 常用 | ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 屋外階段 | | | | | | |
| | 避難用 | ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③ 屋外階段 | | | | | | |
| | c 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか。 | (c) 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内でない。 | — | ○ | | | | |
| | d 調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。 | (d) 以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。 ① 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパー(※5)が設けられている。 ② 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもの設けられている。 ③ 調理室において調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。 | — | ○ | | | | |
| | e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。 | (e) 左記 e を満たしていない。 | — | ○ | | | | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|-------------------------|--|---|---|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件 | <p>[考え方]</p> <p>・防災物品の表示方法（消防法第8条の3）</p> <p>防火対象物において使用する防災対象物品について、防火対象物品若しくはその材料に防火性能を与えるための処理がされていることがわかるようにしておく必要があること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">消防庁 登録者番号</p> <hr/> <p style="text-align: center;">防災 登録確認 機関名</p> </div> | f 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。 | (f) 転落防止設備がない。 | — | ○ |
| | | g 以下のいずれも設けられている。 ①非常警報器具(※6)又は非常警報設備(※7) ②消防機関への通報設備（電話で可） (※6)非常警報器具：警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。 (※7)非常警報設備：非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。 | (g) 転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。 | ○ | — |
| | | h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理されているか。 | (h) 左記gを満たしていない。 (i) 左記hを満たしていない。 (防災物品の表示にも努めること。) | — | ○ |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|----------------------|---|---|--|--|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件 | 3 保育室が4階以上の場合の条件 〔考え方〕 ・避難に適した常用、避難用の施設又は設備については、乳幼児の避難に適した構造のものであれば、ビルの一室を借用する場合等は他の入居者と共用することは差し支えない。 ・建築基準法施行令第123条第3項2号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとは、特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件（平成28年国土交通省告示第696号）により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。 ・建築基準法施行令第129条の規定により当該階が階避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合又は同令第129条の2の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合は、同令第129条第1項又は129条の2第1項の規定により、同令の諸規定が適用除外となるが、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から乳幼児が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要であること。 ・4階以上に保育室を設置しようとする際に事前に検討すべき事項等については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年9月5日雇児発0905第5号）の別添「保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項」に取りまとめられているので、指導監督の際に活用するとともに、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるようにすること。 | a 耐火建築物であるか。 | (a) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。（準耐火建築物は不可） | — | ○ |
| | b 乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。 | (b) 下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）がそれぞれ1以上設けられていない。 | — | ○ | |
| | 常用 | ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段 | 避難用 | ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ③ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段 | — |
| | c 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか | (c) 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内でない。 | — | ○ | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | |
|-------------------------|---|---|------|------|
| | | 指導事項 | 指導区分 | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 |
| 第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件 | d 調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。 (※8)ダンパー：ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置のこと。 | (d) 以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。 ①保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパー(※8)が設けられている。 ②調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。 ③調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。 | — | ○ |
| | e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。 | (e) 左記 e を満たしていない。 | — | ○ |
| | f 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。 | (f) 転落防止設備がない。 (g) 転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。 | — | ○ |
| | g 以下のいずれも設けられている。 ①非常警報器具(※9)又は非常警報設備(※10) ②消防機関への通報設備(電話で可) (※9)非常警報器具：警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。 (※10)非常警報設備：非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。 | (h) 左記 g を満たしていない。 | — | ○ |
| | h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理されているか。 | (i) 左記 h を満たしていない。 (防災物品の表示にも努めること。) | — | ○ |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|------------|---|---|--|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第5 保育内容 | 1 保育の内容 〔考え方〕 ・ 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえた適切な保育が行われていること。 ・ 乳幼児の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、乳幼児の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要であること。 各時期の保育上の主な留意事項は次のとおりであるが、乳幼児への適切な関わりを理解するためには、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を理解することが不可欠であること。 | <p>a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状態を把握し、保育内容を工夫しているか。</p> <p>b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。</p> <p>① カリキュラムが、乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されているか。</p> <p>② 必要に応じ入所（利用）乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれているか。</p> <p>③ 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。</p> <p>④ 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。</p> | <p>・ 左記 b～d の事項を満たしていること。（実際の指導等は、b～d の事項について、それぞれ実施する。）</p> <p>(a) 指導計画（全体的な計画、長期の指導計画、短期の指導計画（デイリープログラムも可）、保健計画、食育計画）が作成されていない。</p> <p>(b) 汚れたときの処置が不適當</p> <p>◆特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。</p> <p>(c) 屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。（幼児）</p> <p>(d) 外気浴の機会が適切に確保されていない。（乳児）</p> <p>◆特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。</p> | — | — |
| | <p>c 漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。 〔留意点〕 ・ 一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わることは、乳幼児にとって重要である。保育従事者にとっても最も基本的な使命であり、このような姿勢を欠く保育従事者は不適任であること。</p> | <p>(e) テレビやビデオを見せ続けている。</p> <p>(f) 一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっていない。</p> <p>◆特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。</p> | ○ | — | ○ |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | |
|--|--|---|------|------|
| | | 指導事項 | 指導区分 | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 |
| 第5 保育内容 | d 必要な遊具、保育用品等が備えられているか。 〔留意点〕 ・テレビは含まない。 ・年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居などを備えることが必要であること。 なお、大型遊具を備える場合などは、その安全性の確認を常に行うことが事故防止の観点から不可欠であること。 | (g) 遊具がない。 | — | ○ |
| | | (h) 遊具につき、改善を要する点がある。 (年齢に応じた玩具が備えられていない、衛生面に問題がある等) | ○ | — |
| | | (i) 遊具の安全性の確認を日々行っていない。 | ○ | — |
| | | (j) 大型遊具を備える場合にあっては、その安全性に問題がある。 | — | ○ |
| <p>※各時期の保育上の主な留意事項</p> <p>〔乳児（1歳未満児）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことを理解し、一人一人の発育及び発達状態や健康状態について適切な判断に基づく保健的な対応を行っているか。 ・視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成される時期であることを踏まえ、情緒の安定と歩行や言葉の獲得に向けた援助を行っているか。 ・一人一人の生理的・心理的欲求を感性豊かに受け止め、愛情を込めて優しく体と言葉で応答するよう努めているか。 <p>〔1歳以上3歳未満児〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に感染症にかかりやすい時期であることを理解し、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけているか。 ・自我が形成され、児童が自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、愛情豊かに応答的に関わるよう努めているか。 ・身体的な機能や基本的な運動機能が発達するとともに、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになり、自分でできることが増えてくる時期であることを踏まえ、乳幼児の生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちや自発的な活動を尊重しているか。 ・一人一人が探索活動を十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れたり、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるよう、模倣やごっこ遊びの中で保育従事者が仲立ちをしたりするなど、乳幼児の心身の発達に必要な体験が得られるよう適切に援助しているか。 <p>〔3歳以上児〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この時期に見られる、運動機能の発達や基本的な生活習慣の形成、言葉の理解、知的興味や関心の高まり、仲間の中の一人という自覚、集団的な遊びや協同的な活動などを踏まえて、個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、以下のことに留意しながら、一人一人の実態に即して適切に援助しているか。 <p>（3歳児）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であることを踏まえ、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させること。 <p>（4歳児）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期であることを踏まえ、児童の心の動きを保育従事者が十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むこと。 <p>（5歳児）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期であることを踏まえ、保育従事者が児童の主体的な活動を促すため多様な関わりを持つことにより、児童の発達に必要な豊かな体験が得られること。 <p>（6歳児）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくるとともに、集団遊びも、一人一人の好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなることを踏まえ、様々な環境を設定し、遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアが生かされるようにすること。 | | | | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|------------|---|--|--|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第5 保育内容 | 2 保育に従事する者の保育姿勢等 (1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上 [考え方] ・設置者をはじめとする職員は保育内容等に対して、児童の利益を優先して適切な対応をとることが必要であること。 | a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。 b 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図っているか。 c 保育に従事する者について、一定の研修受講の機会又は施設内研修等の場を設けているか。 | (a) 施設内研修の機会を設けるなど、保育に従事する者の質の向上を図っていない。 | ○ | — |
| | | | (b) 都道府県等が実施する施設長や保育従事者に対する研修に参加していない。 | ○ | — |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|------------|--|--|--|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第5 保育内容 | <p>(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮</p> <p>〔考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。 ・不適切な保育の防止について以下を参考にすること。 <ol style="list-style-type: none"> ①「保育所等における虐待等に関する対応について」（令和4年12月7日厚生労働省・内閣府事務連絡） ②「不適切な保育の未然防止の徹底について」（令和4年12月6日こ未第698号） ③「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」（令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「不適切保育に関する対応について」事業報告書（別添）） ④保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト（平成29年3月作成、平成30年4月一部改訂全国保育士会） ⑤昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について（令和5年5月12日こ成保44・5文科初第420号）の別紙2「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」 ・虐待の行為類型 <ol style="list-style-type: none"> ①身体的虐待 ②性的虐待 ③ネグレクト ④心理的虐待 | <p>a 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。</p> <p>b 以下のいずれかを実施しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設長や主任等の施設のリーダー層の意識の醸成と適切な対応を確認する都道府県等が実施する研修 (2) 保育従事者が子どもの人権・人格を尊重する適切な保育への理解を深め、認識を共有する施設内研修 (3) その他不適切な保育の未然防止となるもの <p>c 不適切な保育等が疑われる事案を把握した場合、状況を正確に把握した上で市長に情報提供・相談等をしているか。</p> | <p>(a) 配慮に欠けている。 （例）しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。等</p> <p>(b) b (1)～(3)のいずれかを実施していない。</p> <p>(c) 不適切な保育等が疑われる事案を把握した場合、市長に情報提供・相談等をしていない。</p> | — | ○ |
| | | | | — | ○ |
| | | <p>(3) 児童相談所等の専門的機関との連携</p> <p>a 入所（利用）乳幼児について、児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。</p> <p>〔留意点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等、児童相談所等の専門機関からの助言が必要と思われる場合も専門的機関に対し適切な連絡に努めること。 | <p>(a) 虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていない。</p> | — | ○ |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|------------|---|--|--|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第5 保育内容 | <p>3 保護者との連絡等</p> <p>(1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施</p> <p>[考え方]</p> <p>・保護者との相互信頼関係を築くことを通じて保護者の理解と協力を得ることが乳幼児の適切な保育にとって不可欠であり、連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を連絡し合うこと。</p> | a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡しているか。 | (a) 可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることに心がけていない。 | ○ | — |
| | <p>(2) 保護者との緊急時の連絡体制</p> <p>[考え方]</p> <p>・保育中に異常が発生した場合など、いつでも連絡できるよう、連絡先を整理し、全ての保育従事者が容易に分かるようにしておくことが必要であること。</p> | a 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育に従事する者が容易にわかるようにされているか。 | (a) 保護者の緊急連絡表が整備されていない。 | — | ○ |
| | | b 消防署、病院等の連絡先一覧表等が整備されているか。 | (b) 消防署、病院等の連絡先一覧表等が整備されていない。 | — | ○ |
| | <p>(3) 保育室の見学</p> | a 保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。 | (a) 保護者等からの要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲であっても、これらの要望に適切に対応していない。 | ○ | — |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|---|--|--|--|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第6 給食 | 1 衛生管理の状況 調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理 〔考え方〕 ・「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成24年3月厚生労働省）、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」（平成31年4月厚生労働省）を参考にすること。 ・衛生管理については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成29年6月16日生食発0616第1号）、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成22年3月厚生労働省）及び「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン」（世界保健機関/国連食糧農業機関共同作成・2007年）を参考にすること。 | a 食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳ビンを使用することによく洗い、滅菌しているか。 | (a) 使用することによく洗っていない。十分な殺菌又は滅菌が行われていない。 | — | ○ |
| | b 調理室が清潔に保たれているか。 | (b) 汚れている。残飯等が放置されている。 | — | ○ | |
| | c 調理方法が衛生的であるか。 | (c) 不適切な事項がある。 | ○ | — | |
| | d 配膳が衛生的であるか。 | | | | |
| | e 食事時、食器類や哺乳ビンは、乳幼児や保育に従事者の間で共用されていないか。 | (d) (十分な消毒がなされずに) 共用されることがある。 | ○ | — | |
| | f 原材料、調理済み食品(持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。)について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適切な措置を講じているか。 | (e) 冷凍・冷蔵設備がない。その他、食品の保存に関し、不適切な事項がある。 | — | ○ | |
| 2 食事内容等の状況 (1) 乳幼児の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容 〔考え方〕 ・家庭からの弁当持参や、やむを得ず市販の弁当を利用する場合には、家庭とも連携の上、児童の健康状態や刻み食等の年齢に応じた配慮を行うこと。 ・アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示(※11)に基づき、適切な対応を行うこと。 (※11)生活管理指導表等のこと | a 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。 | (a) 配慮されていない。 | — | ○ | |
| b 健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容か。 | | | | | |
| 〔市販の弁当等の場合〕 | | | | | |
| c 乳幼児に適した内容であるか。 | (b) 配慮されていない。 | — | ○ | | |
| d 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。 | (c) 乳児に対する配慮が適切に行われていない。 | — | ○ | | |
| (2) 献立に従った調理 〔考え方〕 ・独自で献立を作成することが困難な場合には、市等が作成した認可保育所の献立を活用するなどの工夫が必要であること。 | a 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。 | (a) 献立が作成されていない。 | — | ○ | |
| | | (b) 献立に従った調理が適切に行われていないことがある。 | ○ | — | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|---|---|---|--|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第7 健康管理・安全確保 | 1 乳幼児の健康状態の観察 登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察 | a 登園の際、健康状態(※12)の観察及び保護者からの乳幼児の報告を受けているか。(※12)体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等 | (a) 十分な観察が行われていない。 | ○ | — |
| | | | (b) 保護者から報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けてない。 | ○ | — |
| | | b 降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。 | (c) 十分な観察が行われていない。 | ○ | — |
| | | (d) 注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。 | — | ○ | |
| | 2 乳幼児の発育チェック | a 身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。 | (a) 基本的な発育チェックを全く行っていない。 | — | ○ |
| | | | (b) 基本的な発育チェックを毎月行っていない。 | ○ | — |
| | 3 乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健康診断を入所(利用開始)時及び1年に2回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施 〔考え方〕 入所(利用開始)時 ・入所(利用)決定前の6か月以内とし、未実施の場合は入所(利用開始)後1か月以内とする。 1年に2回 ・内科検診 年2回以上 ・歯科検診 年1回以上 実施することとする。 (令和4年1月21日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室確認結果を参考) | a 乳幼児の健康状態の確認のため、入所(利用)児の健康診断はなるべく入所(利用)決定前の6か月以内に実施し、未実施の場合は入所(利用開始)後直ちに行っているか。 | (a) 入所(利用開始)時に実施されていない。ただし、保護者からの健康診断結果の提出がある場合等は、これにより入所(利用開始)時の健康診断がなされたものとみなしてよい。 | — | ○ |
| | | b 1年に2回の健康診断が実施されているか。(おおむね6月毎に実施) 〔留意点〕 ・施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。 | (b) 全く実施されていない。 | — | ○ |
| | | | (c) 1年に1回しか実施していない。 | ○ | — |
| | | (d) 健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。 | ○ | — | |
| c 入所(利用開始)後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育に従事する者への周知が行われているか。 | | (e) 乳幼児の体質やかかりつけ医の確認をしていない。 | — | ○ | |
| | | (f) 緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧が未作成。 | — | ○ | |
| | (g) 職員への周知状況の不徹底等対応が不十分。 | ○ | — | | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | | |
|-----------------|--|---|---|---------------------|---------------------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| 第7 健康管理・安全確保 | 4 職員の健康診断 [考え方] ・職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により義務づけられていること。 ・調理に携わる職員には調乳を行う職員が含まれる。 ・調理に携わる職員は、検便の結果が陰性であると判明した後から調理に携わることができる。 | a 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。 | (a) 実施されていない。 | — | ○ | |
| | | b 調理に携わる職員には、月1回検便を実施しているか。 | (b) 実施されていない。 (c) 月1回の検便が実施されている状況にない。 | — ○ | ○ — | |
| | 5 医薬品等の整備 [考え方] ・与薬については、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)を参考にすること。 | a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 [留意点] ・最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類 | (a) 左記の最低限必要な医薬品、医療品がない。 | ○ | — | |
| | | b 与薬が必要な乳幼児については保護者から受け取った与薬依頼票等に基づいて対応しているか。 [留意点] ・座薬を使用する場合には、かかりつけ医の具体的な指示書に基づき、慎重に取り扱う必要がある。 | (b) 医師の指示に基づいた薬以外を与薬している。 (c) 与薬依頼票がない。 (d) 与薬依頼票に必要事項(医師名、薬の種類、具体的な内服方法等)が記されていない。 (e) 薬の保管が適切ではない。 (f) 誤与薬の防止対策(複数の保育士等で、重複与薬、人違い、与薬量の誤認、与薬忘れ等)がされていない。 | — — — | ○ ○ ○ | |
| | | 6 感染症への対応 [考え方] ・本項に取り組むに当たっては、「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」(2018(平成30)年3月(2022(令和4)年10月一部改訂)厚生労働省)を参考にすること。 | a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。 | (a) 対応が適切ではない。 | — | ○ |
| | | b 再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。 | (b) 治癒の判断をもつぱら保護者に委ねている。 | ○ | — | |
| | c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。 [留意点] ・乳幼児や保育従事者間で共用せず、一人一人のものを準備すること。 | (c) 共用している。 | ○ | — | | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | | |
|-----------------|-------------------|---|--|---|---|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| 第7 健康管理・安全確保 | 7 乳幼児突然死症候群に対する注意 | a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。 | (a) 保育室に職員が在室していないなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。 | — | ○ | |
| | | b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 〔留意点〕 ・仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は入所（利用開始）時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。 | (b) 乳児を寝かせる場合、仰向けに寝かせていない。 (c) 乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。 | — | ○ | |
| | | c 保育室では禁煙を厳守しているか。 | (d) 保育室内で喫煙している。 | — | ○ | |
| | 8 安全確保 | 〔考え方〕 ・安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。 ・安全計画の策定については、「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和4年12月16日厚生労働省事務連絡）を参考にする。なお、園外活動に係る内容については、「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」（令和4年4月11日厚生労働省・内閣府事務連絡）を参考にする。 ・保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえた適切な安全管理が行われていること。 ・不審者の立入防止については、「認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等における危機管理（不審者侵入時等の対応）の徹底について」（令和3年11月29日内閣府・文部科学省・厚生労働省事務連絡）を参考にする。 | a 安全計画（※13）を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。 （※13）施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画のこと。 〔留意点〕 ・安全計画の策定にあたり、必要に応じてマニュアルを整備すること。例として、通常保育時における児童の動きを常に把握するための役割分担や、リスクが高い場面（午睡、食事、プール・水遊び、園外活動、児童の送迎を目的とした自動車運行等）、緊急的な対応が必要な場面（災害、不審者対応等）を想定した役割分担等が考えられる。 | (a) 安全計画が策定されていない。 (b) 以下の内容について、いつ・何をすべきかを安全計画に規定していない。 (1) 施設設備等の安全点検 (2) 園外活動等を含む保育活動、取組等における職員や児童に対する安全確保のための指導 (3) 職員への各種訓練や研修等 (4) 児童の安全確保に関する取組 | — | ○ |
| | | | b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されているか。 | (c) 職員に対し、安全計画について周知されていない。 (d) 安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されていない。 | — | ○ |
| | | | c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。 | (e) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。 | — | ○ |
| | | | | | ○ | — |
| | | | | | — | ○ |
| | | | | | — | ○ |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|-----------------|--|---|---|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第7 健康管理・安全確保 | <p>・安全管理については「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」（令和3年8月25日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡）、「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について」（令和4年9月6日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡）を参考にすること。</p> <p>・事故報告については、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年12月14日こ成安第142号・5教参学第30号）を参照すること。</p> <p>・施設の安全確保については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月内閣府・文部科学省・厚生労働省）を参考にすること。</p> <p>・園外活動を行う場合は、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」（令和元年6月16日厚生労働省事務連絡）を踏まえて安全管理を徹底し、かつ、保護者の了承を得た上で、園外活動の実施を慎重に判断すること。</p> <p>・児童の見落とし等の発生防止について「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」（令和4年4月11日厚生労働省・内閣府事務連絡）を参考にすること。</p> <p>・発生した全ての事故について、全職員に会議や研修の場等で定期的に情報共有及び要因分析をし、再発防止を徹底すること（ヒヤリ・ハットを含む。）。</p> | <p>d 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等（備品、遊具等や防火設備、避難経路等）に対して適切な安全管理を図っているか。 〔留意点〕 ・保育室だけでなく、乳幼児が出入りする場所には危険物を置かないこと。また、書庫等は固定する、棚から物が落下しないなどの工夫を行うことが必要であること。 ・点検先は施設内のみならず、散歩コースや公園など定期的に利用する場所も含むこと。</p> | <p>(f) 設備等の点検を定期的実施し、文書として記録されていない。</p> <p>(g) 点検先が不十分である。</p> <p>(h) 点検結果にて改善すべき点が改善されていない。</p> <p>(i) 保育室だけでなく、児童の出入りする場所には危険物を置かない等の十分な配慮がされていない。</p> <p>(j) 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置がない。</p> <p>(k) 転倒、落下防止等の措置がされていない。</p> | — | ○ |
| | <p>e プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。</p> | (l) 専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。 | ○ | — | |
| | <p>f 児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。</p> | <p>(m) 食物アレルギーのある乳幼児の生活管理指導表等を作成していない。</p> <p>(n) 誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある子どもに配慮した食事の提供を行っていない。</p> | — | ○ | |
| | <p>g 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を日々、実施しているか。</p> | (o) 日々、点検が行われていない。 | — | ○ | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | |
|-----------------|---|--|------|------|
| | | 指導事項 | 指導区分 | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 |
| 第7 健康管理・安全確保 | h 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。 | (p) 囲障はあるが、施錠等が不十分。 (q) 不審者侵入防止用の設備の状況等を点検・確認していない。 (r) 様々な場面や時間帯を想定した不審者対応訓練を実施していない。 (s) 不審者への対処など防犯に係る安全確保に関し、職員の共通理解を図っていない。 (t) 不審者情報について、地域や関係機関等と連絡・情報交換・情報共有ができる体制づくりをしていない。 | ○ | — |
| | i 児童の欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底しているか。 | (u) 保護者への速やかな確認を徹底していない。 (v) 職員間における情報共有を徹底していない。 | — | ○ |
| | j 登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける児童の人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底しているか。 | (w) 人数確認を徹底していない。 | — | ○ |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | |
|--|---|--|------|------|
| | | 指導事項 | 指導区分 | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 |
| 第7 健康管理・安全確保 | k 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。 | (x) 定期的な訓練が実施されていない。 | — | ○ |
| | l 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えているか。 | (y) 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。 | — | ○ |
| | m 事故発生時には速やかに当該事実を市長に報告しているか。 | (z) 市要綱第18条第3項第1号アに基づく報告が行われていない。 | — | ○ |
| | n 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか（ヒヤリ・ハットを含む。）。 | (aa) 事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない（ヒヤリ・ハットを含む。）。 | — | ○ |
| | o 発生した事故（児童の見落とし等を含む。）に対して、事故が発生した要因の分析を行っているか（ヒヤリ・ハットを含む。）。 | (ab) 発生した事故（児童の見落とし等を含む。）に対して、事故発生の原因分析を行っていない（ヒヤリ・ハットを含む。）。 | — | ○ |
| p 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。 | (ac) 死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。 | — | ○ | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|-----------------|--|--|--|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第7 健康管理・安全確保 | <p>9 児童の送迎等を目的とした自動車運行における安全確保</p> <p>〔考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童の送迎を目的とした自動車の運行に係る安全管理については、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」（令和4年10月12日内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省）、「静岡県教育・保育施設におけるこどもの車両送迎に係る安全管理指針」（令和4年10月静岡県）及び「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和4年12月20日送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ取りまとめ）を参考にすること。 事故防止については「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」（令和3年8月25日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡）、「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について」（令和4年9月6日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡）を参考にすること。 | <p>a 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。</p> | <p>(a) 点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。</p> | — | ○ |
| | | <p>b 児童の送迎を目的とした自動車を運行する場合は、事故防止に努める観点から、以下の対策を講じているか。</p> <p>①運転手の他に職員が同乗する体制を作ることが望ましい</p> <p>②乗降時に座席や人数の確認を行い、その内容を職員間で共有する</p> | <p>(b) 事故防止のための左記②の対策を講じていない。</p> <p>◆左記①については指導事項としないものとする。</p> | — | ○ |
| | <p>c 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止するための装置を備え、これを用いて所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行っているか。</p> | <p>指導事項等については国からの通知が発出され次第、決定します</p> | | | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | | | | | |
|-----------------|--|---|---|------|---|---|---|---|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | | | | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | | | | | |
| 第8 利用者への情報提供 | <p>1 施設及びサービスに関する内容の掲示</p> <p>〔考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法届出対象施設については、右記 a～n の内容についての掲示が義務づけられている。（法第59条の2の2） ・法届出対象施設においては、右記 a～n のうち市への届出事項となっているものについては、市への届出内容と一致させること。 | <p>以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 b 建物その他の設備の規模及び構造 c 施設の名称及び所在地 d 事業を開始した年月日 e 開所している時間 f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 g 入所（利用）定員 h 保育士その他の職員の配置数又はその予定 i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 j 提携している医療機関の名称、所在地（※14）及び提携内容（提携している医療機関がない場合は、該当なしである旨） k 緊急時等における対応方法 l 非常災害対策 m 虐待の防止のための措置に関する事項 n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。） <p>（※14）提携する医療機関を病院等に所属しない個人の医師とする場合は、所在地は個人の住所の町字名までの記載を可とする</p> | <ul style="list-style-type: none"> (a) 全く掲示されていない。 (b) 左記 a～n の事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分。 (c) 提供するサービスの内容及び利用料の変更に、掲示が適切になされていない。 (d) 提供するサービスの内容及び利用料の変更に、保護者への説明がなされていない。 | — | ○ | ○ | — | ○ | — |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|-----------------|---|--|---|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第8 利用者への情報提供 | <p>2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付</p> <p>〔考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法届出対象施設については、右記の内容について書面等による交付が義務づけられている。(法第59条の2の4) ・法届出対象施設においては、右記a～hのうち市への届出事項となっているものについては、市への届出内容と一致させること。 | <p>以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。</p> <p>a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</p> <p>b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>c 施設の名称及び所在地</p> <p>d 施設の管理者の氏名及び住所</p> <p>e 当該利用者に対し提供するサービスの内容</p> <p>f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>g 提携する医療機関の名称、所在地(※15)及び提携内容(提携している医療機関がない場合は、該当なしである旨)</p> <p>h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先</p> <p>(※15)提携する医療機関を病院等に所属しない個人の医師とする場合は、所在地は個人の住所の町字名までの記載を可とする</p> <p>〔留意点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか 食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。 ・契約内容を変更する場合は、利用者に事前に説明する等、契約に応じて適切な対応をとること。 | <p>(a) 書面等により交付されていない。</p> <p>(b) 左記 a～h の事項につき、交付内容が不十分。</p> <p>(c) 契約内容を変更する場合は、利用者に事前に説明する等、契約に応じて適切な対応がとられていない。</p> | — | ○ |
| | <p>3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明</p> <p>〔考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法届出対象施設については、当該サービスを利用するための契約の内容や手続き等について説明するよう努めることになっている。(法第59条の2の3) | <p>a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。</p> <p>〔留意点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の実施前に保護者に対して、保育従事者の氏名や保育士資格、市への届出の有無などの情報を提供することが望ましい。ただし、事業者は個人情報保護義務について留意することが必要であること。 | <p>(a) 説明が行われていない。</p> <p>(b) 説明はされているが、内容が不十分。</p> | — | ○ |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|-----------------------|--|--|---|------------|------------|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第9 備える帳簿等 | 1 職員に関する帳簿等の整備 [考え方] ・労働基準法第109条に規定する労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を5年間保存しなければならないものであること。 | a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日等が記載された帳簿等があるか。 | (a) 確認できる帳簿等が備えられていない。 (b) 整備内容が不十分。 | — ○ | ○ — |
| | b 労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。 ・労働者名簿(労働基準法第107条) ・賃金台帳(労働基準法第108条) ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条) | (c) 左記の帳簿等の整備状況が不十分。 | — | ○ | |
| 2 在籍(利用)乳幼児に関する帳簿等の整備 | a 在籍(利用)乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍(利用)記録、保育所児童保育要録並びに契約内容等が確認できる帳簿等があるか。 | (a) 確認できる帳簿等が備えられていない。 (b) 整備内容が不十分。 | — ○ | ○ — | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|---------------|--|--|---|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第10 市要綱の規定 | 1 変更の届出 (1) 法届出対象施設の変更届出 [考え方] ・届出対象外施設を除くものとする。 | a 市要綱第8条各項又は第9条各項に基づき、市長に変更の届出が行われているか。 [留意点] ・変更の届出事項の取扱いについて、市要綱別表1を参照すること。また、入所(利用)定員の変更についても届出事項である。 | (a) 変更の届出事項に該当するにも関わらず、届出が行われていない。 | — | ○ |
| | 2 休止又は再開の届出 (1) 法届出対象施設の休止又は再開の届出 [考え方] ・届出対象外施設を除くものとする。 | a 市要綱第10条各項に基づき、市長に休止又は再開の届出が行われているか。 | (a) 休止又は再開の届出事項に該当するにも関わらず、届出が行われていない。 | — | ○ |
| | 3 事故等が生じた場合や長期滞在児童がいる場合の報告 [考え方] ・必ず報告が必要なものについて、市要綱第18条第3項ただし書において、以下のものを定めている。 ①重大な事故(死亡事故、意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)又は治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故) ②感染症又は食中毒 ③食事(給食、おやつ等)における異物混入 ④不適切な保育 ⑤長期滞在児童 | a 市要綱第18条第3項ただし書に基づき、市長に事故等が生じた場合や長期滞在児童がいる場合の報告が行われているか。 | (a) 事故等が生じた場合や長期滞在児童がいる場合の報告事項に該当するにも関わらず、報告が行われていない。 | — | ○ |
| | 4 記録の保存 [考え方] ・記録の保存の期間について、市要綱第28条第4項において、5年間(保育所児童保育要録の原本等については、当該児童が小学校を卒業するまでの間)が望ましいと定めている。 ・労働基準法第109条に規定する労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を5年間保存しなければならないものであること。 | a 市要綱第28条第3項に基づき、市へ届出又は報告した書類並びにこの浜松市認可外保育施設設備運営基準の「第9備える帳簿等」に規定する必要な記録について、少なくとも1年間保存しているか。 | (a) 必要な記録が1年間保存されていない。 | — | ○ |

浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準（案）

（別紙基準2）1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設（法届出対象施設・届出対象外施設）

○目的とする業務

- ・児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務
- ・児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）

○浜松市認可外保育施設設備運営基準において、用語の定義は次の通りである。

- ・法：児童福祉法
- ・市要綱：浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱

○浜松市認可外保育施設設備運営基準と関係法令及び参考通知との関連性は、次の通りである。

| 関係法令・参考通知 | | 該当項目 |
|-----------|--|--|
| 関係法令 | 消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成17年厚生労働省告示第128号） | <ul style="list-style-type: none"> ・第1 保育に従事する者の数及び資格 ・第2 保育室等の構造、設備及び面積 ・第3 非常災害に対する措置 ・第5 保育内容 ・第6 給食 ・第7 健康管理・安全確保 ・第8 利用者への情報提供 ・第9 備える帳簿等 |
| | 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条 | |
| 参考通知 | 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）の別添 | |
| | 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号）の別表 | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|----------------------|--|---|---------------------|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第1 保育に従事する者の数及び資格 | <p>1 保育に従事する者の数</p> <p>○1人に対して乳幼児3人以下</p> <p>○家庭的保育補助者とともに保育する場合は、乳幼児5人以下(※1)以下、乳児及び幼児を総称する場合は、「乳幼児」とする。</p> <p>〔考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法（以下「法」という。）第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の場合、保育に従事する者1人に対して乳幼児3人以下とし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第23条第3項に規定する家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下であること。 ・労働基準法の休憩時間中の保育に従事する者を除いた人数とすること。 ・「家庭的保育補助者」に関して準用する家庭的保育事業等設備運営基準第23条第3項に規定する「市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）」とは、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める職員の要件等について」（平成27年雇児保発0603第1号通知）1（2）①から③までに規定する研修とする。なお、同通知1（2）ただし書については、当該研修の受講が決定している場合限り、家庭的保育補助者として取扱うものとする。 | <p>乳幼児の数が保育することができる数以内か。</p> <p>a 保育に従事する者が1人で保育している乳幼児の数</p> | (a) 乳幼児数が3人を超過している。 | — | ○ |
| | | <p>b 保育に従事する者が家庭的保育補助者とともに保育している乳幼児の数</p> | (b) 乳幼児数が5人を超過している。 | — | ○ |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | |
|---|--|---|------|---|
| | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| <p>2 保育に従事する者の有資格者の数</p> <p>〔考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育に従事する者のうち、1人以上は、保育士若しくは看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（市長がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。 ・保育に従事する者は、保育士、看護師（准看護師を含む。）又は家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。）の資格を有する者が配置されることが望ましい。 <p>※「家庭的保育者」に関して準用する児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下この項目において「省令」という。）第1条の32に規定する「市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士」とは、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める職員の要件等について」（平成27年雇児保発0603第1号通知。以下この項目において「国通知」という。）1（1）ア①及び②に規定する者とする。また、省令第1条の32に規定する「保育士と同等以上の知識及び経験を有する市長が認める者」とは、国通知1（1）イ①から③までに規定する者とする。</p> | <p>a 保育に従事する者のうち、1人以上は、有資格者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であるか。</p> <p>〔留意点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修」とは、「「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について」（令和3年3月31日子発0331第5号通知）1（1）から（3）まで及び2（1）から（4）までに規定する研修とする。 | <p>(a) 有資格者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者が配置されていない。</p> | — | ○ |

第1 保育に従事する者の数及び資格

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|----------------------|--|--|--------------------------------------|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第1 保育に従事する者の数及び資格 | <p>3 保育士の名称</p> <p>[考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用した場合には、30万円以下の罰金が課せられることになること。 ・事業者が、保育士資格を有していない者について、保育士であると誤認されるような表現を用いて入園案内や児童の募集を行った場合は、事業者についても、名称独占違反の罰則が課されるおそれがあること。 | <p>a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。</p> | (a) 左記の事項につき、違反がある。 | — | ○ |
| | <p>4 保育士特定登録取消者管理システムでの確認</p> | <p>a 保育士を任命し、又は雇用しようとするときに、保育士特定登録取消者管理システムにおいて、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録が取り消された者等であるかの確認を行っているか。</p> | <p>指導事項等については国からの通知が発出され次第、決定します</p> | | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | | |
|----------------------|---|---|---|------|---|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| 第2 保育室等の構造、設備及び面積 | 1 保育室(※2)等の面積等 (※2)保育室は、乳幼児の保育を行う部屋である。 | a 家庭的保育事業等設備運営基準第22条を参酌しつつ、乳幼児の保育を適切に行うことができる広さか。 | (a) 乳幼児の保育を適切に行うことができる広さが確保されていない。 | — | ○ | |
| | [考え方] ・保育室面積とは、当該保育施設において、保育室として使用している部屋の面積。調理設備や便所、浴室等は含まないこと。 | b 調理設備は、当該施設内にあって専用のものであるか。又は、施設外共同使用であるが、必要な時に利用できるか。 | (b) 調理設備がない。 (施設外調理等の場合にあっては必要な調理機能) | — | — | ○ |
| | ・保育室のほか、調理設備及び便所があること。また保育室の面積は、家庭的保育事業等設備運営基準第22条を参酌しつつ、乳幼児の保育を適切に行うことができる広さを確保すること。 | c 調理設備は、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されているか。 [留意点] ・調理機能のみを有している場合にあっても、衛生や乳幼児の安全が十分確保される状態となっていること。 | (c) 調理設備が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されている状態にない。 (調理機能のみを有している場合にあっても、衛生や乳幼児の安全が十分確保される状態となっていること。) | — | — | ○ |
| | ・保育する乳幼児の数と保育室の面積 1～3人：9.9㎡以上 4人：13.2㎡以上 5人：16.5㎡以上 | | (d) 区画はあるが、扉が閉められていない等運用面の注意を要する。 | ○ | — | — |
| | | | (e) 衛生的な状態が保たれていない。 ◆原則として、文書指導とするが、清掃方法の見直し等軽微な改善指導については、口頭指導としてよい。 | — | — | ○ |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|---|---|--|--|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第2 保育室等の構造 設備及び面積 | 2 保育室等の採光及び換気の確保、安全性の確保 〔考え方〕 ・乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることは、安全確保の観点から極めて危険であることから、行ってはならないこと。 | a 採光が確保されているか。 | (a) 窓等採光に有効な開口部がない。 (建築基準法第28条第1項及び建築基準法施行令第19条の規定(認可保育所の保育室の採光)に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の5分の1以上であることが望ましい。) | — | ○ |
| | b 換気が確保されているか。 | (b) 窓等換気に有効な開口部がない。 (建築基準法第28条第2項の規定(居室の換気)に準じ、窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。) | — | ○ | |
| | c 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていないか。 | (c) 同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることがある。 | — | ○ | |
| 3 便所 (1) 便所の手洗設備 便所と保育室及び調理室との区画 便所の安全な使用の確保 〔考え方〕 ・衛生面や安全面の観点から、便所と保育室及び調理設備との区画は、基本的に壁で仕切られている必要がある。 ・原則として便所専用の手洗設備が必要となるが、施設の構造上やむを得ない場合に便所の近くに設置され、便所と手洗設備との動線上、保育や児童の環境衛生に問題がないとみなせる場所にある手洗設備を代替措置として便所専用とみなすことも可能。 | a 便所用の手洗設備が設けられているだけでなく、衛生的に管理されているか。 | (a) 便所用の手洗設備が設けられていない。 | — | ○ | |
| | b 便所は、乳幼児が安全に使用するのに適当なものであるか。 | (b) 手洗設備が不衛生(十分に清掃がなされていない、石けんがないなど。) | ○ | — | |
| | c 便所は、保育室及び調理設備が設けられている部屋と区画され衛生上問題がないか。 | (c) 便所が、保育室及び調理設備が設けられている部屋と区画されていない。 | — | ○ | |
| | (d) 便所が不衛生(十分に清掃がなされていない。) | ○ | — | | |
| (2) 便器の数 | a 便器の数が、1以上であるか。 〔留意点〕 ・特に支障がない場合 便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。 | (a) 便器が一つもない。 | — | ○ | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|------------------|--|---|---|------------|------------|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第3 非常災害に対する措置 | 1 設備の設置 [考え方] ・保育室等が2階以上にある場合であっても、指導基準第4による評価ではなく、本基準により評価を行うものとする。 ・軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練を行うものとする。 (1) 消火用具の設置 | a 消火用具(※3)が設置されているか。 (※3)火災報知器、消火器等のこと | (a) 消火用具(火災報知器及び消火器など)がない又は消火用具(火災報知器及び消火器など)の機能失効。 | — | ○ |
| | | b 全ての職員が消火用具(火災報知器及び消火器など)の設置場所及びその使用方法を知っているか。 | (b) 消火用具(火災報知器及び消火器など)の設置場所等につき、周知されていない。 | ○ | — |
| | (2) 非常口の設置 | a 非常口は、火災等非常時に乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されているか。 | (a) 適切な待避用経路がない。 | — | ○ |
| | 2 訓練の実施 (1) 非常災害に対する計画の策定 [考え方] ・火災や地震などの災害の発生に備え、施設・設備の安全確保とともに、緊急時の対応や職員の役割分担、避難訓練の実施、保護者との連絡体制や引き渡し方法等に関する計画を作成すること。 (保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)第3章4節「災害への備え」参照) ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 | a 災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画が策定されているか。 | (a) 計画が策定されていない。 (b) 計画の内容が不十分。 | — ○ | ○ — |
| | b 業務継続計画が策定されているか。 [留意点] ・「認可外保育施設における業務継続計画等について」(令和4年12月26日厚生労働省事務連絡)における努力義務事項として規定されている。 | (c) 策定されていない。 ◆努力義務事項のため、指導事項にしないものとする。 | — | — | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | | |
|------------------|---|--|---|------|---|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| 第3 非常災害に対する措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の3参照） ・感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第10条参照） ・業務継続計画の策定にあたっては、「認可外保育施設における業務継続計画等について」（令和4年事務連絡）を参考にすること。 | | | | | |
| | <p>(2) 非常災害に対する避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施</p> <p>[考え方] 非常災害に対する避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。</p> | <p>a 訓練は毎月定期的に行われているか。 [留意点] ・訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。</p> | <p>(a) 訓練が1年以内に1回も実施されていない。</p> <p>(b) 訓練が毎月実施されている状況にない。</p> | — | ○ | ○ |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|------------|--|---|---|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第5 保育内容 | 1 保育の内容 | a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫しているか。 | — | — | |
| | [考え方] ・保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえた適切な保育が行われていること。 ・乳幼児の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、乳幼児の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要であること。 各時期の保育上の主な留意事項は次のとおりであるが、乳幼児への適切な関わりを理解するためには、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を理解することが不可欠であること。 | b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。 | — | ○ | |
| | | ① カリキュラムが、乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されているか。 | (a) 指導計画（全体的な計画、長期の指導計画、短期の指導計画（デイリープログラムも可）、保健計画、食育計画）が作成されていない。 | ○ | — |
| | | ② 必要に応じ入所（利用）乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれているか。 | (b) 汚れたときの処置が不適當 ◆特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。 | ○ | — |
| | | ③ 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。 | (c) 屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。（幼児） | ○ | — |
| | | ④ 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。 | (d) 外気浴の機会が適切に確保されていない。（乳児） ◆特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。 | ○ | — |
| | c 漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。 〔留意点〕 ・一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わることは、乳幼児にとって重要である。保育従事者にとっても最も基本的な使命であり、このような姿勢を欠く保育従事者は不適任であること。 | (e) テレビやビデオを見せ続けている。 (f) 一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっていない。 ◆特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。 | ○ | — | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | |
|--|---|--|------|------|
| | | 指導事項 | 指導区分 | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 |
| 第5 保育内容 | <p>d 必要な遊具、保育用品等が備えられているか。</p> <p>〔留意点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビは含まない。 ・年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居などを備えることが必要であること。 <p>なお、大型遊具を備える場合などは、その安全性の確認を常に行うことが事故防止の観点から 不可欠であること。</p> | <p>(g) 遊具がない。</p> <p>(h) 遊具につき、改善を要する点がある。 (年齢に応じた玩具が備えられていない、衛生面に問題がある等)</p> <p>(i) 遊具の安全性の確認を日々行っていない。</p> <p>(j) 大型遊具を備える場合にあっては、その安全性に問題がある。</p> | — | ○ |
| | <p>○</p> | — | ○ | — |
| <p>※各時期の保育上の主な留意事項</p> <p>〔乳児（1歳未満児）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことを理解し、一人一人の発育及び発達状態や健康状態について適切な判断に基づく保健的な対応を行っているか。 ・視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成される時期であることを踏まえ、情緒の安定と歩行や言葉の獲得に向けた援助を行っているか。 ・一人一人の生理的・心理的欲求を感性豊かに受け止め、愛情を込めて優しく体と言葉で応答するよう努めているか。 <p>〔1歳以上3歳未満児〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に感染症にかかりやすい時期であることを理解し、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけているか。 ・自我が形成され、児童が自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、愛情豊かに応答的に関わるよう努めているか。 ・身体的な機能や基本的な運動機能が発達するとともに、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになり、自分でできることが増えてくる時期であることを踏まえ、乳幼児の生活の安定を図りながら、自分であろうとする気持ちや自発的な活動を尊重しているか。 ・一人一人が探索活動を十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れたり、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるよう、模倣やごっこ遊びの中で保育従事者が仲立ちをしたりするなど、乳幼児の心身の発達に必要な体験が得られるよう適切に援助しているか。 <p>〔3歳以上児〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この時期に見られる、運動機能の発達や基本的な生活習慣の形成、言葉の理解、知的興味や関心の高まり、仲間の中の一人という自覚、集団的な遊びや協同的な活動などを踏まえて、個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、以下のことに留意しながら、一人一人の実態に即して適切に援助しているか。 <p>(3歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であることを踏まえ、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させること。 <p>(4歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期であることを踏まえ、児童の心の動きを保育従事者が十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むこと。 <p>(5歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期であることを踏まえ、保育従事者が児童の主体的な活動を促すため多様な関わりを持つことにより、児童の発達に必要な豊かな体験が得られること。 <p>(6歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくるとともに、集団遊びも、一人一人の好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなることを踏まえ、様々な環境を設定し、遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアが生かされるようにすること。 | | | | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|------------|---|--|---|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第5 保育内容 | <p>2 保育に従事する者の保育姿勢等 (1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上</p> <p>〔考え方〕 ・設置者をはじめとする職員は保育内容等に対して、児童の利益を優先して適切な対応をとることが必要であること。</p> <p>・保育従事者は、保育に従事する前に研修を受講することが望ましいこと。</p> | <p>a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。</p> <p>b 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図っているか。</p> <p>c 保育に従事する者について、一定の研修受講の機会又は施設内研修等の場を設けているか。</p> | <p>(a) 施設内研修の機会を設けるなど、保育に従事する者の質の向上を図っていない。</p> <p>(b) 都道府県等が実施する施設長や保育従事者に対する研修に参加していない。</p> | ○ | — |
| | <p>(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮</p> <p>〔考え方〕 ・しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。</p> <p>・不適切な保育の防止について以下を参考にすること。 ①「保育所等における虐待等に関する対応について」（令和4年12月7日厚生労働省・内閣府事務連絡） ②「不適切な保育の未然防止の徹底について」（令和4年12月6日こ未第698号） ③「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」（令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「不適切保育に関する対応について」事業報告書（別添）） ④保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト（平成29年3月作成、平成30年4月一部改訂全国保育士会） ⑤昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について（令和5年5月12日こ成保44・5文科初第420号）の別紙2「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」</p> <p>・虐待の行為類型 ①身体的虐待 ②性的虐待 ③ネグレクト ④心理的虐待</p> | <p>a 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。</p> <p>b 以下のいずれかを実施しているか。 (1) 施設長や主任等の施設のリーダー層の意識の醸成と適切な対応を確認する都道府県等が実施する研修 (2) 保育従事者が子どもの人権・人格を尊重する適切な保育への理解を深め、認識を共有する施設内研修 (3) その他不適切な保育の未然防止となるもの</p> <p>c 不適切な保育等が疑われる事案を把握した場合、状況を正確に把握した上で市長に情報提供・相談等をしているか。</p> | <p>(a) 配慮に欠けている。 （例）しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。等</p> <p>(b) b(1)～(3)のいずれかを実施していない。</p> <p>(c) 不適切な保育等が疑われる事案を把握した場合、市長に情報提供・相談等をしていない。</p> | — | ○ |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|------------|--|---|--|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第5 保育内容 | (3) 児童相談所等の専門的機関との連携 | a 入所（利用）乳幼児について、児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 〔留意点〕 ・虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等、児童相談所等の専門機関からの助言が必要と思われる場合も専門的機関に対し適切な連絡に努めること。 | (a) 虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていない。 | — | ○ |
| | 3 保護者との連絡等 (1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施 〔考え方〕 ・保護者との相互信頼関係を築くことを通じて保護者の理解と協力を得ることが乳幼児の適切な保育にとって不可欠であり、連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を連絡し合うこと。 | a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡しているか。 | (a) 可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることを心がけていない。 | ○ | — |
| | (2) 保護者との緊急時の連絡体制 〔考え方〕 ・保育中に異常が発生した場合など、いつでも連絡できるよう、連絡先を整理し、全ての保育従事者が容易に分かるようにしておくことが必要であること。 | a 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育に従事する者が容易にわかるようにされているか。 b 消防署、病院等の連絡先一覧表等が整備されているか。 | (a) 保護者の緊急連絡表が整備されていない。 (b) 消防署、病院等の連絡先一覧表等が整備されていない。 | — | ○ |
| | (3) 保育室の見学 | a 保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。 | (a) 保護者等からの要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲であっても、これらの要望に適切に対応していない。 | ○ | — |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|---|--|--|---|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第6 給食 | <p>1 衛生管理の状況 調理設備、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理</p> <p>〔考え方〕 ・「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成24年3月厚生労働省）、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」（平成31年4月厚生労働省）を参考にすること。</p> <p>・衛生管理については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成29年6月16日生食発0616第1号）、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成22年3月厚生労働省）及び「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン」（世界保健機関/国連食糧農業機関共同作成・2007年）を参考にすること。</p> | <p>a 食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳ビンを使用することによく洗い、滅菌しているか。</p> | (a) 使用することによく洗っていない。十分な殺菌並びに滅菌が行われていない。 | — | ○ |
| | <p>b 調理設備が清潔に保たれているか。</p> | (b) 汚れている。残飯等が放置されている。 | — | ○ | |
| | <p>c 調理方法が衛生的であるか。</p> | (c) 不適切な事項がある。 | ○ | — | |
| | <p>d 配膳が衛生的であるか。</p> | | | | |
| | <p>e 食事時、食器類や哺乳ビンは、乳幼児や保育に従事者の間で共用されていないか。</p> | (d) (十分な消毒がなされずに) 共用されることがある。 | ○ | — | |
| | <p>f 原材料、調理済み食品(持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。)について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適切な措置を講じているか。</p> | (e) 冷凍・冷蔵設備がない。その他、食品の保存に関し、不適切な事項がある。 | — | ○ | |
| | <p>2 食事内容等の状況 (1) 乳幼児の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容</p> <p>〔考え方〕 ・家庭からの弁当持参や、やむを得ず市販の弁当を利用する場合には、家庭とも連携の上、児童の健康状態や刻み食等の年齢に応じた配慮を行うこと。</p> <p>・アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示(※4)に基づき、適切な対応を行うこと。 (※4)生活管理指導表等のこと</p> | <p>a 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。</p> <p>b 健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容か。</p> | (a) 配慮されていない。 | — | ○ |
| | <p>〔市販の弁当等の場合〕</p> <p>c 乳幼児に適した内容であるか。</p> | (b) 配慮されていない。 | — | ○ | |
| | <p>d 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。</p> | (c) 乳児に対する配慮が適切に行われていない。 | — | ○ | |
| <p>(2) 献立に従った調理</p> <p>〔考え方〕 ・独自で献立を作成することが困難な場合には、市等が作成した認可保育所の献立を活用するなどの工夫が必要であること。</p> | <p>a 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。</p> | (a) 献立が作成されていない。 | — | ○ | |
| | | (b) 献立に従った調理が適切に行われていないことがある。 | ○ | — | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|-----------------|---|---|--|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第7 健康管理・安全確保 | 1 乳幼児の健康状態の観察 登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察 | a 登園の際、健康状態(※5)の観察及び保護者からの乳幼児の報告を受けているか。(※5)体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等 | (a) 十分な観察が行われていない。 | ○ | — |
| | | b 降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。 | (b) 保護者から報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けてない。 | ○ | — |
| | | | (c) 十分な観察が行われていない。 | ○ | — |
| | | | (d) 注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。 | — | ○ |
| | 2 乳幼児の発育チェック | a 身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。 | (a) 基本的な発育チェックを全く行っていない。 | — | ○ |
| | | | (b) 基本的な発育チェックを毎月行っていない。 | ○ | — |
| | 3 乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健康診断を入所(利用開始)時及び1年に2回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施 〔考え方〕 入所(利用開始)時 ・入所(利用)決定前の6か月以内とし、未実施の場合は入所(利用開始)後1か月以内とする。 1年に2回 ・内科検診 年2回以上 ・歯科検診 年1回以上 実施することとする。 (令和4年1月21日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室確認結果を参考) | a 乳幼児の健康状態の確認のため、入所(利用)児の健康診断はなるべく入所(利用)決定前の6か月以内を実施し、未実施の場合は入所(利用開始)後直ちに行っているか。 | (a) 入所(利用開始)時に実施されていない。ただし、保護者からの健康診断結果の提出がある場合等は、これにより入所(利用開始)時の健康診断がなされたものとみなしてよい。 | — | ○ |
| | | b 1年に2回の健康診断が実施されているか。(おおむね6月毎に実施) 〔留意点〕 ・施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。 | (b) 全く実施されていない。 | — | ○ |
| | | | (c) 1年に1回しか実施していない。 | ○ | — |
| | | | (d) 健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。 | ○ | — |
| | | c 入所(利用開始)後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育に従事する者への周知が行われているか。 | (e) 乳幼児の体質やかかりつけ医の確認をしていない。 | — | ○ |
| | | | (f) 緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧が未作成。 | — | ○ |
| | | | (g) 職員への周知状況の不徹底等対応が不十分。 | ○ | — |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | | | |
|-----------------|--|--|--------------------------|------|---|---|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | | | |
| 第7 健康管理・安全確保 | <p>4 職員の健康診断</p> <p>[考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により義務づけられていること。 ・調理に携わる職員には調乳を行う職員が含まれる。 ・調理に携わる職員は、検便の結果が陰性であると判明した後から調理に携わることができる。 | <p>a 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。</p> | (a) 実施されていない。 | — | ○ | | |
| | <p>b 調理に携わる職員には、月1回検便を実施しているか。</p> | <p>(b) 実施されていない。</p> <p>(c) 月1回の検便が実施されている状況にない。</p> | — | ○ | — | | |
| 第7 健康管理・安全確保 | <p>5 医薬品等の整備</p> <p>[考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・与薬については、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)を参考にすること。 | <p>a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。</p> <p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類 | (a) 左記の最低限必要な医薬品、医療品がない。 | ○ | — | | |
| | <p>b 与薬が必要な乳幼児については保護者から受け取った与薬依頼票等に基づいて対応しているか。</p> <p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・座薬を使用する場合には、かかりつけ医の具体的な指示書に基づき、慎重に取り扱う必要がある。 | <p>(b) 医師の指示に基づいた薬以外を与薬している。</p> <p>(c) 与薬依頼票がない。</p> <p>(d) 与薬依頼票に必要事項(医師名、薬の種類、具体的な内服方法等)が記されていない。</p> <p>(e) 薬の保管が適切ではない。</p> <p>(f) 誤与薬の防止対策(複数の保育士等で、重複与薬、人違い、与薬量の誤認、与薬忘れ等)がされていない。</p> | — | — | ○ | ○ | ○ |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|-----------------|---|--|---|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第7 健康管理・安全確保 | 6 感染症への対応 [考え方] ・本項に取り組むに当たっては、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」（2018（平成30）年3月（2022（令和4）年10月一部改訂）厚生労働省）を参考にすること。 | a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。 | (a) 対応が適切ではない。 | — | ○ |
| | | b 再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。 | (b) 治癒の判断をもつぱら保護者に委ねている。 | ○ | — |
| | | c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。 [留意点] ・乳幼児や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。 | (c) 共用している。 | ○ | — |
| | 7 乳幼児突然死症候群に対する注意 | a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。 | (a) 保育室に職員が在室していないなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。 | — | ○ |
| | | b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 [留意点] ・仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は入所（利用開始）時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。 | (b) 乳児を寝かせる場合、仰向けに寝かせていない。 (c) 乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。 | — | ○ |
| | | c 保育室では禁煙を厳守しているか。 | (d) 保育室内で喫煙している。 | — | ○ |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|-----------------|---|--|---|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第7 健康管理・安全確保 | 8 安全確保 | a 安全計画(※6)を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。 (※6)施設の設定の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画のこと。 〔留意点〕 ・安全計画の策定にあたり、必要に応じてマニュアルを整備すること。例として、通常保育時における児童の動きを常に把握するための役割分担や、リスクが高い場面（午睡、食事、プール・水遊び、園外活動、児童の送迎を目的とした自動車運行等）、緊急的な対応が必要な場面（災害、不審者対応等）を想定した役割分担等が考えられる。 | (a) 安全計画が策定されていない。 (b) 以下の内容について、いつ・何をすべきかを安全計画に規定していない。 (1) 施設設備等の安全点検 (2) 園外活動等を含む保育活動、取組等における職員や児童に対する安全確保のための指導 (3) 職員への各種訓練や研修等 (4) 児童の安全確保に関する取組 | — | ○ |
| | 〔考え方〕 ・安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。 ・安全計画の策定については、「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和4年12月16日厚生労働省事務連絡）を参考にすること。なお、園外活動に係る内容については、「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」（令和4年4月11日厚生労働省・内閣府事務連絡）を参考にすること。 ・保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえた適切な安全管理が行われていること。 ・不審者の立入防止については、「認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等における危機管理（不審者侵入時等の対応）の徹底について」（令和3年11月29日内閣府・文部科学省・厚生労働省事務連絡）を参考にすること。 | b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されているか。 | (c) 職員に対し、安全計画について周知されていない。 (d) 安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されていない。 | ○ | — |
| | c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。 | (e) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。 | — | ○ | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|-----------------|--|---|---|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第7 健康管理・安全確保 | <p>・安全管理については「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」（令和3年8月25日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡）、「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について」（令和4年9月6日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡）を参考にすること。</p> <p>・事故報告については、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年12月14日こ成安第142号・5教参学第30号）を参照すること。</p> | <p>d 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等（備品、遊具等や防火設備、避難経路等）に対して適切な安全管理を図っているか。</p> <p>〔留意点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室だけでなく、乳幼児が出入りする場所には危険物を置かないこと。また、書庫等は固定する、棚から物が落下しないなどの工夫を行うことが必要であること。 ・点検先は施設内のみならず、散歩コースや公園など定期的に利用する場所も含むこと。 | <p>(f) 設備等の点検を定期的実施し、文書として記録されていない。</p> <p>(g) 点検先が不十分である。</p> <p>(h) 点検結果にて改善すべき点が改善されていない。</p> <p>(i) 保育室だけでなく、児童の出入りする場所には危険物を置かない等の十分な配慮がされていない。</p> <p>(j) 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置がない。</p> <p>(k) 転倒、落下防止等の措置がされていない。</p> | — | ○ |
| | | <p>e プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。</p> | <p>(l) 専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。</p> | ○ | — |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|-----------------|---|---|---|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第7 健康管理・安全確保 | <p>・施設の安全確保については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月内閣府・文部科学省・厚生労働省）を参考にすること。</p> <p>・園外活動を行う場合は、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」（令和元年6月16日厚生労働省事務連絡）を踏まえて安全管理を徹底し、かつ、保護者の了承を得た上で、園外活動の実施を慎重に判断すること。</p> | f 児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。 | (m) 食物アレルギーのある乳幼児の生活管理指導表等を作成していない。 | — | ○ |
| | | | (n) 誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある子どもに配慮した食事の提供を行っていない。 | — | ○ |
| | <p>・児童の見落とし等の発生防止について「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」（令和4年4月11日厚生労働省・内閣府事務連絡）を参考にすること。</p> <p>・発生した全ての事故について、全職員に会議や研修の場等で定期的に情報共有及び要因分析をし、再発防止を徹底すること（ヒヤリ・ハットを含む。）。</p> | g 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を日々、実施しているか。 | (o) 日々、点検が行われていない。 | — | ○ |
| | h 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。 | (p) 囲障はあるが、施錠等が不十分。 | ○ | — | |
| | | (q) 不審者侵入防止用の設備の状況等を点検・確認していない。 | ○ | — | |
| | | (r) 様々な場面や時間帯を想定した不審者対応訓練を実施していない。 | ○ | — | |
| | | (s) 不審者への対処など防犯に係る安全確保に関し、職員の共通理解を図っていない。 | ○ | — | |
| | | (t) 不審者情報について、地域や関係機関等と連絡・情報交換・情報共有ができる体制づくりをしていない。 | ○ | — | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | |
|--|---|--|------|------|
| | | 指導事項 | 指導区分 | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 |
| 第7 健康管理・安全確保 | i 児童の欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底しているか。 | (u) 保護者への速やかな確認を徹底していない。 (v) 職員間における情報共有を徹底していない。 | — | ○ |
| | j 登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける児童の人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底しているか。 | (w) 人数確認を徹底していない。 | — | ○ |
| | k 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。 | (x) 定期的な訓練が実施されていない。 | — | ○ |
| | l 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えているか。 | (y) 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。 | — | ○ |
| | m 事故発生時には速やかに当該事実を市長に報告しているか。 | (z) 市要綱第18条第3項第1号アに基づく報告が行われていない。 | — | ○ |
| | n 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか（ヒヤリ・ハットを含む。）。 | (aa) 事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない（ヒヤリ・ハットを含む。）。 | — | ○ |
| | o 発生した事故（児童の見落とし等を含む。）に対して、事故が発生した要因の分析を行っているか（ヒヤリ・ハットを含む。）。 | (ab) 発生した事故（児童の見落とし等を含む。）に対して、事故発生の原因分析を行っていない（ヒヤリ・ハットを含む。）。 | — | ○ |
| p 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。 | (ac) 死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。 | — | ○ | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|-----------------|--|---|--|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第7 健康管理・安全確保 | <p>9 児童の送迎等を目的とした自動車運行における安全確保</p> <p>〔考え方〕 ・児童の送迎を目的とした自動車の運行に係る安全管理については、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」（令和4年10月12日内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省）、「静岡県教育・保育施設におけるこどもの車両送迎に係る安全管理指針」（令和4年10月静岡県）及び「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和4年12月20日送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ取りまとめ）を参考にする。</p> <p>・事故防止については「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」（令和3年8月25日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡）、「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について」（令和4年9月6日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡）を参考にする。</p> | <p>a 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。</p> <p>b 児童の送迎を目的とした自動車を運行する場合は、事故防止に努める観点から、以下の対策を講じているか。 ①運転手の他に職員が同乗する体制を作ることが望ましい ②乗降時に座席や人数の確認を行い、その内容を職員間で共有する</p> <p>c 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止するための装置を備え、これを用いて所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行っているか。</p> | <p>(a) 点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。</p> <p>(b) 事故防止のための左記②の対策を講じていない。</p> <p>◆左記①については指導事項としないものとする。</p> | — | ○ |
| | | | | — | ○ |

指導事項等については国からの通知が発出され次第、決定します

| 項目 | | 指導監査における視点 | | |
|---------------------|--|---|---|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 |
| <p>第8 利用者への情報提供</p> | <p>1 施設及びサービスに関する内容の掲示</p> <p>〔考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法届出対象施設については、右記a～oの内容についての掲示が義務づけられている。（法第59条の2の2） ・法届出対象施設においては、右記a～oのうち市への届出事項となっているものについては、市への届出内容と一致させること。 | <p>以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 b 建物その他の設備の規模及び構造 c 施設の名称及び所在地 d 事業を開始した年月日 e 開所している時間 f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 g 入所（利用）定員 h 保育士その他の職員の配置数又はその予定 i 設置者及び職員に対する研修の受講状況 j 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 k 提携している医療機関の名称、所在地（※7）及び提携内容（提携している医療機関がない場合は、該当なしである旨） l 緊急時等における対応方法 m 非常災害対策 n 虐待の防止のための措置に関する事項 o 施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む）（※7）提携する医療機関を病院等に所属しない個人の医師とする場合は、所在地は個人の住所の町字名までの記載を可とする | <ul style="list-style-type: none"> (a) 全く掲示されていない。 (b) 左記a～oの事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分。 (c) 提供するサービスの内容及び利用料の変更に、掲示が適切になされていない。 (d) 提供するサービスの内容及び利用料の変更に、保護者への説明がなされていない。 | <p>— ○</p> <p>○ —</p> <p>○ —</p> <p>○ —</p> |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|-----------------|---|--|---|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第8 利用者への情報提供 | <p>2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付</p> <p>〔考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法届出対象施設については、右記の内容について書面等による交付が義務づけられている。（法第59条の2の4） ・法届出対象施設においては、右記a～hのうち市への届出事項となっているものについては、市への届出内容と一致させること。 | <p>以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。</p> <p>a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</p> <p>b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>c 施設の名称及び所在地</p> <p>d 施設の管理者の氏名及び住所</p> <p>e 当該利用者に対し提供するサービスの内容</p> <p>f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>g 提携する医療機関の名称、所在地(※8)及び提携内容（提携している医療機関がない場合は、該当なしである旨）</p> <p>h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先</p> <p>(※8)提携する医療機関を病院等に所属しない個人の医師とする場合は、所在地は個人の住所の町字名までの記載を可とする</p> <p>〔留意点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか 食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。 ・契約内容を変更する場合は、利用者に事前に説明する等、契約に応じて適切な対応をとること。 | <p>(a) 書面等により交付されていない。</p> <p>(b) 左記 a～h の事項につき、交付内容が不十分。</p> <p>(c) 契約内容を変更する場合は、利用者に事前に説明する等、契約に応じて適切な対応がとられていない。</p> | — | ○ |
| | <p>3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明</p> <p>〔考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法届出対象施設については、当該サービスを利用するための契約の内容や手続き等について説明するよう努めることになっている。（法第59条の2の3） | <p>a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。</p> <p>〔留意点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の実施前に保護者に対して、保育従事者の氏名や保育士資格、市への届出の有無などの情報を提供することが望ましい。ただし、事業者は個人情報保護義務について留意することが必要であること。 | <p>(a) 説明が行われていない。</p> <p>(b) 説明はされているが、内容が不十分。</p> | — | ○ |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|-----------------------|--|--|---|------------|------------|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第9 備える帳簿等 | 1 職員に関する帳簿等の整備 [考え方] ・労働基準法第109条に規定する労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を5年間保存しなければならないものであること。 | a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日等が記載された帳簿等があるか。 | (a) 確認できる帳簿等が備えられていない。 (b) 整備内容が不十分。 | — ○ | ○ — |
| | b 労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。 ・労働者名簿(労働基準法第107条) ・賃金台帳(労働基準法第108条) ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条) | (c) 左記の帳簿等の整備状況が不十分。 | — | ○ | |
| 2 在籍(利用)乳幼児に関する帳簿等の整備 | a 在籍(利用)乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍(利用)記録、保育所児童保育要録並びに契約内容等が確認できる帳簿等があるか。 | (a) 確認できる帳簿等が備えられていない。 (b) 整備内容が不十分。 | — ○ | ○ — | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|---------------|--|--|---|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第10 市要綱の規定 | 1 変更の届出 (1) 法届出対象施設の変更届出 [考え方] ・届出対象外施設を除くものとする。 | a 市要綱第8条各項又は第9条各項に基づき、市長に変更の届出が行われているか。 [留意点] ・変更の届出事項の取扱いについて、市要綱別表1を参照すること。また、入所(利用)定員の変更についても届出事項である。 | (a) 変更の届出事項に該当するにも関わらず、届出が行われていない。 | — | ○ |
| | 2 休止又は再開の届出 (1) 法届出対象施設の休止又は再開の届出 [考え方] ・届出対象外施設を除くものとする。 | a 市要綱第10条各項に基づき、市長に休止又は再開の届出が行われているか。 | (a) 休止又は再開の届出事項に該当するにも関わらず、届出が行われていない。 | — | ○ |
| | 3 事故等が生じた場合や長期滞在児童がいる場合の報告 [考え方] ・必ず報告が必要なものについて、市要綱第18条第3項ただし書において、以下のものを定めている。 ①重大な事故(死亡事故、意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)又は治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故) ②感染症又は食中毒 ③食事(給食、おやつ等)における異物混入 ④不適切な保育 ⑤長期滞在児童 | a 市要綱第18条第3項ただし書に基づき、市長に事故等が生じた場合や長期滞在児童がいる場合の報告が行われているか。 | (a) 事故等が生じた場合や長期滞在児童がいる場合の報告事項に該当するにも関わらず、報告が行われていない。 | — | ○ |
| | 4 記録の保存 [考え方] ・記録の保存の期間について、市要綱第28条第4項において、5年間(保育所児童保育要録の原本等については、当該児童が小学校を卒業するまでの間)が望ましいと定めている。 ・労働基準法第109条に規定する労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を5年間保存しなければならないものであること。 | a 市要綱第28条第3項に基づき、市へ届出又は報告した書類並びにこの浜松市認可外保育施設設備運営基準の「第9備える帳簿等」に規定する必要な記録について、少なくとも1年間保存しているか。 | (a) 必要な記録が1年間保存されていない。 | — | ○ |

浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準(案)

(別紙基準3) 複数雇用のベビーシッター(法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設)

○目的とする業務

- ・児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務

○浜松市認可外保育施設設備運営基準において、用語の定義は次の通りである。

- ・法 : 児童福祉法
- ・市要綱 : 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱

○浜松市認可外保育施設設備運営基準と関係法令及び参考通知との関連性は、次の通りである。

| 関係法令・参考通知 | | 該当項目 |
|-----------|--|---|
| 関係法令 | 消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等(平成17年厚生労働省告示第128号) | <ul style="list-style-type: none"> ・第1 保育に従事する者の数及び資格 ・第2 保育室等の構造、設備及び面積 ・第3 非常災害に対する措置 ・第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件 ・第5 保育内容 ・第6 給食 ・第7 健康管理・安全確保 ・第8 利用者への情報提供 ・第9 備える帳簿等 |
| | 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条 | |
| 参考通知 | 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号)の別添 | |
| | 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年1月21日雇児発第0121002号)の別表 | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|----------------------|--|--|---|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第1 保育に従事する者の数及び資格 | <p>1 保育に従事する者の数 原則、1人に対して乳幼児1人</p> <p>〔考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であつて、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。なお、この例外の適用については、当該乳幼児と同居していない他の保護者の監護する乳幼児は含まれない。 原則1対1であることを踏まえ、複数名の保育については慎重に判断するものとする。 労働基準法の休憩時間中の保育に従事する者を除いた人数とすること。 | a 保育に従事する者が1人で保育している乳幼児の数 | (a) 乳幼児数が1人を超えている。 | — | ○ |
| | <p>2 保育に従事する者の有資格者の数</p> <p>〔考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ここでいう有資格者は、保育士又は看護師(准看護師を含む。)の資格を有する者をいう。 保育に従事する者の全てについて、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。 | a 保育に従事する全ての者(採用した日から1年を超えていない者を除く。)が、有資格者又は「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について」(令和3年3月31日子発0331第5号)1(1)から(3)まで及び2(1)から(4)までに規定する研修を修了した者であるか。 | (a) 有資格者又は研修を修了した者が配置されていない。(採用した日から1年を超えていない者については、採用後1年以内に研修を受けることを予定していること。) | — | ○ |
| | <p>3 保育士の名称</p> <p>〔考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用した場合には、30万円以下の罰金が課せられることになること。 事業者が、保育士資格を有していない者について、保育士であると誤認されるような表現を用いて入園案内や児童の募集を行った場合は、事業者についても、名称独占違反の罰則が課されるおそれがあること。 | a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。 | (a) 左記の事項につき、違反がある。 | — | ○ |
| | <p>4 保育士特定登録取消者管理システムでの確認</p> | a 保育士を任命し、又は雇用しようとするときに、保育士特定登録取消者管理システムにおいて、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録が取り消された者等であるかの確認を行っているか。 | | | |

指導事項等については国からの通知が発出され次第、決定します

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|--------------------------|---|---|---------------------------------------|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第2 保育室等の構造、 設備及び面積 | 1 事業の運営を行う事業所の専用区画及び備品等についての協力依頼 [考え方] ・事業の運営を行う事業所とは、乳幼児の居宅ではなく、業務を行う事業者の事務所をいう。 | a 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。 | (a) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていない。 | — | — |
| | b 保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めているか。 | (b) 玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるものなど保育の実施に必要な備品等の用意について保護者に協力を求めているか。 | — | — | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|--|---|------------------------------|---|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第3 非常災害に対する措置／第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件 | <p>1 防災上の必要な措置の実施</p> <p>[考え方]</p> <p>・火災や地震などの災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）をあらかじめ検討し、実施することが必要であること。</p> | <p>a 防災上の必要な措置が講じられているか。</p> | <p>(a) 火災、地震等の災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）について定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知や定期的な訓練等を含む。）が不十分。</p> | — | ○ |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|------------|---|--|---|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第5 保育内容 | <p>1 保育の内容</p> <p>[考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえた適切な保育が行われていること。 ・乳幼児の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、乳幼児の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要であること。 <p>各時期の保育上の主な留意事項は次のとおりであるが、乳幼児への適切な関わりを理解するためには、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を理解することが不可欠であること。</p> | <p>a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状態を把握し、保育が行われているか。</p> <p>b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされているか。</p> <p>c 乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されているか。</p> <p>d 乳幼児に対し漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。</p> <p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の児童に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わることは、児童にとって重要である。保育従事者にとっても最も基本的な使命であり、このような姿勢を欠く保育従事者は不適任であること。 | <p>(a) 以下の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。</p> <p>(1)子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項</p> <p>(2)乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項</p> <p>(3)子どもの遊び等に関する事項</p> <p>(4)保育の実施に関して留意すべき事項</p> | — | ○ |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | |
|---------|--|------|------|--|
| | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第5 保育内容 | <p>※各時期の保育上の主な留意事項</p> <p>[乳児（1歳未満児）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことを理解し、一人一人の発育及び発達状態や健康状態について適切な判断に基づく保健的な対応を行っているか。 ・視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成される時期であることを踏まえ、情緒の安定と歩行や言葉の獲得に向けた援助を行っているか。 ・一人一人の生理的・心理的欲求を感性豊かに受け止め、愛情を込めて優しく体と言葉で応答するよう努めているか。 <p>[1歳以上3歳未満児]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に感染症にかかりやすい時期であることを理解し、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけているか。 ・自我が形成され、児童が自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、愛情豊かに応答的に関わるよう努めているか。 ・身体的な機能や基本的な運動機能が発達するとともに、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになり、自分でできることが増えてくる時期であることを踏まえ、乳幼児の生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちや自発的な活動を尊重しているか。 ・一人一人が探索活動を十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れたり、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるよう、模倣やごっこ遊びの中で保育従事者が仲立ちをしたりするなど、乳幼児の心身の発達に必要な体験が得られるよう適切に援助しているか。 <p>[3歳以上児]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この時期に見られる、運動機能の発達や基本的な生活習慣の形成、言葉の理解、知的興味や関心の高まり、仲間の中の一人という自覚、集団的な遊びや協同的な活動などを踏まえて、個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、以下のことに留意しながら、一人一人の実態に即して適切に援助しているか。 <p>(3歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であることを踏まえ、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させること。 <p>(4歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期であることを踏まえ、児童の心の動きを保育従事者が十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むこと。 <p>(5歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期であることを踏まえ、保育従事者が児童の主體的な活動を促すため多様な関わりを持つことにより、児童の発達に必要な豊かな体験が得られること。 <p>(6歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくるとともに、集団遊びも、一人一人の好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなることを踏まえ、様々な環境を設定し、遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアが生かされるようにすること。 | | | |
| | | | | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|------------|---|--|--|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第5 保育内容 | <p>2 保育に従事する者の保育姿勢等 (1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上</p> <p>〔考え方〕 ・設置者をはじめとする職員は保育内容等に対して、児童の利益を優先して適切な対応をとることが必要であること。</p> | <p>a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設の設置者又は管理者については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。</p> <p>b 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図っているか。</p> <p>c 保育に従事する者について、研修計画を作成し、一定の研修受講の機会又は施設内研修等の場を設けているか。</p> | <p>(a) 保育に当たっての基本姿勢（子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等）に関する事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。 (b) 研修計画を作成し、保育従事者に対し、研修を実施していない。 (研修については、保育に従事する前（採用時）に実施することが望ましい。また、保育従事者の質の向上のため、定期的な研修の実施が望ましい。）</p> | ○ | — |
| | <p>(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮</p> <p>〔考え方〕 ・しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。</p> <p>・不適切な保育の防止について以下を参考にすること。 ①「保育所等における虐待等に関する対応について」（令和4年12月7日厚生労働省・内閣府事務連絡） ②「不適切な保育の未然防止の徹底について」（令和4年12月6日こ未第698号） ③「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」（令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「不適切保育に関する対応について」事業報告書（別添）） ④保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト（平成29年3月作成、平成30年4月一部改訂全国保育士会） ⑤昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について（令和5年5月12日こ成保44・5文科初第420号）の別紙2「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」</p> <p>・虐待の行為類型 ①身体的虐待 ②性的虐待 ③ネグレクト ④心理的虐待</p> | <p>a 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。</p> <p>b 以下のいずれかを実施しているか。 (1) 施設長や主任等の施設のリーダー層の意識の醸成と適切な対応を確認する都道府県等が実施する研修 (2) 保育従事者が子どもの人権・人格を尊重する適切な保育への理解を深め、認識を共有する施設内研修 (3) その他不適切な保育の未然防止となるもの</p> <p>c 不適切な保育等が疑われる事案を把握した場合、状況を正確に把握した上で市長に情報提供・相談等をしているか。</p> | <p>(a) 配慮に欠けている。 (例) しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。等</p> | — | ○ |
| | | <p>b 以下のいずれかを実施しているか。 (1) 施設長や主任等の施設のリーダー層の意識の醸成と適切な対応を確認する都道府県等が実施する研修 (2) 保育従事者が子どもの人権・人格を尊重する適切な保育への理解を深め、認識を共有する施設内研修 (3) その他不適切な保育の未然防止となるもの</p> <p>c 不適切な保育等が疑われる事案を把握した場合、状況を正確に把握した上で市長に情報提供・相談等をしているか。</p> | <p>(b) b(1)～(3)のいずれかを実施していない。</p> <p>(c) 不適切な保育等が疑われる事案を把握した場合、市長に情報提供・相談等をしていない。</p> | — | ○ |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|------------|--|---|---|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第5 保育内容 | (3) 児童相談所等の専門的機関との連携 | a 利用乳幼児について、児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 〔留意点〕 ・虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。 | (a) 虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等を行う体制がとられていない。 | — | ○ |
| | 3 保護者との連絡等 (1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施 〔考え方〕 ・保護者との相互信頼関係を築くことを通じて保護者の理解と協力を得ることが乳幼児の適切な保育にとって不可欠であり、連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは保育中の乳幼児の様子を連絡し合うこと。 | a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子を連絡しているか。 | (a) 可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることを心がけていない。 | ○ | — |
| | (2) 保護者との緊急時の連絡体制 〔考え方〕 ・保育中に異常が発生した場合など、いつでも連絡できるよう、連絡先を整理し、全ての保育従事者が容易に分かるようにしておくことが必要であること。 | a 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握しているか。 b かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先を把握しているか。 | (a) 保護者の緊急連絡先等を把握していない。 (b) かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先を把握していない。 | — | ○ |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|----------|---|---|--|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第6 給食 | <p>[考え方]</p> <p>・第6については、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払う必要がある。</p> <p>1 衛生管理の状況 食器等の適切な衛生管理</p> | <p>食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であること。</p> | <p>(a) 衛生面等必要な注意が払われていない。</p> | — | ○ |
| | <p>2 食事内容等の状況</p> | <p>a 乳児にミルクを与えた場合に、ゲップをさせることや離乳食摂取後の乳児について食事後の状況に注意が払われているかなど乳児に対する配慮が適切に行われているか。</p> | <p>(a) 乳児に対する配慮が適切に行われていない。</p> | — | ○ |
| | | <p>b アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応が行われているか。</p> | <p>(b) アレルギー疾患等を有する子どもに対して適切な対応が行われていない。</p> | — | ○ |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|--|---|---|--|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第7 健康管理・安全確保 | 1 乳幼児の健康状態の観察 預かり、引渡しの際、乳幼児一人一人の健康状態の観察 | a 預かりの際、健康状態(※1)の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。 (※1)体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等 | (a) 十分な観察が行われていない。 (b) 保護者から報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けてない。 | ○ | — |
| | b 引渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。 | (c) 十分な観察が行われていない。 (d) 注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。 | ○ | — | |
| 2 職員の健康診断 [考え方] ・職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により義務づけられていること。 ・食事の提供には、調理・調乳が含まれる。 ・食事の提供に携わる職員は、検便の結果が陰性であると判明した後から食事の提供に携わることができる。 ・陰性であると判明した検便の有効期間の目安は、1か月程度とする。 | a 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。 b 食事の提供を行う場合には、提供頻度やその内容等の実情に応じ、検便を実施しているか。 | (a) 実施されていない。 (b) 実施されていない。 | — | ○ | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|-----------------|---|---|--|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第7 健康管理・安全確保 | 3 感染症への対応 [考え方] ・利用児童の居宅等において保育を行うことを踏まえ、複数児童が利用する施設とは異なり、利用児童と保育従事者の間での感染を防ぐことを念頭に置く必要があること。 | a 感染予防のための対策が行われているか。 (例) 手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防を実施する。 | (a) 手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策について定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組(保育従事者への周知を含む。)が不十分。 | — | ○ |
| | 4 乳幼児突然死症候群に対する注意 | a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。 b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 [留意点] ・仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は利用時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。 c 保育中は禁煙を厳守しているか。 | (a) 左記の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組(保育従事者への周知を含む。)が不十分。 | — | ○ |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|-----------------|--------|---|--|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第7 健康管理・安全確保 | 5 安全確保 | <p>a 安全計画(※2)を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。 (※2)施設の設定の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画のこと。 〔留意点〕 ・安全計画の策定にあたってのマニュアルの例として、リスクが高い場面（午睡、食事、プール・水遊び、園外活動、児童の送迎を目的とした自動車運行等）における事故防止の方法や、緊急的な対応が必要な場面（災害、不審者対応等）を想定した保護者への連絡方法等が考えられる。</p> <p>b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されているか。</p> <p>c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。</p> <p>d 事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理が図られているか。</p> <p>e 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されているか。</p> <p>f 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されているか。</p> | <p>(a) 安全計画が策定されていない。</p> <p>(b) 以下の内容について、いつ・何をすべきかを安全計画に規定していない。 (1) 施設設備等の安全点検 (2) 園外活動等を含む保育活動、取組等における職員や児童に対する安全確保のための指導 (3) 職員への各種訓練や研修等 (4) 児童の安全確保に関する取組</p> <p>(c) 職員に対し、安全計画について周知されていない。</p> <p>(d) 安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されていない。</p> <p>(e) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。</p> <p>(f) 以下の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。 (1) 安全計画に基づく取組の内容等を踏まえた事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構えに関する事項 (2) 保育を始める前の玩具、遊具等室内の安全確認に関する事項 (3) 室内、室外の安全確認チェックポイント（リスト） (4) ケガや急病等における応急手当の方法（実践）に関する事項 (5) 「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等に関する事項 (6) 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行する場合の、児童の乗車及び降車の際の児童の所在の確認方法に関する事項 (7) 事故発生時における対処方法及び連絡体制に関する事項 (8) 事故等発生後における詳細な内容等の報告に関する事項</p> | — | ○ |
| | | | ○ | — | |
| | | | — | ○ | |
| | | | — | ○ | |
| | | | — | ○ | |
| | | | — | ○ | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|-----------------|--|--|---|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第7 健康管理・安全確保 | <p>・事故防止については「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」（令和3年8月25日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡）、「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について」（令和4年9月6日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡）を参考にすること。</p> <p>・乳幼児や児童の居宅における保育の一環で居宅外で活動する場合は、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」（令和元年6月16日厚生労働省事務連絡）を踏まえて安全管理を徹底し、かつ、保護者の了承を得た上で、居宅外での活動の実施を慎重に判断すること。</p> <p>・児童の見落とし等の発生防止について「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」（令和4年4月11日厚生労働省・内閣府事務連絡）を参考にすること。</p> <p>・発生した全ての事故について、全職員に会議や研修の場等で定期的に情報共有及び要因分析をし、再発防止を徹底すること（ヒヤリ・ハットを含む。）。</p> | <p>g 児童の送迎を目的とした自動車を運行する場合は、事故防止に努める観点から、運転手の他に職員が同乗する体制を作ることが望ましい。</p> <p>h 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、職員に対し実技講習を定期的に受講させているか。</p> <p>i 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えているか。</p> <p>j 事故発生時には速やかに当該事実を市長に報告しているか。</p> <p>k 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか（ヒヤリ・ハットを含む。）。</p> <p>l 発生した事故（児童の見落とし等を含む。）に対して、事故が発生した要因の分析を行っているか（ヒヤリ・ハットを含む。）。</p> <p>m 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。</p> | <p>(g) 事故防止のため、運転手の他に職員が同乗する体制を作っていない。 （指導事項としないものとする。）</p> <p>(h) 職員に対し定期的な講習受講の機会が与えられていない。</p> <p>(i) 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。</p> <p>(j) 市要綱第18条第3項第1号アに基づく報告が行われていない。</p> <p>(k) 当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない（ヒヤリ・ハットを含む。）。</p> <p>(l) 発生した事故（児童の見落とし等を含む。）に対して、事故発生時の要因分析を行っていない（ヒヤリ・ハットを含む。）。</p> <p>(m) 死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。</p> | — | — |
| | — | — | ○ | — | |
| | — | — | ○ | — | |
| | — | — | ○ | — | |
| | ○ | — | — | — | |
| | — | — | — | ○ | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|-----------------|---|--|---|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第8 利用者への情報提供 | 1 施設及びサービスに関する内容の提示 | 以下の事項について、書面等による提示等がされているか。 a 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名 b 事業所の名称及び所在地 c 事業を開始した年月日 d 保育提供可能時間 e 提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 f 入所（利用）定員 g 保育士その他の職員の配置数又はその予定 h 設置者及び職員に対する研修の受講状況 i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 j（提携している場合は）提携している医療機関の名称、所在地（※3）及び提携内容（提携している医療機関がない場合は、該当なしである旨） k 緊急時等における対応方法 l 非常災害対策 m 虐待の防止のための措置に関する事項 n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。） （※3）提携する医療機関を病院等に所属しない個人の医師とする場合は、所在地は個人の住所の町字名までの記載を可とする | (a) 全く提示等がされていない。 (b) 左記 a～n の事項につき、提示内容又は提示等の仕方が不十分。 (c) 提供するサービス内容及び利用料の変更に、提示等が適切になされていない。 (d) 提供するサービス内容及び利用料の変更に、保護者への説明がなされていない。 | — | ○ |
| | 〔考え方〕 ・法届出対象施設については、右記の内容についての掲示が義務づけられている。（ベビーシッターについては、書面等による提示などの方法が考えられる。）（法第59条の2の2） ・法届出対象施設においては、右記 a～n のうち市への届出事項となっているものについては、市への届出内容と一致させること。 | | | ○ | — |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|-----------------|---|--|---|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第8 利用者への情報提供 | <p>2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付</p> <p>〔考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法届出対象施設については、右記の内容について書面等による交付が義務づけられている。(法第59条の2の4) ・法届出対象施設においては、右記a～hのうち市への届出事項となっているものについては、市への届出内容と一致させること。 | <p>以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。</p> <p>a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</p> <p>b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>c 事業所の名称及び所在地</p> <p>d 事業所の管理者の氏名及び住所</p> <p>e 当該利用者に対し提供するサービスの内容</p> <p>f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>g (提携している場合は) 提携する医療機関の名称、所在地(※4)及び提携内容(提携している医療機関がない場合は、該当なしである旨)</p> <p>h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先</p> <p>(※4)提携する医療機関を病院等に所属しない個人の医師とする場合は、所在地は個人の住所の町字名までの記載を可とする</p> <p>〔留意点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか 食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。 ・契約内容を変更する場合は、利用者に事前に説明する等、契約に応じて適切な対応をとること。 | <p>(a) 書面等により交付されていない。</p> <p>(b) 左記a～hの事項につき、交付内容が不十分。</p> <p>(c) 契約内容を変更する場合は、利用者に事前に説明する等、契約に応じて適切な対応がとられていない。</p> | — | ○ |
| | <p>3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明</p> <p>〔考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法届出対象施設については、当該サービスを利用するための契約の内容や手続き等について説明するよう努めることになっている。(法第59条の2の3) | <p>a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。</p> <p>〔留意点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の実施前に保護者に対して、保育従事者の氏名や保育士資格、市への届出の有無などの情報を提供することが望ましい。ただし、事業者は個人情報保護義務について留意することが必要であること。 | <p>(a) 説明が行われていない。</p> <p>(b) 説明はされているが、内容が不十分。</p> | — | ○ |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|-------------------|--|---|--|--------|--------|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第9 備える帳簿等 | 1 職員に関する帳簿等の整備 [考え方] ・労働基準法第109条に規定する労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を5年間保存しなければならないものであること。 | a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日等が記載された帳簿があるか。 | (a) 確認できる書類が備えられていない。 (b) 整備内容が不十分。 | — ○ | ○ — |
| | b 労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。 ・労働者名簿(労働基準法第107条) ・賃金台帳(労働基準法第108条) ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条) | (c) 左記の帳簿の整備状況が不十分。 | — | ○ | |
| 2 利用乳幼児に関する書類等の整備 | a 利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。 | (a) 確認できる書類が備えられていない。 (b) 整備内容が不十分。 | — ○ | ○ — | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|---------------|--|--|---|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第10 市要綱の規定 | 1 変更の届出 (1) 法届出対象施設の変更の届出 | a 市要綱第8条各項又は第9条各項に基づき、市長に変更の届出が行われているか。 〔留意点〕 ・変更の届出事項の取扱いについて、市要綱別表1を参照すること。また、入所(利用)定員の変更についても届出事項である。 | (a) 変更の届出事項に該当するにも関わらず、届出が行われていない。 | — | ○ |
| | (2) 顧客児童限定保育施設の変更の届出 | a 市要綱第13条に基づき、市長に変更の届出が行われているか。 〔留意点〕 ・変更届出事項について、市要綱別表2を参照すること。 | (a) 変更届出事項に該当するにも関わらず、届出が行われていない。 | ○ | — |
| | 2 休止又は再開の届出 (1) 法届出対象施設の休止又は再開の届出 | a 市要綱第10条各項に基づき、市長に休止又は再開の届出が行われているか。 | (a) 休止又は再開の届出事項に該当するにも関わらず、届出が行われていない。 | — | ○ |
| | (2) 顧客児童限定保育施設の休止又は再開の届出 | a 市要綱第14条各項に基づき、市長に休止又は再開の届出が行われているか。 | (a) 休止又は再開の届出事項に該当するにも関わらず、届出が行われていない。 | ○ | — |
| | 3 事故等が生じた場合や長期滞在児童がいる場合の報告 〔考え方〕 ・必ず報告が必要なものについて、市要綱第18条第3項ただし書において、以下のものを定めている。 ①重大な事故(死亡事故、意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)又は治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故) ②感染症又は食中毒 ③食事(給食、おやつ等)における異物混入 ④不適切な保育 ⑤長期滞在児童 | a 市要綱第18条第3項ただし書に基づき、市長に事故等が生じた場合や長期滞在児童がいる場合の報告が行われているか。 | (a) 事故等が生じた場合や長期滞在児童がいる場合の報告事項に該当するにも関わらず、報告が行われていない。 | — | ○ |
| | 4 記録の保存 〔考え方〕 ・記録の保存の期間について、市要綱第28条第4項において、5年間(保育所児童保育要録の原本等については、当該児童が小学校を卒業するまでの間)が望ましいと定めている。 ・労働基準法第109条に規定する労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を5年間保存しなければならないものであること。 | a 市要綱第28条第3項に基づき、市へ届出又は報告した書類並びにこの浜松市認可外保育施設設備運営基準の「第9備える帳簿等」に規定する必要な記録について、少なくとも1年間保存しているか。 | (a) 必要な記録が1年間保存されていない。 | — | ○ |

浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準（案）

（別紙基準4）個人のベビーシッター（法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設）

○目的とする業務

- ・児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務

○浜松市認可外保育施設設備運営基準において、用語の定義は次の通りである。

- ・法：児童福祉法
- ・市要綱：浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱

○浜松市認可外保育施設設備運営基準と関係法令及び参考通知との関連性は、次の通りである。

| 関係法令・参考通知 | | 該当項目 |
|-----------|--|---|
| 関係法令 | 消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成17年厚生労働省告示第128号） | <ul style="list-style-type: none"> ・第1 保育に従事する者の数及び資格 ・第2 保育室等の構造、設備及び面積 ・第3 非常災害に対する措置 ・第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件 ・第5 保育内容 ・第6 給食 ・第7 健康管理・安全確保 ・第8 利用者への情報提供 ・第9 備える帳簿等 |
| | 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条 | |
| 参考通知 | 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）の別添 | |
| | 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号）の別表 | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|----------------------|--|--|------------------------------|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第1 保育に従事する者の数及び資格 | <p>1 保育に従事する者の数 原則、1人に対して乳幼児1人</p> <p>〔考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であつて、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。なお、この例外の適用については、当該乳幼児と同居していない他の保護者の監護する乳幼児は含まれない。 原則1対1であることを踏まえ、複数名の保育については慎重に判断するものとする。 (事業又は事務所に使用され賃金を支払われる労働者である場合)労働基準法の休憩時間中の保育に従事する者を除いた人数とすること。 | a 保育に従事する者が1人で保育している乳幼児の数 | (a) 乳幼児数が1人を超えている。 | — | ○ |
| | <p>2 保育に従事する者の有資格者の数</p> <p>〔考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ここでいう有資格者は、保育士又は看護師(准看護師を含む。)の資格を有する者をいう。 保育に従事する者の全てについて、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。 | a 保育に従事する全ての者(採用した日から1年を超えていない者を除く。)が、有資格者又は「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について」(令和3年3月31日子発0331第5号通知)1(1)から(3)まで及び2(1)から(4)までに規定する研修を修了した者であるか。 | (a) 有資格者又は研修を修了した者が配置されていない。 | — | ○ |
| | <p>3 保育士の名称</p> <p>〔考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用した場合には、30万円以下の罰金が課せられることになること。 事業者が、保育士資格を有していない者について、保育士であると誤認されるような表現を用いて入園案内や児童の募集を行った場合は、事業者についても、名称独占違反の罰則が課されるおそれがあること。 | a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。 | (a) 左記の事項につき、違反がある。 | — | ○ |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|--------------------------|---|---|---------------------------------------|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第2 保育室等の構造、 設備及び面積 | 1 事業の運営を行う事業所の専用区画及び備品等についての協力依頼 [考え方] ・事業の運営を行う事業所とは、乳幼児の居宅ではなく、業務を行う事業者の事務所をいう。 | a 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。 | (a) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていない。 | — | — |
| | b 保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めているか。 | (b) 玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるものなど保育の実施に必要な備品等の用意について保護者に協力を求めているか。 | — | — | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|--|---|------------------------------|--|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第3 非常災害に対する措置／第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件 | <p>1 防災上の必要な措置の実施</p> <p>[考え方]</p> <p>・火災や地震などの災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）をあらかじめ検討し、実施することが必要であること。</p> | <p>a 防災上の必要な措置が講じられているか。</p> | <p>(a) 地震、火災等の災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）について検討及び実施をしていない。</p> | — | ○ |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|------------|---|---|--|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第5 保育内容 | <p>1 保育の内容</p> <p>[考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえた適切な保育が行われていること。 ・ 乳幼児の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、乳幼児の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要であること。 <p>各時期の保育上の主な留意事項は次のとおりであるが、乳幼児への適切な関わりを理解するためには、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を理解することが不可欠であること。</p> | <p>a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状態を把握し、保育が行われているか。</p> <p>b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされているか。</p> <p>c 乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されているか。</p> <p>d 乳幼児に対し漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。</p> <p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人一人の児童に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わることは、児童にとって重要である。保育従事者にとっても最も基本的な使命であり、このような姿勢を欠く保育従事者は不適任であること。 | <p>(a) 以下の事項について理解していない、又は、理解はしているが配慮した保育をしていない。</p> <p>(1) 子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項</p> <p>(2) 乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項</p> <p>(3) 子どもの遊び等に関する事項</p> <p>(4) 保育の実施に関して留意すべき事項</p> | — | ○ |
| | | | | | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | |
|---------|--|------|------|--|
| | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第5 保育内容 | <p>※各時期の保育上の主な留意事項</p> <p>[乳児（1歳未満児）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことを理解し、一人一人の発育及び発達状態や健康状態について適切な判断に基づく保健的な対応を行っているか。 ・視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成される時期であることを踏まえ、情緒の安定と歩行や言葉の獲得に向けた援助を行っているか。 ・一人一人の生理的・心理的欲求を感性豊かに受け止め、愛情を込めて優しく体と言葉で応答するよう努めているか。 <p>[1歳以上3歳未満児]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に感染症にかかりやすい時期であることを理解し、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけているか。 ・自我が形成され、児童が自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、愛情豊かに応答的に関わるよう努めているか。 ・身体的な機能や基本的な運動機能が発達するとともに、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになり、自分でできることが増えてくる時期であることを踏まえ、乳幼児の生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちや自発的な活動を尊重しているか。 ・一人一人が探索活動を十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れたり、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるよう、模倣やごっこ遊びの中で保育従事者が仲立ちをしたりするなど、乳幼児の心身の発達に必要な体験が得られるよう適切に援助しているか。 <p>[3歳以上児]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この時期に見られる、運動機能の発達や基本的な生活習慣の形成、言葉の理解、知的興味や関心の高まり、仲間の中の一人という自覚、集団的な遊びや協同的な活動などを踏まえて、個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、以下のことに留意しながら、一人一人の実態に即して適切に援助しているか。 <p>(3歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であることを踏まえ、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させること。 <p>(4歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期であることを踏まえ、児童の心の動きを保育従事者が十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むこと。 <p>(5歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期であることを踏まえ、保育従事者が児童の主体的な活動を促すため多様な関わりを持つことにより、児童の発達に必要な豊かな体験が得られること。 <p>(6歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくるとともに、集団遊びも、一人一人の好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなることを踏まえ、様々な環境を設定し、遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアが生かされるようにすること。 | | | |
| | | | | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|------------|---|--|--|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第5 保育内容 | <p>2 保育に従事する者の保育姿勢等 (1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上</p> <p>〔考え方〕 ・設置者をはじめとする職員は保育内容等に対して、児童の利益を優先して適切な対応をとることが必要であること。</p> | <p>a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であるか。</p> <p>b 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図っているか。</p> <p>c 保育に従事する者に関する研修を受講しているか。 〔留意点〕 ・研修については、保育に従事する前に受講することが望ましい。また、保育従事者の質の向上のため、定期的な研修の実施が望ましい。</p> | <p>(a) 保育に当たっての基本姿勢（子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等）を理解していない、又は、理解はしているが取組が不十分。</p> <p>(b) 保育に従事する者に関する研修を受講していない。 （研修については、保育に従事する前に受講することが望ましい。また、保育従事者の質の向上のため、定期的な研修の実施が望ましい。）</p> | ○ | — |
| | <p>(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮</p> <p>〔考え方〕 ・しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。</p> <p>・不適切な保育の防止について以下を参考にする事。</p> <p>①「保育所等における虐待等に関する対応について」（令和4年12月7日厚生労働省・内閣府事務連絡） ②「不適切な保育の未然防止の徹底について」（令和4年12月6日こ未第698号） ③「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」（令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「不適切保育に関する対応について」事業報告書（別添）） ④保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト（平成29年3月作成、平成30年4月一部改訂全国保育士会） ⑤昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について（令和5年5月12日こ成保44・5文科初第420号）の別紙2「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」</p> <p>・虐待の行為類型 ①身体的虐待 ②性的虐待 ③ネグレクト ④心理的虐待</p> | <p>a 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。</p> <p>b 以下のいずれかを実施しているか。 (1) 施設長や主任等の施設のリーダー層の意識の醸成と適切な対応を確認する都道府県等が実施する研修 (2) 保育従事者が子どもの人権・人格を尊重する適切な保育への理解を深め、認識を共有する施設内研修 (3) その他不適切な保育の未然防止となるもの</p> <p>c 不適切な保育等が疑われる事案を把握した場合、状況を正確に把握した上で市長に情報提供・相談等をしているか。</p> | <p>(a) 配慮に欠けている。 （例）しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。等</p> <p>(b) b(1)～(3)のいずれかを実施していない。</p> <p>(c) 不適切な保育等が疑われる事案を把握した場合、市長に情報提供・相談等をしていない。</p> | — | ○ |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|------------|--|--|--|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第5 保育内容 | (3) 児童相談所等の専門的機関との連携 | <p>a 利用乳幼児について、児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関へ通告しているか。</p> <p>[留意点] ・虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。</p> | (a) 虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告をしていない。 | — | ○ |
| | <p>3 保護者との連絡等</p> <p>(1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施</p> <p>[考え方] ・保護者との相互信頼関係を築くことを通じて保護者の理解と協力を得ることが乳幼児の適切な保育にとって不可欠であり、連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは保育中の乳幼児の様子を連絡し合うこと。</p> | <p>a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子を連絡しているか。</p> | (a) 可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることを心がけていない。 | ○ | — |
| | (2) 保護者との緊急時の連絡体制 | <p>a 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握しているか。</p> <p>b かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先を把握しているか。</p> | <p>(a) 保護者の緊急連絡先等を把握していない。</p> <p>(b) かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先を把握していない。</p> | — | ○ |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|----------|---|---|--|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第6 給食 | <p>[考え方]</p> <p>・第6については、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払う必要がある。</p> <p>1 衛生管理の状況 食器等の適切な衛生管理</p> | <p>食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であること。</p> | <p>(a) 衛生面等必要な注意が払われていない。</p> | — | ○ |
| | <p>2 食事内容等の状況</p> | <p>a 乳児にミルクを与えた場合に、ゲップをさせることや離乳食摂取後の乳児について食事後の状況に注意が払われているかなど乳児に対する配慮が適切に行われているか。</p> <p>b アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応が行われているか。</p> | <p>(a) 乳児に対する配慮が適切に行われていない。</p> <p>(b) アレルギー疾患等を有する子どもに対して適切な対応が行われていない。</p> | — | ○ |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | |
|-------------------|---|---|---|----------------|
| | | 指導事項 | 指導区分 | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 |
| 第7 健康管理・安全確保 | 1 乳幼児の健康状態の観察 預かり、引渡しの際、乳幼児一人一人の健康状態の観察 | a 預かりの際、健康状態(※1)の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。 (※1)体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等 | (a) 十分な観察が行われていない。 (b) 保護者から報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けてない。 | ○ — ○ — |
| | | b 引渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。 | (c) 十分な観察が行われていない。 (d) 注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。 | ○ — — ○ |
| | 2 職員の健康診断 [考え方] ・職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により義務づけられていること。 ・食事の提供には、調理・調乳が含まれる。 ・食事の提供に携わる職員は、検便の結果が陰性であると判明した後から食事の提供に携わることができる。 ・陰性であると判明した検便の有効期間の目安は、1か月程度とする。 | a 健康診断を1年に1回受けているか。 b 食事の提供を行う場合には、提供頻度やその内容等の実情に応じ、検便を実施しているか。 | (a) 受けていない。 (b) 実施されていない。 | — ○ — ○ |
| | 3 感染症への対応 [考え方] ・利用児童の居宅等において保育を行うことを踏まえ、複数児童が利用する施設とは異なり、利用児童と保育従事者の間での感染を防ぐことを念頭に置く必要があること。 | a 感染予防のための対策が行われているか。 (例) 手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防を実施する。 | (a) 手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策を講じていない。 | — ○ |
| 4 乳幼児突然死症候群に対する注意 | a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。 b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 [留意点] ・仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は利用時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。 c 保育中は禁煙を厳守しているか。 | (a) 左記の事項を実施していない。 | — ○ | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|-----------------|--------|---|---|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第7 健康管理・安全確保 | 5 安全確保 | <p>a 安全計画(※2)を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。 (※2)施設の設定の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画のこと。 〔留意点〕 ・安全計画の策定にあたっての取組の例として、リスクが高い場面(午睡、食事、プール・水遊び、園外活動、児童の送迎を目的とした自動車運行等)における事故防止の方法や、緊急的な対応が必要な場面(災害、不審者対応等)を想定した保護者への連絡方法等の検討が考えられる。</p> <p>b 安全計画について理解しているとともに、安全計画に定める訓練を定期的実施しているか。</p> <p>c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。</p> <p>d 事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理が図られているか。</p> <p>e 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されているか。</p> <p>f 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されているか。</p> | <p>(a) 安全計画が策定されていない。</p> <p>(b) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。</p> <p>(c) 以下の事項について理解していない、又は、理解はしているが取組が不十分。 (1) 安全計画に基づく取組の内容等を踏まえた事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構え (2) 保育を始める前の玩具、遊具等室内の安全確認 (3) 室内、室外の安全確認 (4) ケガや急病等における応急手当の方法(実践) (5) 「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等 (6) 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行する場合の、児童の乗車及び降車の際の児童の所在の確認方法 (7) 事故発生時における対処方法及び連絡体制 (8) 事故等発生後における詳細な内容等の報告</p> | — | ○ |
| | | | — | ○ | |
| | | | — | ○ | |
| | | | — | ○ | |
| | | | — | ○ | |
| | | | — | ○ | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | |
|---|---|---|------|---|
| | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| <p>第7 健康管理・安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故防止については「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」（令和3年8月25日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡）、「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について」（令和4年9月6日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡）を参考にすること。 ・乳幼児や児童の居宅における保育の一環で居宅外で活動する場合は、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」（令和元年6月16日厚生労働省事務連絡）を踏まえて安全管理を徹底し、かつ、保護者の了承を得た上で、居宅外での活動の実施を慎重に判断すること。 ・児童の見落とし等の発生防止について「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」（令和4年4月11日厚生労働省・内閣府事務連絡）を参考にすること。 ・発生した全ての事故について、全職員に会議や研修の場等で定期的に情報共有及び要因分析をし、再発防止を徹底すること（ヒヤリ・ハットを含む。）。 | <p>g 児童の送迎を目的とした自動車を運行する場合は、事故防止に努める観点から、運転手の他に職員が同乗する体制を作っているか。</p> <p>h 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的に通講しているか。</p> <p>i 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えているか。</p> <p>j 事故発生時には速やかに当該事実を市長に報告しているか。</p> <p>k 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか（ヒヤリ・ハットを含む。）。</p> <p>l 発生した事故（児童の見落とし等を含む。）に対して、事故が発生した要因の分析を行っているか（ヒヤリ・ハットを含む。）。</p> <p>m 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。</p> | <p>(d) 事故防止のため、運転手の他に職員が同乗する体制を作っていない。 （指導事項としないものとする。）</p> <p>(e) 定期的に講習を受講していない。</p> <p>(f) 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。</p> <p>(g) 市要綱第18条第3項第1号アに基づく報告が行われていない。</p> <p>(h) 事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない（ヒヤリ・ハットを含む。）。</p> <p>(i) 発生した事故（児童の見落とし等を含む。）に対して、事故発生の際の要因分析を行っていない（ヒヤリ・ハットを含む。）。</p> <p>(j) 死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。</p> | — | — |
| | — | — | ○ | — |
| | — | — | — | ○ |
| | — | — | — | ○ |
| | ○ | — | — | — |
| | — | — | — | ○ |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|-----------------|--|--|--|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第8 利用者への情報提供 | <p>1 施設及びサービスに関する内容の提示</p> <p>〔考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法届出対象施設については、右記の内容についての掲示が義務づけられている。（ベビーシッターについては、書面等による提示などの方法が考えられる。）（法第59条の2の2） ・法届出対象施設においては、右記a～nのうち市への届出事項となっているものについては、市への届出内容と一致させること。 | <p>以下の事項について、書面等による提示等がされているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名 b 事業所の名称及び所在地 c 事業を開始した年月日 d 保育提供可能時間 e 提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 f 入所（利用）定員 g 設置者の資格（保育士・看護師）の保有状況 h 設置者の研修の受講状況 i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 j（提携している場合は）提携している医療機関の名称、所在地（※3）及び提携内容（提携している医療機関がない場合は、該当なしである旨） k 緊急時等における対応方法 l 非常災害対策 m 虐待の防止のための措置に関する事項 n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。） <p>（※3）提携する医療機関を病院等に所属しない個人の医師とする場合は、所在地は個人の住所の町字名までの記載を可とする</p> | <p>(a) 全く提示等がされていない。</p> <p>(b) 左記 a～n の事項につき、提示内容又は提示等の仕方が不十分。</p> <p>(c) 提供するサービスの内容及び利用料の変更に、提示等が適切になされていない。</p> <p>(d) 提供するサービスの内容及び利用料の変更に、保護者への説明がなされていない。</p> | — | ○ |
| | | | | ○ | — |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|-----------------|---|---|---|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第8 利用者への情報提供 | <p>2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付</p> <p>[考え方] ・法届出対象施設については、右記の内容について書面等による交付が義務づけられている。(法第59条の2の4)</p> <p>・法届出対象施設においては、右記a～hのうち市への届出事項となっているものについては、市への届出内容と一致させること。</p> | <p>以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。</p> <p>a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</p> <p>b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>c 事業所の名称及び所在地</p> <p>d 事業所の管理者の氏名及び住所</p> <p>e 当該利用者に対し提供するサービスの内容</p> <p>f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>g (提携している場合は) 提携する医療機関の名称、所在地(※4)及び提携内容(提携している医療機関がない場合は、該当なしである旨)</p> <p>h 利用者からの苦情を受け付ける連絡先</p> <p>(※4) 提携する医療機関を病院等に所属しない個人の医師とする場合は、所在地は個人の住所の町字名までの記載を可とする</p> <p>[留意点] ・あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか 食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。 ・契約内容を変更する場合は、利用者に事前に説明する等、契約に応じて適切な対応をとること。</p> | <p>(a) 書面等により交付されていない。</p> <p>(b) 左記a～hの事項につき、交付内容が不十分。</p> <p>(c) 契約内容を変更する場合は、利用者に事前に説明する等、契約に応じて適切な対応がとられていない。</p> | — | ○ |
| | <p>3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明</p> <p>[考え方] ・法届出対象施設については、当該サービスを利用するための契約の内容や手続き等について説明するよう努めることになっている。(法第59条の2の3)</p> | <p>a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。</p> <p>[留意点] ・保育の実施前に保護者に対して、保育従事者の氏名や保育士資格、市への届出の有無などの情報を提供することが望ましい。ただし、事業者は個人情報保護義務について留意することが必要であること。</p> | <p>(a) 説明が行われていない。</p> <p>(b) 説明はされているが、内容が不十分。</p> | — | ○ |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | |
|--------------|-------------------|---|------|------|
| | | 指導事項 | 指導区分 | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 |
| 第9 備える帳簿等 | 1 利用乳幼児に関する書類等の整備 | a 利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。 | — | ○ |
| | | (a) 確認できる書類が備えられていない。 (b) 整備内容が不十分。 | ○ | — |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | |
|--|--|--|---|------|---|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第10 市要綱の規定 | 1 変更の届出 (1) 法届出対象施設の変更の届出 | a 市要綱第8条各項又は第9条各項に基づき、市長に変更の届出が行われているか。 〔留意点〕 ・変更の届出事項の取扱いについて、市要綱別表1を参照すること。また、入所（利用）定員の変更についても届出事項である。 | (a) 変更の届出事項に該当するにも関わらず、届出が行われていない。 | — | ○ |
| | (2) 顧客児童限定保育施設の変更の届出 | a 市要綱第13条に基づき、市長に変更の届出が行われているか。 〔留意点〕 ・変更届出事項について、市要綱別表2を参照すること。 | (a) 変更届出事項に該当するにも関わらず、届出が行われていない。 | ○ | — |
| | 2 休止又は再開の届出 (1) 法届出対象施設の休止又は再開の届出 | a 市要綱第10条各項に基づき、市長に休止又は再開の届出が行われているか。 | (a) 休止又は再開の届出事項に該当するにも関わらず、届出が行われていない。 | — | ○ |
| | (2) 顧客児童限定保育施設の休止又は再開の届出 | a 市要綱第14条各項に基づき、市長に休止又は再開の届出が行われているか。 | (a) 休止又は再開の届出事項に該当するにも関わらず、届出が行われていない。 | ○ | — |
| | 3 事故等が生じた場合や長期滞在児童がいる場合の報告 〔考え方〕 ・必ず報告が必要なものについて、市要綱第18条第3項ただし書において、以下のものを定めている。 ①重大な事故（死亡事故、意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）又は治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故） ②感染症又は食中毒 ③食事（給食、おやつ等）における異物混入 ④不適切な保育 ⑤長期滞在児童 | a 市要綱第18条第3項ただし書に基づき、市長に事故等が生じた場合や長期滞在児童がいる場合の報告が行われているか。 | (a) 事故等が生じた場合や長期滞在児童がいる場合の報告事項に該当するにも関わらず、報告が行われていない。 | — | ○ |
| 4 記録の保存 〔考え方〕 ・記録の保存の期間について、市要綱第28条第4項において、5年間（保育所児童保育要録の原本等については、当該児童が小学校を卒業するまでの間）が望ましいと定めている。 | a 市要綱第28条第3項に基づき、市へ届出又は報告した書類並びにこの浜松市認可外保育施設設備運営基準の「第9備える帳簿等」に規定する必要な記録について、少なくとも1年間保存しているか。 | (a) 必要な記録が1年間保存されていない。 | — | ○ | |

浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準(案)

(別紙基準5) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設(顧客児童限定保育施設)

○目的とする業務

- ・児童福祉法第6条の3第10項に規定する業務
- ・児童福祉法第39条第1項に規定する業務

○浜松市認可外保育施設設備運営基準において、用語の定義は次の通りである。

- ・法 : 児童福祉法
- ・省令 : 児童福祉法施行規則
- ・市要綱 : 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱
- ・準用基準 : 別紙基準1…浜松市認可外保育施設設備運営基準の別紙基準1
: 別紙基準3…浜松市認可外保育施設設備運営基準の別紙基準3

○浜松市認可外保育施設設備運営基準と参考通知との関連性は、次の通りである。

| 参考通知 | | 該当項目 |
|------|--|---|
| 参考通知 | 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号)の別添 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1 保育に従事する者の数及び資格 ・第2 保育室等の構造、設備及び面積 ・第3 非常災害に対する措置 ・第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件 ・第5 保育内容 ・第6 給食 ・第7 健康管理・安全確保 ・第8 利用者への情報提供 ・第9 備える帳簿等 |
| | 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年1月21日雇児発第0121002号)の別表 | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | 備考 | |
|--|---|--|------|----|-------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| <p>1 保育に従事する者の数</p> <p>○乳児 3人につき1人以上</p> <p>○幼児 ・1、2歳児 6人につき1人以上 ・3歳児 20人につき1人以上 ・4歳児以上 30人につき1人以上</p> <p>(※1)以下、乳児及び幼児を総称する場合は、「乳幼児」とする。</p> <p>[考え方]</p> <p>・ここでいう保育に従事する者は、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員数とみなす。）として上記の人数を確保すること。なお、勤務時間は労働基準法の休憩時間中の保育に従事する者を除いた人数とすること。</p> <p>・主たる開所時間である11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては当該時間）については、必要数以上の保育従事者が配置されるものとし、11時間を超える時間帯については延長保育に準じ常時複数の保育従事者が配置されることとするものであること。</p> <p>・保育に従事する者の数に係る乳幼児の年齢については、年度の初日の前日（3月31日）を基準日として考えること。</p> <p>・6人以上19人以下の施設において、保育従事者が複数配置されていない時間帯は必要最小限とする必要があるが、必要最小限の時間帯を判断するに当たって、例えば睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことや他の職員の配置等による安全面の配慮などを踏まえ、個別に適切に判断される必要がある。</p> <p>・食事の世話など特に乳幼児に手がかかる時間帯については、乳幼児の処遇に支障を来すことのないよう保育従事者の配置に留意すること。</p> | <p>保育に従事する者の必要数の算出</p> <p>[留意点]</p> <p>・以下、必要数の算出は年齢別に小数点1桁（小数点2桁以下は切り捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点1桁）を四捨五入する。</p> <p>a 乳幼児数に対する保育に従事する者の数</p> <p>b 常時、保育に従事する者が、複数配置されているか。また、主たる開所時間を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除き、常時、2人以上の保育に従事する者を配置しているか。</p> | <p>(a) 主たる開所時間において、乳幼児数に対して保育に従事する者が不足している。</p> <p>◆保育に従事する者が不足するような場合には、乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。</p> | — | ○ | 別紙基準1 |
| | | <p>(b) 契約乳幼児の在籍時間帯に保育に従事する者が1人勤務の時間帯がある。ただし、主たる開所時間を超える時間帯について、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除く。</p> <p>また、1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設については、複数の乳児を保育する時間帯を除き、保育に従事する者が1人となる時間帯を最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、常時、2人以上の保育に従事する者を配置しないことができる。</p> | — | ○ | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 |
|--|--|---|------|------|---------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| 第1 保育に従事する者の数及び資格 2 保育に従事する者の有資格者の数 [考え方] ・ここでいう有資格者は、保育士又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者をいう。 ・常時、保育士又は看護師の資格を有する者が1人以上配置されていることが望ましい。 ・保育に従事する者の全てについて、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。 ・保育士又は看護師の資格を有しない保育に従事する者については、一定の研修受講を推奨することが望ましい。 | 有資格者の数が保育に従事する者の必要数の3分の1（保育に従事する者が2人の施設又は1のbにより1人が配置されている時間帯については1人）以上いるか。 a 乳幼児数に対する有資格者の数 | (a) 乳幼児数に対する保育に従事する者数について、有資格者が不足している。 ◆有資格者が不足するような場合には、乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。 | — | ○ | 別紙基準1 |
| 3 保育士の名称 [考え方] ・保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用した場合には、30万円以下の罰金が課せられることになること。 ・事業者が、保育士資格を有していない者について、保育士であると誤認されるような表現を用いて入園案内や児童の募集を行った場合は、事業者についても、名称独占違反の罰則が課されるおそれがあること。 | a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。 | (a) 左記の事項につき、違反がある。 | — | ○ | 別紙基準1・3 |
| 4 保育士特定登録取消者管理システムでの確認 | a 保育士を任命し、又は雇用しようとするときに、保育士特定登録取消者管理システムにおいて、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録が取り消された者等であるかの確認を行っているか。 | 指導事項等については国からの通知が発出され次第、決定します | | | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 |
|---|--|--|------|------|-------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| <p>1 保育室(※2)の面積 (※2)保育室は、乳幼児の保育を行う部屋である。</p> <p>[考え方] ・保育室面積とは、当該保育施設において、保育室として使用している部屋の面積。調理室や便所、浴室等は含まないこと。</p> | <p>保育室の面積は、乳幼児1人当たり1.65㎡以上確保されているか。</p> <p>a 乳幼児数についての1人当たりの面積</p> | <p>(a) 不足している。</p> <p>◆乳幼児数に対して保育室面積が不足するような場合には、乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。</p> | — | ○ | 別紙基準1 |
| <p>2 調理室(※3)の有無 (※3)調理設備を含むものとする。</p> <p>[考え方] ・給食を施設外で調理している場合、家庭からの弁当の持参を行っている場合等は、加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有していることが求められる。</p> <p>・調理室は、保育室と簡単に入出りできないよう区画されているだけでなく、衛生的な状態が保たれていることが必要であること。</p> | <p>a 調理室は、当該施設内にあつて専用のものであるか。又は、施設外共同使用であるが、必要な時に利用できるか。</p> <p>b 調理室は、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されているか。 [留意点] ・調理機能のみを有している場合にあつても、衛生や乳幼児の安全が十分確保される状態となっていること。</p> | <p>(a) 調理室がない。 (施設外調理等の場合にあつては必要な調理機能)</p> <p>(b) 調理室と保育室の区画等がされていない。 (調理機能のみを有している場合は、衛生や安全が十分確保されていない。)</p> <p>(c) 区画はあるが、扉が閉められていない等、運用面の注意を要する。</p> <p>(d) 衛生的な状態が保たれていない。</p> <p>◆原則として、文書指導とするが、清掃方法の見直し等軽微な改善指導については、口頭指導としてよい。</p> | — | ○ | |
| <p>3 1歳未満児とその他の幼児の保育場所とが区画されかつ安全性が確保</p> <p>[考え方] ・事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は、別の部屋とすること。やむを得ず部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス等で区画すること。</p> | <p>a 1歳未満児の保育を行う場所とその他の幼児の保育を行う場所は、別の部屋とすること。部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。</p> | <p>(a) 区画されていない。(保育場所が別の部屋にない、又はベビーフェンス、ベビーベッド等の区画がない。)</p> <p>(b) 区画が不十分(ベビーフェンス等があつても、十分活用されていない。)</p> | — | ○ | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 | |
|--|--|--|--|------|----|-------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | | |
| 第2 保育室等の構造、設備及び面積 | 4 保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保 〔考え方〕 ・乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることは、安全確保の観点から極めて危険であることから、行ってはならないこと。 | a 採光が確保されているか。 | (a) 窓等採光に有効な開口部がない。 (建築基準法第28条第1項及び建築基準法施行令第19条の規定(認可保育所の保育室の採光)に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の5分の1以上であることが望ましい。) | — | ○ | 別紙基準1 |
| | | b 換気が確保されているか。 | (b) 窓等換気に有効な開口部がない。 (建築基準法第28条第2項の規定(居室の換気)に準じ、窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。) | — | ○ | |
| | | c 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていないか。 | (c) 同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることがある。 | — | ○ | |
| (1) 便所の手洗設備 便所と保育室及び調理室との区画 便所の安全な使用の確保 〔考え方〕 ・衛生面や安全面の観点から、便所と保育室及び調理室との区画は、基本的に壁で仕切られている必要がある。 ・原則として便所専用の手洗設備が必要となるが、施設の構造上やむを得ない場合に便所の近くに設置され、便所と手洗設備との動線上、保育や児童の環境衛生に問題がないとみなせる場所にある手洗設備を代替措置として便所専用とみなすことも可能。 | a 便所用の手洗設備が設けられているだけでなく、衛生的に管理されているか。 | (a) 便所用の手洗設備が設けられていない。 | — | ○ | | |
| | b 便所は、乳幼児が安全に使用するのに適当なものであるか。 | (b) 手洗設備が不衛生(十分に清掃がなされていない、石けんがないなど。) | ○ | — | | |
| | c 便所は、保育室及び調理室と区画され衛生上問題がないか。 | (c) 便所が、保育室及び調理室と区画されていない。 | — | ○ | | |
| | (d) 便所の安全面が配慮されていない。(例、便座からの転倒、掃除用洗剤、床の滑り等) | ○ | — | | | |
| | (e) 便所が不衛生(十分に清掃がなされていない。) | ○ | — | | | |
| (2) 便器の数 | a 便器の数が、幼児20人につき1以上であるか。 〔留意点〕 ・特に支障がない場合 便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。 | (a) 基準より便器の数が不足している。 | — | ○ | | |

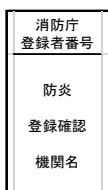
| 項目 | | 指導監査における視点 | | | 備考 | |
|--------------------------|---|---|--|------|----|-------|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| 第3 非常災害 に対する 措置 | 1 設備の設置 | a 消火用具(※4)が設置されているか。 (※4)火災報知器、消火器等のこと | (a) 消火用具(火災報知器及び消火器など)がない又は消火用具(火災報知器及び消火器など)の機能失効。 | — | ○ | 別紙基準1 |
| | | b 全ての職員が消火用具(火災報知器及び消火器など)の設置場所及びその使用方法を知っているか。 | (b) 消火用具(火災報知器及び消火器など)の設置場所等につき、周知されていない。 | ○ | — | |
| | (2) 非常口の設置 | a 非常口は、火災等非常時に乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されているか。 〔留意点〕 ・保育室を2階以上に設ける施設については、浜松市認可外保育施設設備運営基準第4により評価を行うものとする。 | (a) 保育室を1階に設けているが、適切な退避用経路がない。 | — | ○ | |
| | 2 訓練の実施 | a 【30人以上の施設】 具体的計画＝消防計画が適正に作成され届出が行われているか。 〔留意点〕 ・消防法上30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。30人未満の施設であっても、乳幼児の安全確保の観点から届出が望ましい。 ・消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。 【30人未満の施設】 災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画が策定されているか。 〔留意点〕 ・消防計画が作成されている場合は消防計画で可能。 | 【30人以上の施設】 (a) 具体的計画(消防計画)を作成、届出をしていない。 (b) 具体的計画(消防計画)の内容が不十分。 【30人未満の施設】 (c) 具体的計画を作成していない。 (d) 具体的計画の内容が不十分。 | — | ○ | |
| | (1) 非常災害に対する具体的計画(消防計画)の策定 〔考え方〕 ・火災や地震などの災害の発生に備え、施設・設備の安全確保とともに、緊急時の対応や職員の役割分担、避難訓練の実施、保護者との連絡体制や引き渡し方法等に関する具体的計画(消防計画・マニュアル等)を作成すること。 (保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)第3章4節「災害への備え」参照) | | | ○ | — | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 | |
|---------------|---|---|---|------|----|-------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | | |
| 第3 非常災害に対する措置 | <p>・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>・職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。</p> <p>・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の3参照）</p> | <p>b 防火管理者の選任、届出が行われているか。 〔留意点〕</p> <p>・認可外保育施設も消防法上の児童福祉施設とみなされるため、30人以上の施設は、防火管理者の選任、届出を行わなければならない。30人未満の施設であっても乳幼児の安全確保の観点から、届出を行うことが望ましい。</p> | (e) 30人以上の施設であって選任、届出をしていない。 | — | ○ | 別紙基準1 |
| | <p>・感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第10条参照）</p> <p>・業務継続計画の策定にあたっては、「認可外保育施設における業務継続計画等について」（令和4年事務連絡）を参考にすること。</p> | <p>c 業務継続計画が策定されているか。 〔留意点〕</p> <p>・「認可外保育施設における業務継続計画等について」（令和4年12月26日厚生労働省事務連絡）における努力義務事項として規定されている。</p> | (f) 策定されていない。 ◆努力義務事項のため、指導事項にしないものとする。 | — | — | |
| | <p>（2）非常災害に対する避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施</p> <p>〔考え方〕 非常災害に対する避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。</p> | <p>a 訓練は毎月定期的に行われているか。 〔留意点〕</p> <p>・訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。</p> | <p>(a) 訓練が1年以内に1回も実施されていない。</p> <p>(b) 訓練が毎月実施されている状況にない。</p> | — | ○ | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 | | | | |
|--|--|--|------------------|------|---|---|--|--|--|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | | | | | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | | | | | |
| 第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件 1 保育室が2階の場合の条件 [考え方] ・災害避難の観点から、保育室は原則として1階に設けることが望ましいが、やむを得ず2階以上に保育室を設ける場合は、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。 ・避難に適した常用、避難用の施設又は設備については、乳幼児の避難に適した構造のものであれば、ビルの一室を借用する場合等は他の入居者と共用することは差し支えない。 | a 保育室その他乳幼児が入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えているか。 | (a) 転落防止設備がない。 | — | ○ | 別紙基準1 | | | | |
| | b 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設若しくは設備のいずれかを満たしているか。 なお、保育室を2階に設ける建物が右記イ及びロのいずれも満たさない場合においては、浜松市認可外保育施設設備運営基準第3に規定する設備の設置及び訓練の実施に特に留意すること。 [留意点] ・保育室等の室内面の材質確認は、外観では判別が難しいので、建築図面等で確認すること。 | (b) 下記のイ及びロのいずれも満たしておらず、かつ、浜松市認可外保育施設設備運営基準第3に規定する設備の設置及び訓練の実施がなされていない。 イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。 ロ 下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）がそれぞれ1以上設けられていること。 | — | — | | ○ | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>常用</td> <td>① 屋内階段 ② 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 待避上有効なバルコニー ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④ 屋外階段</td> </tr> </table> | 常用 | ① 屋内階段 ② 屋外階段 | 避難用 | ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 待避上有効なバルコニー ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④ 屋外階段 | | | | |
| 常用 | ① 屋内階段 ② 屋外階段 | | | | | | | | |
| 避難用 | ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 待避上有効なバルコニー ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④ 屋外階段 | | | | | | | | |
| | ※ 避難用の区分のうち、「②待避上有効なバルコニー」とは、以下の要件を満たすものとする。 ① バルコニーの床は準耐火構造とする。 ② バルコニーは十分に外気に開放されていること。 ③ バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とすること。 ④ 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。 ⑤ その階の保育室の面積の概ね8分の1以上の面積を有し、幅員3.5m以上の道路又は空地に面していること。 なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室から50m以内に直通階段を設置しなければならない。 ○ 屋外傾斜路に準ずる設備とは、2階に限っては非常用すべり台をいうものである。 ○ 積雪地域において、屋外階段等外気に開放された部分を避難路とする場合は、乳幼児の避難に支障が生じないように、必要な防護措置を講じること。 ○ 人工地盤及び立体的遊歩道が、保育施設を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第13条の3に規定する避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）と認められる場合にあっては、本基準の適用に際して当該階を1階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。 | | | | | | | | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 | | | | | |
|--|---|---|---|------|-------|---|--|--|--|--|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | | | | | | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | | | | | | |
| 第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件 2 保育室が3階の場合の条件 [考え方] ・当該建物の保育施設と保育施設以外の用途に供する部分との異種用途の耐火区画については、建築基準法施行令第112条第13項に基づき設置すること。 ・避難に適した常用、避難用の施設又は設備については、乳幼児の避難に適した構造のものであれば、ビルの一室を借用する場合等は他の入居者と共用することは差し支えない。 ・スプリンクラー設備及びこれに類するもので自動式のものを設置する場合は、乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置がされていれば、保育室と調理室部分との耐火区画の設置要件が緩和されることとなる。 ・調理用器具の種類に応じて適切で有効な自動消火装置（レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等）を設置する場合は、乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置と外部への延焼防止措置（不燃材料で造った壁、柱、床及び天井での区画がなされ、防火設備又は不燃扉を設ける等）の両措置がなされていれば、保育室と調理室部分との耐火区画の設置要件が緩和されることとなる。 | a 耐火建築物であるか。 | (a) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。 (準耐火建築物は不可) | — | ○ | 別紙基準1 | | | | | |
| | b 乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。 | (b) 下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）がそれぞれ1以上設けられていない。 | — | ○ | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>常用</td> <td>① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③ 屋外階段</td> </tr> </table> | 常用 | ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 屋外階段 | 避難用 | | ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③ 屋外階段 | | | | |
| | 常用 | ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 屋外階段 | | | | | | | | |
| | 避難用 | ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③ 屋外階段 | | | | | | | | |
| c 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか。 | (c) 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内でない。 | — | ○ | | | | | | | |
| d 調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。 | (d) 以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。 ① 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパー(※5)が設けられている。 ② 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。 ③ 調理室において調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。 | — | ○ | | | | | | | |
| e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。 | (e) 左記eを満たしていない。 | — | ○ | | | | | | | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | 備考 | |
|-------------------------|---|---|----------------|------|----|-------|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| 第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件 | [考え方] ・防災物品の表示方法（消防法第8条の3） 防火対象物において使用する防災対象物品について、防火対象物品若しくはその材料に防火性能を与えるための処理がされていることがわかるようにしておく必要があること。 | f 保育室その他乳幼児が入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。 | (f) 転落防止設備がない。 | — | ○ | 別紙基準1 |
| | g 以下のいずれも設けられている。 ①非常警報器具(※6)又は非常警報設備(※7) ②消防機関への通報設備（電話で可） (※6)非常警報器具：警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。 (※7)非常警報設備：非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。 | (g) 転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。 | ○ | — | — | |
| | h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理されているか。 | (h) 左記 g を満たしていない。 | — | ○ | — | |
| | | (i) 左記 h を満たしていない。 (防災物品の表示にも努めること。) | — | ○ | — | |



| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 |
|---|--|---|------|------|-------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| 第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件 3 保育室が4階以上の場合の条件 [考え方] ・避難に適した常用、避難用の施設又は設備については、乳幼児の避難に適した構造のものであれば、ビルの一室を借用する場合等は他の入居者と共用することは差し支えない。 ・建築基準法施行令第123条第3項2号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとは、特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件（平成28年国土交通省告示第696号）により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。 ・建築基準法施行令第129条の規定により当該階が階避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合又は同令第129条の2の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合は、同令第129条第1項又は129条の2第1項の規定により、同令の諸規定が適用除外となるが、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から乳幼児が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要であること。 ・4階以上に保育室を設置しようとする際に事前に検討すべき事項等については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年9月5日雇児発0905第5号）の別添「保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項」に取りまとめられているので、指導監督の際に活用するとともに、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるようにすること。 | a 耐火建築物であるか。 | (a) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。（準耐火建築物は不可） | — | ○ | 別紙基準1 |
| | b 乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。 | (b) 下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）がそれぞれ1以上設けられていない。 | — | ○ | |
| | 常用 | ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段 | | | |
| | 避難用 | ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ③ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段 | | | |
| | c 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか | (c) 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内でない。 | — | ○ | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 |
|----------------------|---|--|------|------|-------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| 第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件 | d 調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。 (※8)ダンパー：ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置のこと。 | (d) 以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。 ①保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパー(※8)が設けられている。 ②調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられている。 ③調理室において調理用器具の種類に応じた有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。 | — | ○ | 別紙基準1 |
| | e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。 | (e) 左記 e を満たしていない。 | — | ○ | |
| | f 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。 | (f) 転落防止設備がない。 (g) 転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。 | — | ○ | |
| | g 以下のいずれも設けられている。 ①非常警報器具(※9)又は非常警報設備(※10) ②消防機関への通報設備(電話で可) (※9)非常警報器具：警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。 (※10)非常警報設備：非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。 | (h) 左記 g を満たしていない。 | — | ○ | |
| | h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理されているか。 | (i) 左記 h を満たしていない。 (防火物品の表示にも努めること。) | — | ○ | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | 備考 | |
|------------|--|------|------|----|--|
| | 指導事項 | 指導区分 | | | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| 第5 保育内容 | <p>※各時期の保育上の主な留意事項</p> <p>[乳児（1歳未満児）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことを理解し、一人一人の発育及び発達状態や健康状態について適切な判断に基づく保健的な対応を行っているか。 ・ 視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成される時期であることを踏まえ、情緒の安定と歩行や言葉の獲得に向けた援助を行っているか。 ・ 一人一人の生理的・心理的欲求を感性豊かに受け止め、愛情を込めて優しく体と言葉で応答するよう努めているか。 <p>[1歳以上3歳未満児]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に感染症にかかりやすい時期であることを理解し、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけているか。 ・ 自我が形成され、児童が自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、愛情豊かに応答的に関わるよう努めているか。 ・ 身体的な機能や基本的な運動機能が発達するとともに、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになり、自分でできることが増えてくる時期であることを踏まえ、乳幼児の生活の安定を図りながら、自分であろうとする気持ちや自発的な活動を尊重しているか。 ・ 一人一人が探索活動を十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れたり、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるよう、模倣やごっこ遊びの中で保育従事者が仲立ちをしたりするなど、乳幼児の心身の発達に必要な体験が得られるよう適切に援助しているか。 <p>[3歳以上児]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この時期に見られる、運動機能の発達や基本的な生活習慣の形成、言葉の理解、知的興味や関心の高まり、仲間の中の一人という自覚、集団的な遊びや協同的な活動などを踏まえて、個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、以下のことに留意しながら、一人一人の実態に即して適切に援助しているか。 <p>(3歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であることを踏まえ、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させること。 <p>(4歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期であることを踏まえ、児童の心の動きを保育従事者が十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むこと。 <p>(5歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期であることを踏まえ、保育従事者が児童の主体的な活動を促すため多様な関わりを持つことにより、児童の発達に必要な豊かな体験が得られること。 <p>(6歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくるとともに、集団遊びも、一人一人の好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなることを踏まえ、様々な環境を設定し、遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアが生かされるようにすること。 | | | | |
| | | | | | |

別紙基準 1・3

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 |
|---|---|------|------|-------|----|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| 2 保育に従事する者の保育姿勢等 (1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上 [考え方] ・設置者をはじめとする職員は保育内容等に対して、児童の利益を優先して適切な対応をとることが必要であること。 | a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設の設置者又は管理者については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。 | ○ | — | 別紙基準3 | |
| | b 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図っているか。 c 保育に従事する者について、研修計画を作成し、一定の研修受講の機会又は施設内研修等の場を設けているか。 | ○ | — | | |
| 第5 保育内容 (2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮 [考え方] ・しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。 ・不適切な保育の防止について以下を参考にすること。 ①「保育所等における虐待等に関する対応について」（令和4年12月7日厚生労働省・内閣府事務連絡） ②「不適切な保育の未然防止の徹底について」（令和4年12月6日こ未第698号） ③「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」（令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「不適切保育に関する対応について」事業報告書（別添）） ④保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト（平成29年3月作成、平成30年4月一部改訂全国保育士会） ⑤昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について（令和5年5月12日こ成保44・5文科初第420号）の別紙2「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」 ・虐待の行為類型 ①身体的虐待 ②性的虐待 ③ネグレクト ④心理的虐待 | a 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。 | — | ○ | 別紙基準1 | |
| | b 以下のいずれかを実施しているか。 (1) 施設長や主任等の施設のリーダー層の意識の醸成と適切な対応を確認する都道府県等が実施する研修 (2) 保育従事者が子どもの人権・人格を尊重する適切な保育への理解を深め、認識を共有する施設内研修 (3) その他不適切な保育の未然防止となるもの | — | ○ | | |
| | c 不適切な保育等が疑われる事案を把握した場合、状況を正確に把握した上で市長に情報提供・相談等をしているか。 | — | ○ | | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 |
|--|---|--|------|------|-------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| (3) 児童相談所等の専門的機関との連携 | <p>a 利用乳幼児について、児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。</p> <p>[留意点] ・虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。</p> | (a) 虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等を行う体制がとられていない。 | — | ○ | 別紙基準3 |
| <p>第5 保育内容</p> <p>3 保護者との連絡等 (1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施</p> <p>[考え方] ・保護者との相互信頼関係を築くことを通じて保護者の理解と協力を得ることが乳幼児の適切な保育にとって不可欠であり、連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を連絡し合うこと。</p> | <p>a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡しているか。</p> | (a) 可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることに心がけていない。 | ○ | — | 別紙基準1 |
| <p>(2) 保護者との緊急時の連絡体制</p> <p>[考え方] ・保育中に異常が発生した場合など、いつでも連絡できるよう、連絡先を整理し、全ての保育従事者が容易に分かるようにしておくことが必要であること。</p> | <p>a 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育に従事する者が容易にわかるようにされているか。</p> <p>b 消防署、病院等の連絡先一覧表等が整備されているか。</p> | (a) 保護者の緊急連絡表が整備されていない。 | — | ○ | |
| <p>(3) 保育室の見学</p> | <p>a 保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。</p> | (a) 保護者等からの要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲であっても、これらの要望に適切に対応していない。 | ○ | — | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 |
|--|---|--|------|------|-------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| <p>第6 給食</p> <p>1 衛生管理の状況 調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理</p> <p>〔考え方〕 ・「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成24年3月厚生労働省）、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」（平成31年4月厚生労働省）を参考にすること。</p> <p>・衛生管理については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成29年6月16日生食発0616第1号）、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成22年3月厚生労働省）及び「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン」（世界保健機関/国連食糧農業機関共同作成・2007年）を参考にすること。</p> | a 食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。また、哺乳ビンを使用することによく洗い、滅菌しているか。 | (a) 使用することによく洗っていない。十分な殺菌又は滅菌が行われていない。 | — | ○ | 別紙基準1 |
| | b 調理室が清潔に保たれているか。 | (b) 汚れている。残飯等が放置されている。 | — | ○ | |
| | c 調理方法が衛生的であるか。 | (c) 不適切な事項がある。 | ○ | — | |
| | d 配膳が衛生的であるか。 | | | | |
| | e 食事時、食器類や哺乳ビンは、乳幼児や保育に従事する者の間で共用されていないか。 | (d) （十分な消毒がなされずに）共用されることがある。 | ○ | — | |
| | f 原材料、調理済み食品（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。）について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適切な措置を講じているか。 | (e) 冷凍・冷蔵設備がない。その他、食品の保存に関し、不適切な事項がある。 | — | ○ | |
| <p>2 食事内容等の状況 （1）乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容</p> <p>〔考え方〕 ・家庭からの弁当持参や、やむを得ず市販の弁当を利用する場合には、家庭とも連携の上、児童の健康状態や刻み食等の年齢に応じた配慮を行うこと。</p> <p>・アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示（※11）に基づき、適切な対応を行うこと。（※11）生活管理指導表等のこと</p> | a 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。 | (a) 配慮されていない。 | — | ○ | 別紙基準1 |
| | b 健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容か。 | | | | |
| | 〔市販の弁当等の場合〕 c 乳幼児に適した内容であるか。 | (b) 配慮されていない。 | — | ○ | |
| | d 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。 | (c) 乳児に対する配慮が適切に行われていない。 | — | ○ | |
| <p>（2）献立に従った調理</p> <p>〔考え方〕 ・独自で献立を作成することが困難な場合には、市等が作成した認可保育所の献立を活用するなどの工夫が必要であること。</p> | a 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。 | (a) 献立が作成されていない。 | — | ○ | 別紙基準1 |
| | b 献立に従った調理が適切に行われていないことがある。 | (b) 献立に従った調理が適切に行われていないことがある。 | ○ | — | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 | |
|--|--|---|--|------|-------|-------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | | |
| 1 乳幼児の健康状態の観察 預かり、引渡しの際、乳幼児一人一人の健康状態の観察 | a 預かりの際、健康状態(※12)の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。 (※12)体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等 | (a) 十分な観察が行われていない。 (b) 保護者から報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けてない。 | ○ | — | 別紙基準3 | |
| | b 引渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。 | (c) 十分な観察が行われていない。 (d) 注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。 | ○ | — | | |
| 第7 健康管理・安全確保 | 2 乳幼児の健康診断 | a 入所(利用開始)後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育に従事する者への周知が行われているか。 | (a) 乳幼児の体質やかかりつけ医の確認をしていない。 (b) 緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧が未作成。 (c) 職員への周知状況の不徹底等対応が不十分。 | — | ○ | 別紙基準1 |
| | 3 職員の健康診断 [考え方] ・職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により義務づけられていること。 ・調理に携わる職員には調乳を行う職員が含まれる。 ・調理に携わる職員は、検便の結果が陰性であると判明した後から調理に携わることができる。 | a 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。 | (a) 実施されていない。 | — | ○ | |
| | b 調理に携わる職員には、月1回検便を実施しているか。 | (b) 実施されていない。 (c) 月1回の検便が実施されている状況にない。 | — | ○ | | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 |
|---|---|--|------|------|-------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| 第7 健康管理・安全確保 4 医薬品等の整備 [考え方] ・与薬については、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を参考にすること。 | a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 [留意点] ・最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類 | (a) 左記の最低限必要な医薬品、医療品がない。 | ○ | — | 別紙基準1 |
| | b 与薬が必要な乳幼児については保護者から受け取った与薬依頼票等に基づいて対応しているか。 [留意点] ・座薬を使用する場合には、かかりつけ医の具体的な指示書に基づき、慎重に取り扱う必要がある。 | (b) 医師の指示に基づいた薬以外を与薬している。 | — | ○ | |
| | | (c) 与薬依頼票がない。 | — | ○ | |
| | | (d) 与薬依頼票に必要事項（医師名、薬の種類、具体的な内服方法等）が記されていない。 | — | ○ | |
| | | (e) 薬の保管が適切ではない。 | — | ○ | |
| | | (f) 誤与薬の防止対策（複数の保育士等で、重複与薬、人違い、与薬量の誤認、与薬忘れ等）がされていない。 | — | ○ | |
| 5 感染症への対応 [考え方] ・本項に取り組むに当たっては、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」（2018（平成30）年3月（2022（令和4）年10月一部改訂）厚生労働省）を参考にすること。 | a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。 | (a) 対応が適切ではない。 | — | ○ | |
| | b 乳幼児が継続的に利用する時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。 | (b) 治癒の判断をもっぱら保護者に委ねている。 | ○ | — | |
| | c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。 [留意点] ・乳幼児や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。 | (c) 共用している。 | ○ | — | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 | |
|---|---|--|---|------|----|-------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | | |
| 6 乳幼児突然死症候群に対する注意 | a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。 | (a) 保育室に職員が在室していないなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。 | — | ○ | | |
| | b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 〔留意点〕 ・仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は入所（利用開始）時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。 | (b) 乳児を寝かせる場合、仰向けに寝かせていない。 (c) 乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。 | — | ○ | | |
| | c 保育室では禁煙を厳守しているか。 | (d) 保育室内で喫煙している。 | — | ○ | | |
| 第7 健康管理・安全確保 | 7 安全確保 〔考え方〕 ・安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。 ・安全計画の策定については、「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和4年12月16日厚生労働省事務連絡）を参考にすること。なお、園外活動に係る内容については、「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」（令和4年4月11日厚生労働省・内閣府事務連絡）を参考にすること。 ・保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえた適切な安全管理が行われていること。 ・不審者の立入防止については、「認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等における危機管理（不審者侵入時等の対応）の徹底について」（令和3年11月29日内閣府・文部科学省・厚生労働省事務連絡）を参考にすること。 | a 安全計画（※13）を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。（※13）施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画のこと。 〔留意点〕 ・安全計画の策定にあたり、必要に応じてマニュアルを整備すること。例として、通常保育時における児童の動きを常に把握するための役割分担や、リスクが高い場面（午睡、食事、プール・水遊び、園外活動、児童の送迎を目的とした自動車運行等）、緊急的な対応が必要な場面（災害、不審者対応等）を想定した役割分担等が考えられる。 | (a) 安全計画が策定されていない。 (b) 以下の内容について、いつ・何をすべきかを安全計画に規定していない。 (1) 施設設備等の安全点検 (2) 園外活動等を含む保育活動、取組等における職員や児童に対する安全確保のための指導 (3) 職員への各種訓練や研修等 (4) 児童の安全確保に関する取組 | — | ○ | 別紙基準1 |
| b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されているか。 | (c) 職員に対し、安全計画について周知されていない。 (d) 安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されていない。 | — | ○ | | | |
| c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。 | (e) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。 | — | ○ | | | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 | |
|-----------------|---|---|--|----------------------------|----------------------------|-------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | | |
| 第7 健康管理・安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> 安全管理については「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理の徹底について」（令和3年8月25日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡）、「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について」（令和4年9月6日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡）を参考にすること。 事故報告については、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年12月14日こ成安第142号・5教参学第30号）を参照すること。 施設の安全確保については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月内閣府・文部科学省・厚生労働省）を参考にすること。 園外活動を行う場合は、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」（令和元年6月16日厚生労働省事務連絡）を踏まえて安全管理を徹底し、かつ、保護者の了承を得た上で、園外活動の実施を慎重に判断すること。 発生した全ての事故について、全職員に会議や研修の場等で定期的に情報共有及び要因分析をし、再発防止を徹底すること（ヒヤリ・ハットを含む。）。 児童の見落とし等の発生防止について「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」（令和4年4月11日厚生労働省・内閣府事務連絡）を参考にすること。 | d 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等（備品、遊具等や防火設備、避難経路等）に対して適切な安全管理を図っているか。 [留意点] ・保育室だけでなく、乳幼児が出入りする場所には危険物を置かないこと。また、書庫等は固定する、棚から物が落下しないなどの工夫を行うことが必要であること。 ・点検先は施設内のみならず、散歩コースや公園など定期的に利用する場所も含むこと。 | (f) 設備等の点検を定期的に行い、実施し、文書として記録されていない。 (g) 点検先が不十分である。 (h) 点検結果にて改善すべき点が改善されていない。 (i) 保育室だけでなく、児童の出入りする場所には危険物を置かない等の十分な配慮がされていない。 (j) 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置がない。 (k) 転倒、落下防止等の措置がされていない。 | — — — — — — | ○ ○ ○ ○ ○ ○ | 別紙基準1 |
| | | e プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。 | (l) 専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。 | ○ | — | |
| | | f 児童の食事に関する情報や当日の子ども健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。 | (m) 食物アレルギーについて利用開始前に確認していない。 (n) 誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある子どもに配慮した食事の提供を行っていない。 | — — | ○ ○ | |
| | | g 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を日々、実施しているか。 | (o) 日々、点検が行われていない。 | — | ○ | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | 備考 |
|-----------------|---|--|------|------|-------|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第7 健康管理・安全確保 | h 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。 | (p) 囲障はあるが、施錠等が不十分。 (q) 不審者侵入防止用の設備の状況等を点検・確認していない。 (r) 様々な場面や時間帯を想定した不審者対応訓練を実施していない。 (s) 不審者への対処など防犯に係る安全確保に関し、職員の共通理解を図っていない。 (t) 不審者情報について、地域や関係機関等と連絡・情報交換・情報共有ができる体制づくりをしていない。 | ○ | — | 別紙基準1 |
| | i 児童の欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底しているか。 | (u) 保護者への速やかな確認を徹底していない。 (v) 職員間における情報共有を徹底していない。 | — | ○ | |
| | j 登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける児童の人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底しているか。 | (w) 人数確認を徹底していない。 | — | ○ | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | | 備考 |
|--|---|--|------|------|-------|----|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| 第7 健康管理・安全確保 | k 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。 | (x) 定期的な訓練が実施されていない。 | — | ○ | 別紙基準1 | |
| | l 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えているか。 | (y) 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。 | — | ○ | | |
| | m 事故発生時には速やかに当該事実を市長に報告しているか。 | (z) 市要綱第18条第3項第1号アに基づく報告が行われていない。 | — | ○ | | |
| | n 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか（ヒヤリ・ハットを含む。）。 | (aa) 事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない（ヒヤリ・ハットを含む。）。 | — | ○ | | |
| | o 発生した事故（児童の見落とし等を含む。）に対して、事故が発生した要因の分析を行っているか（ヒヤリ・ハットを含む。）。 | (ab) 発生した事故（児童の見落とし等を含む。）に対して、事故発生の要因分析を行っていない（ヒヤリ・ハットを含む。）。 | — | ○ | | |
| p 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。 | (ac) 死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。 | — | ○ | | | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 |
|---|---|--|------|------|-------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| <p>8 児童の送迎等を目的とした自動車運行における安全確保</p> <p>〔考え方〕 ・児童の送迎を目的とした自動車の運行に係る安全管理については、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」（令和4年10月12日内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省）、「静岡県教育・保育施設におけるこどもの車両送迎に係る安全管理指針」（令和4年10月静岡県）及び「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和4年12月20日送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ取りまとめ）を参考にすること。</p> <p>・事故防止については「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」（令和3年8月25日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡）、「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について」（令和4年9月6日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡）を参考にすること。</p> | <p>a 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。</p> <p>b 児童の送迎を目的とした自動車を運行する場合は、事故防止に努める観点から、以下の対策を講じているか。 ①運転手の他に職員が同乗する体制を作ることが望ましい ②乗降時に座席や人数の確認を行い、その内容を職員間で共有する</p> <p>c 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止するための装置を備え、これを用いて所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行っているか。</p> | <p>(a) 点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。</p> <p>(b) 事故防止のための左記②の対策を講じていない。</p> <p>◆左記①については指導事項としないものとする。</p> | — | ○ | 別紙基準1 |
| | | <p>指導事項等については国からの通知が発出され次第、決定します</p> | | | |

第7 健康管理・安全確保

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 |
|--|--|--|------|------|----|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| 1 施設及びサービスに関する内容の掲示 [考え方] ・右記 a～oのうち、市要綱別表2の変更届出事項に該当するものについては、届出内容と一致させること。 | 以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。 a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 b 保育室の名称及び面積 c 施設の名称及び所在地 d 事業を開始した年月日 e 開所している時間 f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 g 顧客児童限定保育施設として一度に保育する最大の人数 h 保育士その他の職員の配置数又はその予定 i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 j 提携している医療機関の名称、所在地(※14)及び提携内容(提携している医療機関がない場合は、該当なしである旨) k 緊急時等における対応方法 l 非常災害対策 m 虐待の防止のための措置に関する事項 n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。) o 省令第49条の2第1号イに該当する乳幼児のみの保育を行う施設であること(※14)提携する医療機関を病院等に所属しない個人の医師とする場合は、所在地は個人の住所の町字名までの記載を可とする | (a) 全く掲示されていない。 — ○ (b) 左記 a～oの事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分。 ○ — (c) 提供するサービスの内容及び利用料の変更に関し、掲示が適切になされていない。 ○ — (d) 提供するサービスの内容及び利用料の変更に関し、保護者への説明がなされていない。 ○ — | | | |

第8 利用者への情報提供

別紙基準1

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 |
|---|--|---|------|------|-------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| 2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付 [考え方] ・右記 a～hのうち、市要綱別表2の変更届出事項に該当するものについては、届出内容と一致させること。 | 以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。 a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 施設の名称及び所在地 d 施設の管理者の氏名 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g 提携する医療機関の名称、所在地(※15)及び提携内容(提携している医療機関がない場合は、該当なしである旨) h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先 (※15)提携する医療機関を病院等に所属しない個人の医師とする場合は、所在地は個人の住所の町字名までの記載を可とする [留意点] ・あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか、食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。 ・契約内容を変更する場合は、利用者に事前に説明する等、契約に応じて適切な対応をとること。 | (a) 書面等により交付されていない。 (b) 左記 a～hの事項につき、交付内容が不十分。 (c) 契約内容を変更する場合は、利用者に事前に説明する等、契約に応じて適切な対応がとられていない。 | — | ○ | 別紙基準1 |
| 3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明 | a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。 [留意点] ・保育の実施前に保護者に対して、保育従事者の氏名や保育士資格、市への届出の有無などの情報を提供することが望ましい。ただし、事業者は個人情報保護義務について留意することが必要であること。 | (a) 説明が行われていない。 (b) 説明はされているが、内容が不十分。 | — | ○ | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | 備考 | |
|--------------|--|---|--|--------|--------|-------|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| 第9 備える帳簿等 | 1 職員に関する帳簿等の整備 [考え方] ・労働基準法第109条に規定する労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を5年間保存しなければならないものであること。 | a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日等が記載された帳簿があるか。 | (a) 確認できる書類が備えられていない。 (b) 整備内容が不十分。 | — ○ | ○ — | 別紙基準3 |
| | b 労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。 ・労働者名簿(労働基準法第107条) ・賃金台帳(労働基準法第108条) ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条) | (c) 左記の帳簿の整備状況が不十分。 | — | ○ | | |
| | 2 利用乳幼児に関する書類等の整備 | a 利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。 | (a) 確認できる書類が備えられていない。 (b) 整備内容が不十分。 | — ○ | ○ — | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 | |
|------------|----------------------------|---|---|------|----|---------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | | |
| 第10 市要綱の規定 | 1 変更の届出 | a 市要綱第13条に基づき、市長に変更の届出が行われているか。 〔留意点〕 ・変更届出事項について、市要綱別表2を参照すること。 | (a) 変更届出事項に該当するにも関わらず、届出が行われていない。 | ○ | — | 別紙基準3 |
| | 2 休止又は再開の届出 | a 市要綱第14条各項に基づき、市長に休止又は再開の届出が行われているか。 | (a) 休止又は再開の届出事項に該当するにも関わらず、届出が行われていない。 | ○ | — | |
| | 3 事故等が生じた場合や長期滞在児童がいる場合の報告 | a 市要綱第18条第3項ただし書に基づき、市長に事故等が生じた場合や長期滞在児童がいる場合の報告が行われているか。 | (a) 事故等が生じた場合や長期滞在児童がいる場合の報告事項に該当するにも関わらず、報告が行われていない。 | — | ○ | 別紙基準1・3 |
| | 4 記録の保存 | a 市要綱第28条第3項に基づき、市へ届出又は報告した書類並びにこの浜松市認可外保育施設設備運営基準の「第9 備える帳簿等」に規定する必要な記録について、少なくとも1年間保存しているか。 | (a) 必要な記録が1年間保存されていない。 | — | ○ | |

浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準(案)

(別紙基準6) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設(顧客児童限定保育施設)

○目的とする業務

- ・児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務

○浜松市認可外保育施設設備運営基準において、用語の定義は次の通りである。

- ・法 : 児童福祉法
- ・省令 : 児童福祉法施行規則
- ・市要綱 : 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱
- ・準用基準 : 別紙基準2…浜松市認可外保育施設設備運営基準の別紙基準2
: 別紙基準3…浜松市認可外保育施設設備運営基準の別紙基準3

○浜松市認可外保育施設設備運営基準と参考通知との関連性は、次の通りである。

| 参考通知 | | 該当項目 |
|------|--|--|
| 参考通知 | 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号)の別添 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1 保育に従事する者の数及び資格 ・第2 保育室等の構造、設備及び面積 ・第3 非常災害に対する措置 ・第5 保育内容 ・第6 給食 ・第7 健康管理・安全確保 ・第8 利用者への情報提供 ・第9 備える帳簿等 |
| | 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年1月21日雇児発第0121002号)の別表 | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 | |
|----------------------|---|--|--------------------|------|----|-------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | | |
| 第1 保育に従事する者の数及び資格 | 1 保育に従事する者の数 ○1人に対して乳幼児3人以下 ○家庭的保育補助者とともに保育する場合は、乳幼児5人以下 (※1)以下、乳児及び幼児を総称する場合は、「乳幼児」とする。 [考え方] ・児童福祉法（以下「法」という。）第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の場合、保育に従事する者1人に対して乳幼児3人以下とし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第23条第3項に規定する家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下であること。 ・労働基準法の休憩時間中の保育に従事する者を除いた人数とすること。 ・「家庭的保育補助者」に関して準用する家庭的保育事業等設備運営基準第23条第3項に規定する「市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）」とは、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める職員の要件等について」（平成27年雇児保発0603第1号通知）1（2）①から③までに規定する研修とする。なお、同通知1（2）ただし書については、当該研修の受講が決定している場合に限る、家庭的保育補助者として取扱うものとする。 | 乳幼児の数が保育することができる数以内か。 a 保育に従事する者が1人で保育している乳幼児の数 | (a) 乳幼児数が3人を超えている。 | — | ○ | 別紙基準2 |
| | | b 保育に従事する者が家庭的保育補助者とともに保育している乳幼児の数 | (b) 乳幼児数が5人を超えている。 | — | ○ | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | 備考 | |
|---|--|--|------|----|-------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| <p>2 保育に従事する者の有資格者の数</p> <p>〔考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育に従事する者のうち、1人以上は、保育士若しくは看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（市長がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。 ・保育に従事する者は、保育士、看護師（准看護師を含む。）又は家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。）の資格を有する者が配置されることが望ましい。 <p>※「家庭的保育者」に関して準用する児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下この項目において「省令」という。）第1条の32に規定する「市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士」とは、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める職員の要件等について」（平成27年雇児保発0603第1号通知。以下この項目において「国通知」という。）1（1）ア①及び②に規定する者とする。また、省令第1条の32に規定する「保育士と同等以上の知識及び経験を有する市長が認める者」とは、国通知1（1）イ①から③までに規定する者とする。</p> | <p>a 保育に従事する者のうち、1人以上は、有資格者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であるか。</p> <p>〔留意点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修」とは、「「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について」（令和3年3月31日子発0331第5号通知）1（1）から（3）まで及び2（1）から（4）までに規定する研修とする。 | (a) 有資格者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者が配置されていない。 | — | ○ | 別紙基準2 |

第1 保育に従事する者の数及び資格

| 項目 | | | 指導監査における視点 | | 備考 | |
|----------------------|--|---|-------------------------------|------|----|---------|
| | | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | | 口頭指導 | | 文書指導 |
| 第1 保育に従事する者の数及び資格 | 3 保育士の名称 〔考え方〕 ・保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用した場合には、30万円以下の罰金が課せられることになること。 ・事業者が、保育士資格を有していない者について、保育士であると誤認されるような表現を用いて入園案内や児童の募集を行った場合は、事業者についても、名称独占違反の罰則が課されるおそれがあること。 | a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。 | (a) 左記の事項につき、違反がある。 | — | ○ | 別紙基準2・3 |
| | 4 保育士特定登録取消者管理システムでの確認 | a 保育士を任命し、又は雇用しようとするときに、保育士特定登録取消者管理システムにおいて、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録が取り消された者等であるかの確認を行っているか。 | 指導事項等については国からの通知が発出され次第、決定します | | | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 | |
|----------------------|---|---|---|------|----|-------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | | |
| 第2 保育室等の構造、設備及び面積 | 1 保育室(※2)等の面積等 (※2)保育室は、乳幼児の保育を行う部屋である。 [考え方] ・保育室面積とは、当該保育施設において、保育室として使用している部屋の面積。調理設備や便所、浴室等は含まないこと。 ・保育室のほか、調理設備及び便所があること。また保育室の面積は、家庭的保育事業等設備運営基準第22条を参酌しつつ、乳幼児の保育を適切に行うことができる広さを確保すること。 ・保育する乳幼児の数と保育室の面積 1～3人：9.9㎡以上 4人：13.2㎡以上 5人：16.5㎡以上 | a 家庭的保育事業等設備運営基準第22条を参酌しつつ、乳幼児の保育を適切に行うことができる広さか。 | (a) 乳幼児の保育を適切に行うことができる広さが確保されていない。 | — | ○ | 別紙基準2 |
| | | b 調理設備は、当該施設内にあつて専用のものであるか。又は、施設外共同使用であるが、必要な時に利用できるか。 | (b) 調理設備がない。 (施設外調理等の場合にあつては必要な調理機能) | — | ○ | |
| | | c 調理設備は、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されているか。 [留意点] ・調理機能のみを有している場合にあつても、衛生や乳幼児の安全が十分確保される状態となっていること。 | (c) 調理設備が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されている状態にない。 (調理機能のみを有している場合にあつても、衛生や乳幼児の安全が十分確保される状態となっていること。) | — | ○ | |
| | | | (d) 区画はあるが、扉が閉められていない等運用面の注意を要する。 | ○ | — | |
| | | | (e) 衛生的な状態が保たれていない。 ◆原則として、文書指導とするが、清掃方法の見直し等軽微な改善指導については、口頭指導としてよい。 | — | ○ | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 | |
|-------------------|---|---|--|------|----|-------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | | |
| 第2 保育室等の構造、設備及び面積 | 2 保育室等の採光及び換気の確保、安全性の確保 〔考え方〕 ・乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることは、安全確保の観点から極めて危険であることから、行ってはならないこと。 | a 採光が確保されているか。 | (a) 窓等採光に有効な開口部がない。 (建築基準法第28条第1項及び建築基準法施行令第19条の規定(認可保育所の保育室の採光)に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の5分の1以上であることが望ましい。) | — | ○ | 別紙基準2 |
| | | b 換気が確保されているか。 | (b) 窓等換気に有効な開口部がない。 (建築基準法第28条第2項の規定(居室の換気)に準じ、窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。) | — | ○ | |
| | | c 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていないか。 | (c) 同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることがある。 | — | ○ | |
| 第2 保育室等の構造、設備及び面積 | 3 便所 (1) 便所の手洗設備 便所と保育室及び調理室との区画 便所の安全な使用の確保 〔考え方〕 ・衛生面や安全面の観点から、便所と保育室及び調理設備との区画は、基本的に壁で仕切られている必要がある。 ・原則として便所専用の手洗設備が必要となるが、施設の構造上やむを得ない場合に便所の近くに設置され、便所と手洗設備との動線上、保育や児童の環境衛生に問題がないとみなせる場所にある手洗設備を代替措置として便所専用とみなすことも可能。 | a 便所用の手洗設備が設けられているだけでなく、衛生的に管理されているか。 | (a) 便所用の手洗設備が設けられていない。 | — | ○ | 別紙基準2 |
| | | b 便所は、乳幼児が安全に使用するのに適当なものであるか。 | (b) 手洗設備が不衛生(十分に清掃がなされていない、石けんがないなど。) | ○ | — | |
| | | c 便所は、保育室及び調理設備が設けられている部屋と区画され衛生上問題がないか。 | (c) 便所が、保育室及び調理設備が設けられている部屋と区画されていない。 | — | ○ | |
| | | (d) 便所が不衛生(十分に清掃がなされていない。) | ○ | — | | |
| 第2 保育室等の構造、設備及び面積 | (2) 便器の数 | a 便器の数が、1以上であるか。 〔留意点〕 ・特に支障がない場合 便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。 | (a) 便器が一つもない。 | — | ○ | |

| 項目 | | | 指導監査における視点 | | | | 備考 |
|--|--|--|---|------|------|-------|----|
| | | | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | |
| | | | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| 第3 非常災害に対する措置 | 1 設備の設置 〔考え方〕 ・保育室等が2階以上にある場合であっても、指導基準第4による評価ではなく、本基準により評価を行うものとする。 ・軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練を行うものとする。 | a 消火用具(※3)が設置されているか。 (※3)火災報知器、消火器等のこと | (a) 消火用具(火災報知器及び消火器など)がない又は消火用具(火災報知器及び消火器など)の機能失効。 | — | ○ | 別紙基準2 | |
| | | b 全ての職員が消火用具(火災報知器及び消火器など)の設置場所及びその使用方法を知っているか。 | (b) 消火用具(火災報知器及び消火器など)の設置場所等につき、周知されていない。 | ○ | — | | |
| | (1) 消火用具の設置 | | | | | | |
| | (2) 非常口の設置 | a 非常口は、火災等非常時に乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されているか。 | (a) 適切な待避用経路がない。 | — | ○ | | |
| | 2 訓練の実施 (1) 非常災害に対する計画の策定 〔考え方〕 ・火災や地震などの災害の発生に備え、施設・設備の安全確保とともに、緊急時の対応や職員の役割分担、避難訓練の実施、保護者との連絡体制や引き渡し方法等に関する計画を作成すること。 (保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)第3章4節「災害への備え」参照) ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 | a 災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画が策定されているか。 | (a) 計画が策定されていない。 | — | ○ | | |
| | | b 業務継続計画が策定されているか。 〔留意点〕 ・「認可外保育施設における業務継続計画等について」(令和4年12月26日厚生労働省事務連絡)における努力義務事項として規定されている。 | (b) 計画の内容が不十分。 | ○ | — | | |
| (c) 策定されていない。 ◆努力義務事項のため、指導事項にしないものとする。 | | — | — | | | | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 |
|--|--|---|-------------------|-------------------|-------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| <p>第3 非常災害に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の3参照) ・感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第10条参照) ・業務継続計画の策定にあたっては、「認可外保育施設における業務継続計画等について」(令和4年事務連絡)を参考にすること。 | | | | | 別紙基準2 |
| <p>(2) 非常災害に対する避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施</p> <p>[考え方] 非常災害に対する避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。</p> | <p>a 訓練は毎月定期的に行われているか。 [留意点] ・訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。</p> | <p>(a) 訓練が1年以内に1回も実施されていない。</p> <p>(b) 訓練が毎月実施されている状況にない。</p> | <p>—</p> <p>○</p> | <p>○</p> <p>—</p> | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | 備考 | |
|------------|---|--|---|------|-------|---------|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| 第5 保育内容 | 1 保育の内容 〔考え方〕 ・保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえた適切な保育が行われていること。 ・乳幼児の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、乳幼児の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要であること。 各時期の保育上の主な留意事項は次のとおりであるが、乳幼児への適切な関わりを理解するためには、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を理解することが不可欠であること。 | <p>a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状態を把握し、保育が行われているか。</p> <p>b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされているか。</p> <p>c 乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されているか。</p> <p>d 乳幼児に対し漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。 〔留意点〕 ・一人一人の児童に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わることは、児童にとって重要である。保育従事者にとっても最も基本的な使命であり、このような姿勢を欠く保育従事者は不適任であること。</p> | <p>(a) デイリープログラム等が作成されていない。</p> <p>(b) 以下の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。 (1) 子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項 (2) 乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項 (3) 子どもの遊び等に関する事項 (4) 保育の実施に関して留意すべき事項</p> | — | ○ | 別紙基準2・3 |
| | <p>e 必要な遊具、保育用品等が備えられているか。 〔留意点〕 ・テレビは含まない。 ・年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居などを備えることが必要であること。 なお、大型遊具を備える場合などは、その安全性の確認を常に行うことが事故防止の観点から 不可欠であること。</p> | <p>(c) 遊具がない。</p> <p>(d) 遊具につき、改善を要する点がある。 （年齢に応じた玩具が備えられていない、衛生面に問題がある等）</p> <p>(e) 遊具の安全性の確認を日々行っていない。</p> <p>(f) 大型遊具を備える場合にあっては、その安全性に問題がある。</p> | — | ○ | 別紙基準2 | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | 備考 | | |
|------------|--|------|------|----|--|--|
| | 指導事項 | 指導区分 | | | | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | | |
| 第5 保育内容 | <p>※各時期の保育上の主な留意事項</p> <p>[乳児（1歳未満児）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことを理解し、一人一人の発育及び発達状態や健康状態について適切な判断に基づく保健的な対応を行っているか。 ・ 視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成される時期であることを踏まえ、情緒の安定と歩行や言葉の獲得に向けた援助を行っているか。 ・ 一人一人の生理的・心理的欲求を感性豊かに受け止め、愛情を込めて優しく体と言葉で応答するよう努めているか。 <p>[1歳以上3歳未満児]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に感染症にかかりやすい時期であることを理解し、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけているか。 ・ 自我が形成され、児童が自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、愛情豊かに応答的に関わるよう努めているか。 ・ 身体的な機能や基本的な運動機能が発達するとともに、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになり、自分でできることが増えてくる時期であることを踏まえ、乳幼児の生活の安定を図りながら、自分であろうとする気持ちや自発的な活動を尊重しているか。 ・ 一人一人が探索活動を十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れたり、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるよう、模倣やごっこ遊びの中で保育従事者が仲立ちをしたりするなど、乳幼児の心身の発達に必要な体験が得られるよう適切に援助しているか。 <p>[3歳以上児]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この時期に見られる、運動機能の発達や基本的な生活習慣の形成、言葉の理解、知的興味や関心の高まり、仲間の中の一人という自覚、集団的な遊びや協同的な活動などを踏まえて、個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、以下のことに留意しながら、一人一人の実態に即して適切に援助しているか。 <p>(3歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であることを踏まえ、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させること。 <p>(4歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期であることを踏まえ、児童の心の動きを保育従事者が十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むこと。 <p>(5歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期であることを踏まえ、保育従事者が児童の主体的な活動を促すため多様な関わりを持つことにより、児童の発達に必要な豊かな体験が得られること。 <p>(6歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくるとともに、集団遊びも、一人一人の好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなることを踏まえ、様々な環境を設定し、遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアが生かされるようにすること。 | | | | | |

別紙基準 2・3

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 |
|--|---|------|------|-------|----|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| 2 保育に従事する者の保育姿勢等 (1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上 [考え方] ・設置者をはじめとする職員は保育内容等に対して、児童の利益を優先して適切な対応をとることが必要であること。 | a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設の設置者又は管理者については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。 | ○ | — | 別紙基準3 | |
| | b 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図っているか。 c 保育に従事する者について、研修計画を作成し、一定の研修受講の機会又は施設内研修等の場を設けているか。 | ○ | — | | |
| (2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮 [考え方] ・しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。 ・不適切な保育の防止について以下を参考にすること。 ①「保育所等における虐待等に関する対応について」（令和4年12月7日厚生労働省・内閣府事務連絡） ②「不適切な保育の未然防止の徹底について」（令和4年12月6日こ未第698号） ③「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」（令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「不適切保育に関する対応について」事業報告書（別添）） ④保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト（平成29年3月作成、平成30年4月一部改訂全国保育士会） ⑤昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について（令和5年5月12日こ成保44・5文科初第420号）の別紙2「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」 ・虐待の行為類型 ①身体的虐待 ②性的虐待 ③ネグレクト ④心理的虐待 | a 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分な配慮がなされているか。 b 以下のいずれかを実施しているか。 (1) 施設長や主任等の施設のリーダー層の意識の醸成と適切な対応を確認する都道府県等が実施する研修 (2) 保育従事者が子どもの人権・人格を尊重する適切な保育への理解を深め、認識を共有する施設内研修 (3) その他不適切な保育の未然防止となるもの c 不適切な保育等が疑われる事案を把握した場合、状況を正確に把握した上で市長に情報提供・相談等をしているか。 | — | ○ | 別紙基準2 | |
| (a) 配慮に欠けている。 (例) しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。等 (b) b(1)～(3)のいずれかを実施していない。 | — | ○ | | | |
| (a) 保育に当たったの基本姿勢（子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等）に関する事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。 (b) 研修計画を作成し、保育従事者に対し、研修を実施していない。 （研修については、保育に従事する前（採用時）に実施することが望ましい。また、保育従事者の質の向上のため、定期的な研修の実施が望ましい。） | ○ | — | | | |
| (a) 配慮に欠けている。 (例) しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。等 (b) b(1)～(3)のいずれかを実施していない。 | — | ○ | | | |
| (c) 不適切な保育等が疑われる事案を把握した場合、状況を正確に把握した上で市長に情報提供・相談等をしていない。 | — | ○ | | | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 | |
|--|---|--|------|------|-------|-------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | | |
| (3) 児童相談所等の専門的機関との連携 | a 利用乳幼児について、児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 〔留意点〕 ・虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。 | (a) 虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等を行う体制がとられていない。 | — | ○ | 別紙基準3 | |
| 3 保護者との連絡等 (1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施 〔考え方〕 ・保護者との相互信頼関係を築くことを通じて保護者の理解と協力を得ることが乳幼児の適切な保育にとって不可欠であり、連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を連絡し合うこと。 | a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡しているか。 | (a) 可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることを心がけていない。 | ○ | — | | 別紙基準2 |
| (2) 保護者との緊急時の連絡体制 〔考え方〕 ・保育中に異常が発生した場合など、いつでも連絡できるよう、連絡先を整理し、全ての保育従事者が容易に分かるようにしておくことが必要であること。 | a 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育に従事する者が容易にわかるようにされているか。 b 消防署、病院等の連絡先一覧表等が整備されているか。 | (a) 保護者の緊急連絡表が整備されていない。 (b) 消防署、病院等の連絡先一覧表等が整備されていない。 | — | ○ | | |
| (3) 保育室の見学 | a 保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状態を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。 | (a) 保護者等からの要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲であっても、これらの要望に適切に対応していない。 | ○ | — | | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 | |
|----------|--|---|---|------|----|-------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | | |
| 第6 給食 | <p>1 衛生管理の状況 調理設備、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理</p> <p>〔考え方〕 ・「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成24年3月厚生労働省）、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」（平成31年4月厚生労働省）を参考にすること。</p> <p>・衛生管理については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成29年6月16日生食発0616第1号）、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成22年3月厚生労働省）及び「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン」（世界保健機関/国連食糧農業機関共同作成・2007年）を参考にすること。</p> | a 食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。また、哺乳ビンを使用することによく洗い、滅菌しているか。 | (a) 使用することによく洗っていない。十分な殺菌並びに滅菌が行われていない。 | — | ○ | 別紙基準2 |
| | | b 調理設備が清潔に保たれているか。 | (b) 汚れている。残飯等が放置されている。 | — | ○ | |
| | | c 調理方法が衛生的であるか。 | (c) 不適切な事項がある。 | ○ | — | |
| | | d 配膳が衛生的であるか。 | | | | |
| | | e 食事時、食器類や哺乳ビンは、乳幼児や保育に従事する者の間で共用されていないか。 | (d) （十分な消毒がなされずに）共用されることがある。 | ○ | — | |
| | | f 原材料、調理済み食品（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。）について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適切な措置を講じているか。 | (e) 冷凍・冷蔵設備がない。その他、食品の保存に関し、不適切な事項がある。 | — | ○ | |
| 第6 給食 | <p>2 食事内容等の状況 （1）乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容</p> <p>〔考え方〕 ・家庭からの弁当持参や、やむを得ず市販の弁当を利用する場合には、家庭とも連携の上、児童の健康状態や刻み食等の年齢に応じた配慮を行うこと。</p> <p>・アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示（※4）に基づき、適切な対応を行うこと。（※4）生活管理指導表等のこと</p> | a 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。 | (a) 配慮されていない。 | — | ○ | 別紙基準2 |
| | | b 健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容か。 | | | | |
| | | 〔市販の弁当等の場合〕 c 乳幼児に適した内容であるか。 | (b) 配慮されていない。 | — | ○ | |
| 第6 給食 | <p>（2）献立に従った調理</p> <p>〔考え方〕 ・独自で献立を作成することが困難な場合には、市等が作成した認可保育所の献立を活用するなどの工夫が必要であること。</p> | d 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。 | (c) 乳児に対する配慮が適切に行われていない。 | — | ○ | 別紙基準2 |
| | | a 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。 | (a) 献立が作成されていない。 (b) 献立に従った調理が適切に行われていないことがある。 | — | ○ | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 | |
|-----------------|--|---|--|------|----|-------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | | |
| 第7 健康管理・安全確保 | 1 乳幼児の健康状態の観察 預かり、引渡しの際、乳幼児一人一人の健康状態の観察 | a 預かりの際、健康状態(※5)の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。 (※5)体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等 | (a) 十分な観察が行われていない。 | ○ | — | 別紙基準3 |
| | | b 引渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。 | (b) 保護者から報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けてない。 | ○ | — | |
| | | | (c) 十分な観察が行われていない。 (d) 注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。 | ○ | — | |
| | 2 乳幼児の健康診断 | a 入所(利用開始)後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育に従事する者への周知が行われているか。 | (a) 乳幼児の体質やかかりつけ医の確認をしていない。 (b) 緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧が未作成。 (c) 職員への周知状況の不徹底等対応が不十分。 | — | ○ | 別紙基準2 |
| | 3 職員の健康診断 [考え方] ・職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により義務づけられていること。 ・調理に携わる職員には調乳を行う職員が含まれる。 ・調理に携わる職員は、検便の結果が陰性であると判明した後から調理に携わることができる。 | a 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。 | (a) 実施されていない。 | — | ○ | |
| | | b 調理に携わる職員には、月1回検便を実施しているか。 | (b) 実施されていない。 (c) 月1回の検便が実施されている状況にない。 | — | ○ | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 | | |
|-----------------|--|---|---|----------------|----|-------|---|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | | | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | | | |
| 第7 健康管理・安全確保 | 4 医薬品等の整備 〔考え方〕 ・与薬については、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を参考にすること。 | a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 〔留意点〕 ・最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類 | (a) 左記の最低限必要な医薬品、医療品がない。 | ○ | — | 別紙基準2 | |
| | | b 与薬が必要な乳幼児については保護者から受け取った与薬依頼票等に基づいて対応しているか。 〔留意点〕 ・座薬を使用する場合には、かかりつけ医の具体的な指示書に基づき、慎重に取り扱う必要がある。 | (b) 医師の指示に基づいた薬以外を与薬している。 (c) 与薬依頼票がない。 (d) 与薬依頼票に必要事項（医師名、薬の種類、具体的な内服方法等）が記されていない。 (e) 薬の保管が適切ではない。 (f) 誤与薬の防止対策（複数の保育士等で、重複与薬、人違い、与薬量の誤認、与薬忘れ等）がされていない。 | — | ○ | | ○ |
| | | 5 感染症への対応 〔考え方〕 ・本項に取り組むに当たっては、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」（2018（平成30）年3月（2022（令和4）年10月一部改訂）厚生労働省）を参考にすること。 | a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。 | (a) 対応が適切ではない。 | — | | ○ |
| | | b 乳幼児が継続的に利用する時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。 | (b) 治癒の判断をもつぱら保護者に委ねている。 | ○ | — | | |
| | | c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。 〔留意点〕 ・乳幼児や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。 | (c) 共用している。 | ○ | — | | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 | |
|---|---|--|---|------|----|-------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | | |
| 6 乳幼児突然死症候群に対する注意 | a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。 | (a) 保育室に職員が在室していないなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。 | — | ○ | | |
| | b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 〔留意点〕 ・仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は入所（利用開始）時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。 | (b) 乳児を寝かせる場合、仰向けに寝かせていない。 (c) 乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。 | — | ○ | | |
| | c 保育室では禁煙を厳守しているか。 | (d) 保育室内で喫煙している。 | — | ○ | | |
| 第7 健康管理・安全確保 | 7 安全確保 〔考え方〕 ・安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。 ・安全計画の策定については、「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和4年12月16日厚生労働省事務連絡）を参考にする。なお、園外活動に係る内容については、「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」（令和4年4月11日厚生労働省・内閣府事務連絡）を参考にする。 ・保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえた適切な安全管理が行われていること。 ・不審者の立入防止については、「認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等における危機管理（不審者侵入時等の対応）の徹底について」（令和3年11月29日内閣府・文部科学省・厚生労働省事務連絡）を参考にする。 | a 安全計画（※6）を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。 （※6）施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画のこと。 〔留意点〕 ・安全計画の策定にあたり、必要に応じてマニュアルを整備すること。例として、通常保育時における児童の動きを常に把握するための役割分担や、リスクが高い場面（午睡、食事、プール・水遊び、園外活動、児童の送迎を目的とした自動車運行等）、緊急的な対応が必要な場面（災害、不審者対応等）を想定した役割分担等が考えられる。 | (a) 安全計画が策定されていない。 (b) 以下の内容について、いつ・何をすべきかを安全計画に規定していない。 (1) 施設設備等の安全点検 (2) 園外活動等を含む保育活動、取組等における職員や児童に対する安全確保のための指導 (3) 職員への各種訓練や研修等 (4) 児童の安全確保に関する取組 | — | ○ | 別紙基準2 |
| b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されているか。 | (c) 職員に対し、安全計画について周知されていない。 (d) 安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されていない。 | — | ○ | | | |
| c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。 | (e) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。 | — | ○ | | | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 | |
|-----------------|--|---|--|------|----|-------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | | |
| 第7 健康管理・安全確保 | <p>・安全管理については「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」（令和3年8月25日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡）、「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について」（令和4年9月6日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡）を参考にすること。</p> <p>・事故報告については、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年12月14日こ成安第142号・5教参学第30号）を参照すること。</p> <p>・施設の安全確保については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月内閣府・文部科学省・厚生労働省）を参考にすること。</p> <p>・園外活動を行う場合は、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」（令和元年6月16日厚生労働省事務連絡）を踏まえて安全管理を徹底し、かつ、保護者の了承を得た上で、園外活動の実施を慎重に判断すること。</p> <p>・児童の見落とし等の発生防止について「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」（令和4年4月11日厚生労働省・内閣府事務連絡）を参考にすること。</p> <p>・発生した全ての事故について、全職員に会議や研修の場等で定期的に情報共有及び要因分析をし、再発防止を徹底すること（ヒヤリ・ハットを含む。）。</p> | <p>d 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等（備品、遊具等や防火設備、避難経路等）に対して適切な安全管理を図っているか。</p> <p>〔留意点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室だけでなく、乳幼児が出入りする場所には危険物を置かないこと。また、書庫等は固定する、棚から物が落下しないなどの工夫を行うことが必要であること。 ・点検先は施設内のみならず、散歩コースや公園など定期的に利用する場所も含むこと。 | <p>(f) 設備等の点検を定期的に実施し、文書として記録されていない。</p> <p>(g) 点検先が不十分である。</p> <p>(h) 点検結果にて改善すべき点が改善されていない。</p> <p>(i) 保育室だけでなく、児童の出入りする場所には危険物を置かない等の十分な配慮がされていない。</p> <p>(j) 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置がない。</p> <p>(k) 転倒、落下防止等の措置がされていない。</p> | — | ○ | 別紙基準2 |
| | <p>e プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。</p> | <p>(l) 専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。</p> | ○ | — | | |
| | <p>f 児童の食事に関する情報や当日の子ども健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。</p> | <p>(m) 食物アレルギーについて利用開始前に確認していない。</p> <p>(n) 誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある子どもに配慮した食事の提供を行っていない。</p> | — | ○ | | |
| | <p>g 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を日々、実施しているか。</p> | <p>(o) 日々、点検が行われていない。</p> | — | ○ | | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | 備考 |
|-----------------|---|--|------|------|-------|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | |
| 第7 健康管理・安全確保 | h 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。 | (p) 囲障はあるが、施錠等が不十分。 (q) 不審者侵入防止用の設備の状況等を点検・確認していない。 (r) 様々な場面や時間帯を想定した不審者対応訓練を実施していない。 (s) 不審者への対処など防犯に係る安全確保に関し、職員の共通理解を図っていない。 (t) 不審者情報について、地域や関係機関等と連絡・情報交換・情報共有ができる体制づくりをしていない。 | ○ | — | 別紙基準2 |
| | i 児童の欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底しているか。 | (u) 保護者への速やかな確認を徹底していない。 (v) 職員間における情報共有を徹底していない。 | — | ○ | |
| | j 登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける児童の人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底しているか。 | (w) 人数確認を徹底していない。 | — | ○ | |

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | | 備考 |
|--|---|--|------|------|-------|----|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| 第7 健康管理・安全確保 | k 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。 | (x) 定期的な訓練が実施されていない。 | — | ○ | 別紙基準2 | |
| | l 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えているか。 | (y) 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。 | — | ○ | | |
| | m 事故発生時には速やかに当該事実を市長に報告しているか。 | (z) 市要綱第18条第3項第1号アに基づく報告が行われていない。 | — | ○ | | |
| | n 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか（ヒヤリ・ハットを含む。）。 | (aa) 事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない（ヒヤリ・ハットを含む。）。 | — | ○ | | |
| | o 発生した事故（児童の見落とし等を含む。）に対して、事故が発生した要因の分析を行っているか（ヒヤリ・ハットを含む。）。 | (ab) 発生した事故（児童の見落とし等を含む。）に対して、事故発生の要因分析を行っていない（ヒヤリ・ハットを含む。）。 | — | ○ | | |
| p 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。 | (ac) 死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。 | — | ○ | | | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 |
|---|---|--|------|------|-------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| <p>8 児童の送迎等を目的とした自動車運行における安全確保</p> <p>〔考え方〕 ・児童の送迎を目的とした自動車の運行に係る安全管理については、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」（令和4年10月12日内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省）、「静岡県教育・保育施設におけるこどもの車両送迎に係る安全管理指針」（令和4年10月静岡県）及び「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和4年12月20日送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ取りまとめ）を参考にする。</p> <p>・事故防止については「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」（令和3年8月25日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡）、「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について」（令和4年9月6日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡）を参考にする。</p> | <p>a 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。</p> <p>b 児童の送迎を目的とした自動車を運行する場合は、事故防止に努める観点から、以下の対策を講じているか。 ①運転手の他に職員が同乗する体制を作ることが望ましい ②乗降時に座席や人数の確認を行い、その内容を職員間で共有する</p> <p>c 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止するための装置を備え、これを用いて所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行っているか。</p> | <p>(a) 点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。</p> <p>(b) 事故防止のための左記②の対策を講じていない。</p> <p>◆左記①については指導事項としないものとする。</p> | — | ○ | 別紙基準2 |
| | | <p>指導事項等については国からの通知が発出され次第、決定します</p> | | | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 |
|---|--|---|------------------|------------------|--------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| 1 施設及びサービスに関する内容の掲示 [考え方] ・右記 a～p のうち、市要綱別表 2 の変更届出事項に該当するものについては、届出内容と一致させること。 | 以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。 a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 b 保育室の名称及び面積 c 施設の名称及び所在地 d 事業を開始した年月日 e 開所している時間 f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 g 顧客児童限定保育施設として一度に保育する最大の人数 h 保育士その他の職員の配置数又はその予定 i 設置者及び職員に対する研修の受講状況 j 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 k 提携している医療機関の名称、所在地(※7)及び提携内容(提携している医療機関がない場合は、該当なしである旨) l 緊急時等における対応方法 m 非常災害対策 n 虐待の防止のための措置に関する事項 o 施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む) p 省令第49条の2第1号イに該当する乳幼児のみの保育を行う施設であること(※7)提携する医療機関を病院等に所属しない個人の医師とする場合は、所在地は個人の住所の町字名までの記載を可とする | (a) 全く掲示されていない。 (b) 左記 a～p の事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分。 (c) 提供するサービスの内容及び利用料の変更に、掲示が適切になされていない。 (d) 提供するサービスの内容及び利用料の変更に、保護者への説明がなされていない。 | — ○ ○ ○ | ○ — — — | 別紙基準 2 |
| 第 8 | 利用者への情報提供 | | | | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 |
|---|--|---|------|------|-------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| 2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付 [考え方] ・右記 a～hのうち、市要綱別表2の変更届出事項に該当するものについては、届出内容と一致させること。 | 以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。 a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 施設の名称及び所在地 d 施設の管理者の氏名 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g 提携する医療機関の名称、所在地(※8)及び提携内容(提携している医療機関がない場合は、該当なしである旨) h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先 (※8)提携する医療機関を病院等に所属しない個人の医師とする場合は、所在地は個人の住所の町字名までの記載を可とする [留意点] ・あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか、食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。 ・契約内容を変更する場合は、利用者に事前に説明する等、契約に応じて適切な対応をとること。 | (a) 書面等により交付されていない。 (b) 左記 a～hの事項につき、交付内容が不十分。 (c) 契約内容を変更する場合は、利用者に事前に説明する等、契約に応じて適切な対応がとられていない。 | — | ○ | 別紙基準2 |
| 3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明 | a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。 [留意点] ・保育の実施前に保護者に対して、保育従事者の氏名や保育士資格、市への届出の有無などの情報を提供することが望ましい。ただし、事業者は個人情報保護義務について留意することが必要であること。 | (a) 説明が行われていない。 (b) 説明はされているが、内容が不十分。 | — | ○ | |

第8 利用者への情報提供

| 項目 | | 指導監査における視点 | | | 備考 | |
|--------------|--|---|--|------------|------------|-------|
| | | 指導事項 | 指導区分 | | | |
| | | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| 第9 備える帳簿等 | 1 職員に関する帳簿等の整備 [考え方] ・労働基準法第109条に規定する労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を5年間保存しなければならないものであること。 | a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日等が記載された帳簿があるか。 | (a) 確認できる書類が備えられていない。 (b) 整備内容が不十分。 | — ○ | ○ — | 別紙基準3 |
| | b 労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。 ・労働者名簿(労働基準法第107条) ・賃金台帳(労働基準法第108条) ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条) | (c) 左記の帳簿の整備状況が不十分。 | — | ○ | | |
| | 2 利用乳幼児に関する書類等の整備 | a 利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。 | (a) 確認できる書類が備えられていない。 (b) 整備内容が不十分。 | — ○ | ○ — | |

| 項目 | 指導監査における視点 | | | | 備考 |
|----------------------------|--|---|------|------|---------|
| | 指導事項 | 指導区分 | | 準用基準 | |
| | | 口頭指導 | 文書指導 | | |
| 1 変更の届出 | a 市要綱第13条に基づき、市長に変更の届出が行われているか。 〔留意点〕 ・変更届出事項について、市要綱別表2を参照すること。 | (a) 変更届出事項に該当するにも関わらず、届出が行われていない。 | ○ | — | 別紙基準3 |
| 2 休止又は再開の届出 | a 市要綱第14条各項に基づき、市長に休止又は再開の届出が行われているか。 | (a) 休止又は再開の届出事項に該当するにも関わらず、届出が行われていない。 | ○ | — | |
| 3 事故等が生じた場合や長期滞在児童がいる場合の報告 | a 市要綱第18条第3項ただし書に基づき、市長に事故等が生じた場合や長期滞在児童がいる場合の報告が行われているか。 | (a) 事故等が生じた場合や長期滞在児童がいる場合の報告事項に該当するにも関わらず、報告が行われていない。 | — | ○ | 別紙基準2・3 |
| 第10 市要綱の規定 | 〔考え方〕 ・必ず報告が必要なものについて、市要綱第18条第3項ただし書において、以下のものを定めている。 ①重大な事故（死亡事故、意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）又は治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故） ②感染症又は食中毒 ③食事（給食、おやつ等）における異物混入 ④不適切な保育 ⑤長期滞在児童 | | | | |
| 4 記録の保存 | a 市要綱第28条第3項に基づき、市へ届出又は報告した書類並びにこの浜松市認可外保育施設設備運営基準の「第9 備える帳簿等」に規定する必要な記録について、少なくとも1年間保存しているか。 | (a) 必要な記録が1年間保存されてない。 | — | ○ | |
| | 〔考え方〕 ・記録の保存の期間について、市要綱第28条第4項において、5年間（保育所児童保育要録の原本等については、当該児童が小学校を卒業するまでの間）が望ましいと定めている。 ・労働基準法第109条に規定する労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を5年間保存しなければならないものであること。 | | | | |

浜松市における認可外保育施設の 制度の概要（案） （令和6年4月1日施行）

【この資料における略称】

- | | | |
|------------|---|-----------------------------------|
| ・「法」 | … | 児童福祉法 |
| ・「省令」 | … | 児童福祉法施行規則 |
| ・「市要綱」 | … | 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱 |
| ・「認定こども園法」 | … | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 |

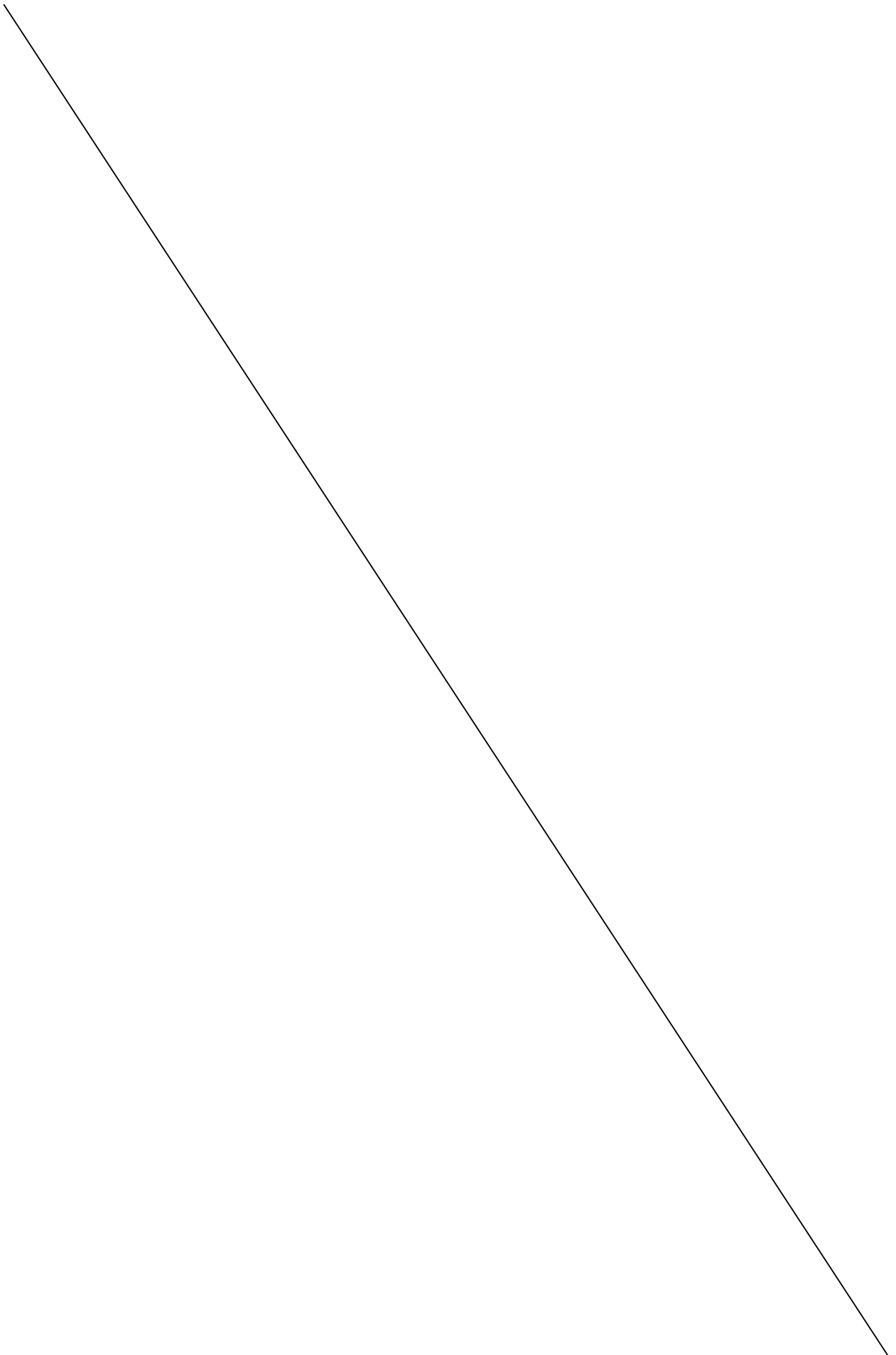
浜松市 こども家庭部

幼児教育・保育課

（令和6年4月～幼保支援課と幼保運営課へ分課予定）

次世代育成課

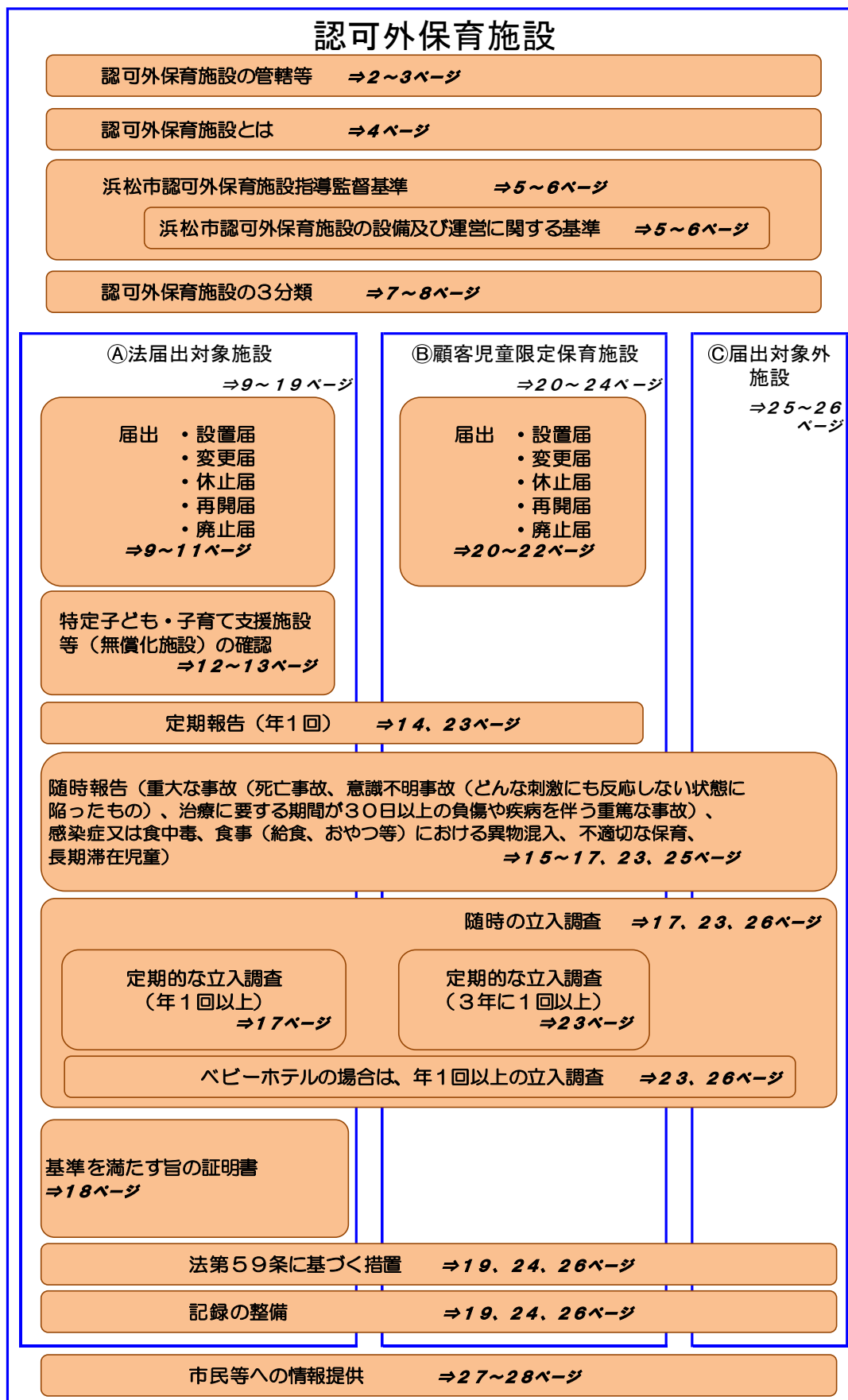
（令和6年4月～こども若者政策課へ課名変更予定）



I. 浜松市における認可外保育施設の制度の体系

1. 制度の主な体系

浜松市における認可外保育施設の制度の主な体系は以下のとおりです。



2. 認可外保育施設の管轄等

(1) 浜松市の管轄する認可外保育施設

施設の所在地が浜松市内であるもの

※浜松市以外に所在する認可外保育施設の管轄は、静岡県知事等になります。

(2) 担当課

(令和6年3月12日現在)

| 主な業務内容 | 担当課・連絡先 |
|--|---|
| <p>①認可外保育施設制度全般</p> <p>②設置・変更等の届出</p> <p>③随時報告(不適切な保育、長期滞在児童)</p> <p>④特定子ども・子育て支援施設等(無償化施設)の確認</p> <p>⑤利用料の無償化(償還払い)</p> | <p>浜松市こども家庭部 幼児教育・保育課</p> <p>浜松市役所 本館2階 〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2</p> <p>①・②・③・④ : 制度運営グループ TEL:(053)457-2827</p> <p>⑤: 無償化事業グループ TEL:(053)457-2118 Mail: youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp</p> <p><変更予定> 浜松市こども家庭部幼保支援課 〒430-0933 浜松市中央区鍛冶町100-1 ザザシティ浜松中央館5階 ※所在地の変更は令和6年8月頃からを予定。それ以外は令和6年4月からを予定。</p> |
| <p>随時報告(重大な事故(死亡事故、意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)、治療に要する期間が30日以上(負傷や疾病を伴う重篤な事故)、感染症又は食中毒、食事(給食、おやつ等)における異物混入)</p> | <p>浜松市こども家庭部 幼児教育・保育課 指導グループ</p> <p>浜松市役所 本館2階 〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2 TEL:(053)457-2117 Mail: youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp</p> <p><変更予定> 浜松市こども家庭部幼保運営課 〒430-0933 浜松市中央区鍛冶町100-1 ザザシティ浜松中央館5階 ※所在地の変更は令和6年8月頃からを予定。それ以外は令和6年4月からを予定。</p> |

I 浜松市における認可外保育施設の制度の体系

| 主な業務内容 | 担当課・連絡先 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期報告（年1回） ・ 立入調査 ・ 基準を満たす旨の証明書 ・ 改善勧告・業務停止命令等の措置 | <p>浜松市こども家庭部 次世代育成課 監査・調整グループ</p> <p>浜松市役所 本館2階 〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2 TEL: (053)457-2795 Mail: katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><変更予定></p> <p>浜松市こども家庭部こども若者政策課 〒430-0933 浜松市中央区鍛冶町100-1 ザザシティ浜松中央館5階</p> <p>※所在地の変更は令和6年8月頃からを予定。それ以外は令和6年4月からを予定。</p> </div> |

(3) 事業者向け市ホームページ

認可外保育施設に関する法令・通知や届出様式等を掲載しています。

【市ホームページ掲載箇所（令和6年3月12日現在）】

ホーム > 創業・産業・ビジネス > 福祉・介護 > 幼児教育・保育関係事業者の皆様へ（トップページ） > B. 認可外保育施設（法届出対象施設、顧客児童限定保育施設、届出対象外施設）の届出等について

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hoiku/jigyousya/b-ninkagaihoiku.html>

(4) 保育に関する市からの情報提供等

届出がされた認可外保育施設については、保育に関する必要な情報をメールにて随時提供します。また、国・県・市の行う調査等の対象となることもありますので、ご協力をお願いします。

Ⅱ 認可外保育施設 (㉠法届出対象施設、㉡顧客児童限定保育施設、㉢届出対象外施設 共通)

1. 認可外保育施設とは

認可外保育施設とは、次に掲げるア～ウの項目のすべてに該当する施設をいいます(法第59条、第59条の2、市要綱第2条第1号)。

ア 1人以上の乳幼児を保育する

※保育とは、法第6条の3第7項より、養護及び教育のこと。保育所保育指針第1章-2-(1)によると、保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりのこと。

イ 法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可を取り消されたものを含む。)

ウ 下記の業務を目的とするもの

| 施設の目的とする業務 | 利用定員 | 実施場所 | ベビーホテル |
|---|---------------|----------------------------------|--|
| 事業所内保育事業 (法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設) | — | 施設 | 次のア～ウのいずれかを常時運営しているものは、ベビーホテルとしても扱われる(ベビーシッターを除く) |
| 家庭的保育事業 (法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設) | 5人以下 | 家庭的保育事業者の居宅又はその他の場所(乳児・幼児の居宅を除く) | |
| 小規模保育事業 (法第6条の3第10項に規定する業務を目的とする施設) | 6人以上 19人以下 | 施設 | ア 夜8時以降の保育 イ 宿泊を伴う保育 ウ 一時預かり (利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めている場合) |
| 保育所 (法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設) | 20人以上 | 施設 | |
| 居宅訪問型保育事業(ベビーシッター) (法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設) | — | 乳児・幼児の居宅 | |

※㉡顧客児童限定保育施設 及び ㉢届出対象外施設に該当する場合でも、ベビーホテルとして扱われると、年1回以上の定期的な立入調査及び市長が必要と判断する場合の随時の立入調査を実施します。

2. 浜松市認可外保育施設指導監督基準と浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準

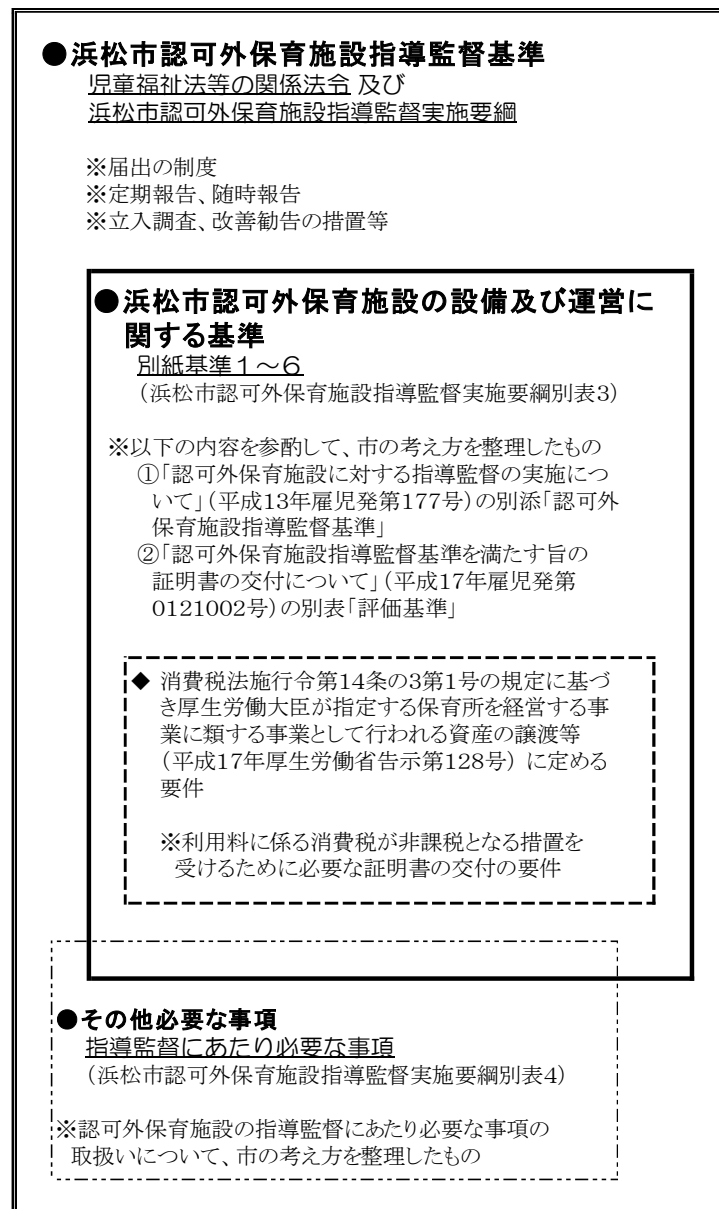
(1) 浜松市認可外保育施設指導監督基準（市要綱第16条第2項）

認可外保育施設に対する指導監督の基準である浜松市認可外保育施設指導監督基準は、児童福祉法等の関係法令 及び 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱（市要綱） とし、設置等の届出制度や定期報告、立入調査等の指導監督の実施に関して必要な事項を定めています。

(2) 浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準（市要綱第16条第3項）

浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準（浜松市認可外保育施設設備運営基準）は、「認可外保育施設指導監督基準」（国通知）及び「評価基準」（国通知）の両基準を参酌して市の考え方を整理したものを市要綱で定めています。この浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準は、浜松市認可外保育施設指導監督基準の一部に含まれるものとしています（下図）。また、この浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準は、目的とする業務や1日に保育する乳幼児の数等によって6種類あります（下表（次ページ））。

(図) 認可外保育施設に対する指導監督の基準の整理



(表) 浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準の種類

| 浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準 | 適用する区分 | |
|--|------------------|------------------------|
| (別紙基準1) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設(法届出対象施設・届出対象外施設) | ベビーシッター以外の | 1日に保育する乳幼児の数が6人以上であるもの |
| (別紙基準2) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設(法届出対象施設・届出対象外施設) | 法届出対象施設及び届出対象外施設 | 1日に保育する乳幼児の数が5人以下であるもの |
| (別紙基準3) 複数雇用のベビーシッター(法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設) | ベビーシッター | 複数の保育に従事する者を雇用しているもの |
| (別紙基準4) 個人のベビーシッター(法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設) | | 複数の保育に従事する者を雇用していないもの |
| (別紙基準5) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設(顧客児童限定保育施設) | ベビーシッター以外の | 1日に保育する乳幼児の数が6人以上であるもの |
| (別紙基準6) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設(顧客児童限定保育施設) | 顧客児童限定保育施設 | 1日に保育する乳幼児の数が5人以下であるもの |

※「1日に保育する乳幼児の数」について

- ①法届出対象施設：市に届出がされた入所(利用)定員とします。ただし、入所(利用)定員を超えた数を保育する場合は、実際の人数に応じた浜松市認可外保育施設設備運営基準を適用します。なお、市要綱第8条第1項の変更届により入所(利用)定員の変更をしなければなりません。実際の人数に応じた浜松市認可外保育施設設備運営基準を適用します。
- ②顧客児童限定保育施設：顧客児童保育施設として一度に保育する最大の人数を1日に保育する乳幼児の数とします。
- ③届出対象外施設：入所(利用)定員とします。ただし、入所(利用)定員を超えた数を保育する場合は、実際の人数に応じた浜松市認可外保育施設設備運営基準を適用します。

(参考) 令和4年度の見直しの考え方

①浜松市認可外保育施設指導監督基準の考え方

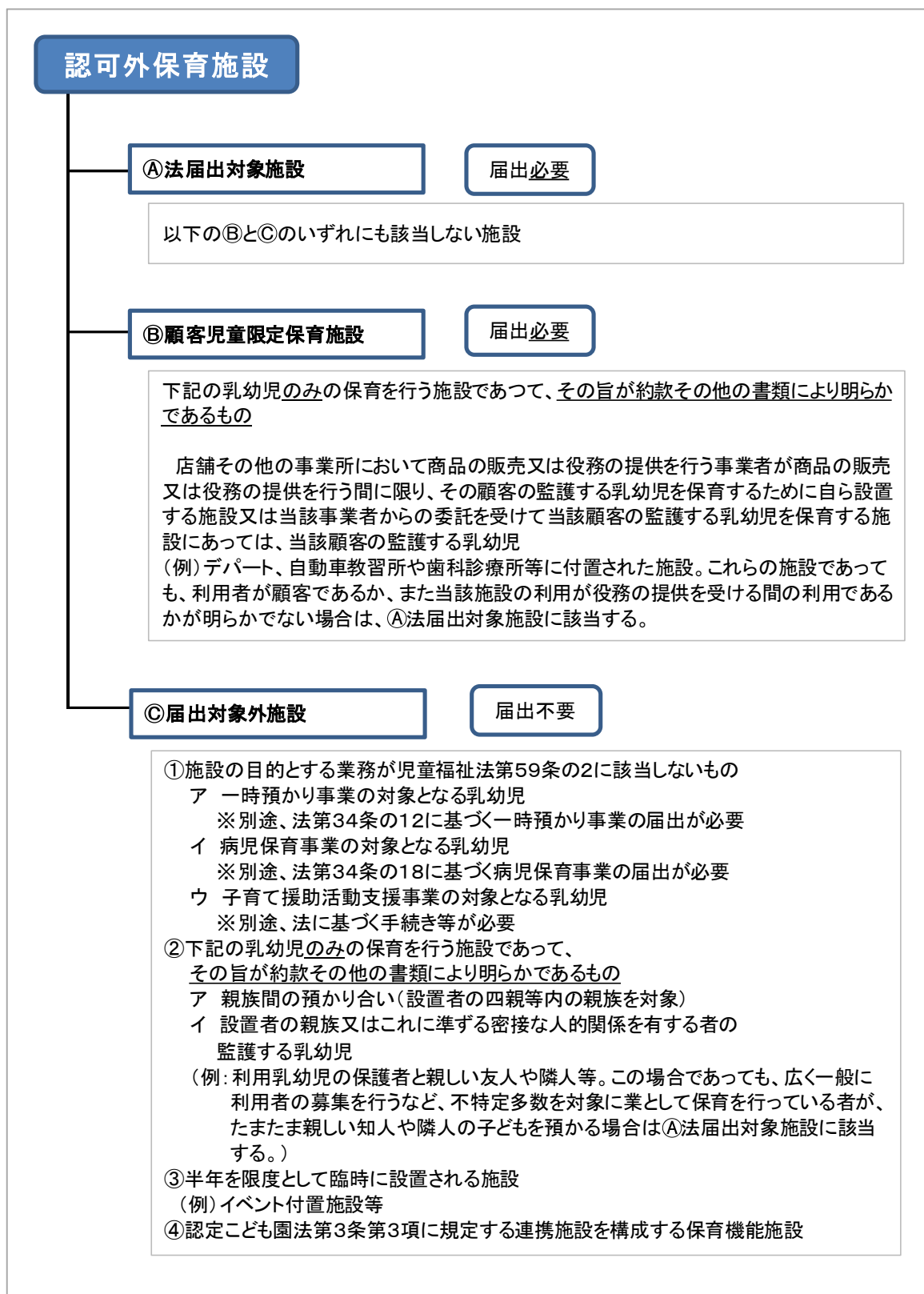
これまでは国通知による認可外保育施設指導監督基準を指導監督基準とする一方で、届出制度や定期報告等の位置づけが明確ではなかったところがありました。そのため、令和4年度からは、届出制度や定期報告等も含めた広義の意味として、児童福祉法関係法令及び市要綱を指導監督基準としました。

②浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準の考え方

これまでの指導監督においては、2つの国通知で表記が異なる部分があるなど、解釈や取扱いが必ずしも明確ではなかったところがありました。そのため、今回の見直しにあたり、厚生労働省にも確認するなどした結果を踏まえ、市の考え方を整理し、基準をより明確にした「浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準」を定めました。これにより認可外保育施設に対する一層効果的で適切な指導監督につなげるものです。

3. 認可外保育施設の3分類

認可外保育施設は、保育の対象とする乳幼児等により以下の①～③の3つに分類されます。詳細については、次ページを参照してください。



※①法届出対象施設は、法第59条の2第1項において届出の対象として規定された施設。

②顧客児童限定保育施設と③届出対象外施設は、法第59条の2第1項において届出の対象外として規定されているが、このうち②顧客児童限定保育施設について浜松市では届出制を導入している。

II 認可外保育施設

(参考) 認可外保育施設の種類について

※児童福祉法、児童福祉法施行規則、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年雇児発第177号)及び浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱を元に作成

| 認可外保育施設 ……1人以上の乳幼児を保育する認可を受けていない施設(乳幼児の数は一時預かり児童を含める) | ④届出対象外施設 | ⑤顧客児童限定保育施設 | ⑥法届出対象施設 |
|---|---|--|---|
| | <p>1 施設が児童福祉法第59条の2に該当しないもの</p> <p>①一時預かり事業の対象となる乳幼児 ※別途、法第34条の12に基づく一時預かり事業の届出が必要</p> <p>②病児保育事業の対象となる乳幼児 ※別途、法第34条の18に基づく病児保育事業の届出が必要</p> <p>③子育て援助活動支援事業の対象となる乳幼児 ※別途、法に基づく手続き等が必要</p> <p>2 次の(1)～(3)のいずれかに該当する施設(省令第49条の2)</p> <p>(1) 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの</p> <p>①(市要綱に基づき、⑥顧客児童限定保育施設として届出対象)</p> <p>②設置者の四親等内の親族である乳幼児 (例) 親族間の預かり合い</p> <p>③設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児 (例) 利用乳幼児の保護者と親しい友人や隣人等</p> <p>(2) 半年を限度として臨時に設置される施設 (例) イベント付置施設等</p> <p>(3) 認定子ども園法第3条第3項に規定する連携施設を構成する保育機能施設</p> | <p>(1) 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの</p> <p>①店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育する間に自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあつては、当該顧客の監護する乳幼児</p> <p>(例) デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設</p> | <p>右の⑥顧客児童限定保育施設、⑦届出対象外施設のいずれにも該当しないもの</p> <p>子ども・子育て支援法第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るもの(企業主導型保育事業)は④法届出対象施設に該当</p> <p>・約款やパンフレット等の書面等により確認できない場合は届出対象</p> <p>・約款等により記載されているが、実態として⑥(1)・②(1)に掲げる乳幼児以外の乳幼児が保育されている場合は④法届出対象施設に該当</p> <p>⑥(1)①の例のような施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、④法届出対象施設に該当</p> <p>⑦(1)③の例のような場合であっても、広く一般に利用者の募集を行うなど、不特定多数を対象に業として保育を行っている者が、たまたま親しい人や隣人の子どもを預かる場合は④法届出対象施設に該当</p> <p>幼稚園を設置する者が当該幼稚園と合わせて設置している施設において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余剰教室や敷地内の別の建物など園児と区分された専用のスペースで専任の職員による保育が実施されているものは④法届出対象施設に該当</p> |
| | <p>①一時預かり事業</p> <p>②病児保育事業</p> <p>③子育て援助活動支援事業</p> | | <p>ベビーシッター</p> <p>ベビーホテル</p> <p>次、夜8時以降の保育</p> <p>イ 宿泊を伴う保育</p> <p>ウ 一時預かり(利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めている場合)</p> |

Ⅲ ㊤法届出対象施設

㊤法届出対象施設は、1人以上の乳幼児を保育する（乳幼児の数は一時預かり児童を含める。）、認可を受けていない施設で、㊤顧客児童限定保育施設（20ページ）や㊤届出対象外施設（25ページ）に該当しない施設をいいます。

施設の適正な保育内容及び保育環境の確保のため、浜松市認可外保育施設指導監督基準を遵守する必要があります。

1. 根拠など

(1) 根拠

児童福祉法第59条の2

浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱第2条第2号

(2) 該当する施設

認可外保育施設のうち、㊤顧客児童限定保育施設及び㊤届出対象外施設のいずれにも該当しない施設

2. 届出関係

(1) 届出

法届出対象施設を設置したり、変更事項が生じたりした場合等は、市長に届出が必要です。届出を怠った場合や虚偽の届出をした場合は、50万円以下の過料に処されます（法第62条の4）。

届出の様式は、市ホームページに掲載しています。

【市ホームページ掲載箇所（令和6年3月12日現在）】

ホーム > 創業・産業・ビジネス > 福祉・介護 > 幼児教育・保育関係事業者の皆様へ（トップページ） > B. 認可外保育施設（法届出対象施設、顧客児童限定保育施設、届出対象外施設）の届出等について

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hoiku/jigyousya/b-ninkagaihoiku.html>

※令和6年4月1日付けで改正を予定している設置届、変更届等の様式については、令和6年3月下旬に掲載予定です。

①設置届（法第59条の2第1項、市要綱第5条第1項）

| 対象となる時 | 新たに法届出対象施設を設置したとき |
|--------|--|
| 届出書類 | (1) 認可外保育施設（法届出対象施設）設置届（第1号様式） (2) 共通様式1 (3) 共通様式2 (4) その他市長が必要と認める書類 |
| 届出期日 | 事業開始年月日から1か月以内に届出 |
| 提出先 | 浜松市 幼児教育・保育課（令和6年4月～幼保支援課へ変更予定） |

②変更届（法第59条の2第2項、市要綱第8条各項及び第9条各項）

| | |
|---------|--|
| 対象となるとき | 市に届出済の事項に変更が生じたとき ※変更届の対象となる変更事項については下表のとおり |
| 届出書類 | (1) 認可外保育施設（法届出対象施設）変更届（第2号様式） (2) その他市長が必要と認める書類 |
| 届出期日 | 変更年月日から1か月以内に届出 |
| 提出先 | 浜松市 幼児教育・保育課（令和6年4月～幼保支援課へ変更予定） |

(表) 認可外保育施設（法届出対象施設）変更届の対象となる変更事項

| 省令第49条の4等に規定する 変更届出事項 | 変更が生じた場合に届出を必要とする内容 | |
|---|--|---|
| 法第59条の2第1項第1号 施設の名称及び所在地 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の名称（ベビーシッターの場合は、主たる事務所の名称） ・施設の所在地（ベビーシッターの場合は、主たる事務所の所在地） | |
| 法第59条の2第1項第2号 設置者の氏名及び住所又は名称 及び所在地 | 設置者が個人の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名 ・個人の住所 |
| | 設置者が任意団体の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・任意団体の名称 ・任意団体の所在地 ・任意団体の代表者の氏名 |
| | 設置者が法人の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・法人の名称 ・法人の所在地 ・法人の代表者の氏名 |
| 法第59条の2第1項第3号 建物その他の設備の規模及び構造 | <ul style="list-style-type: none"> ・建物の構造 ・建物の階数 ・建物の形態 ・立地場所 ・施設の面積 ・乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の用途、位置、区画及び面積 ・調理室又は調理設備の用途、位置及び区画 ・児童用便所の用途、位置及び区画並びに便器の数 ・屋外遊戯場の用途、位置、区画及び面積 | |
| 法第59条の2第1項第5号 施設の管理者の氏名及び住所 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理者の氏名 ・管理者の住所 | |
| 省令第49条の3第11号 施設の設置者について、過去に 法第59条第5項の命令を受けたか否かの別（当該設置者が、 法第59条の2第1項に規定する施設の設置者であった場合の 当該命令に限る。当該命令を受けたことがある場合には、その 内容を含む。） | <p>「施設の設置者」について、次のとおりとする。ただし、過去に法第59条第5項の命令を受けた設置者が今回の施設の設置者の組織の一部である場合は、当該過去に法第59条第5項の命令を受けた設置者を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の施設の設置者が個人の場合は、その個人の該当有無 ・今回の施設の設置者が任意団体の場合は、その任意団体及びその任意団体の代表者のそれぞれの該当有無 ・今回の施設の設置者が法人の場合は、その法人及びその法人の代表者のそれぞれの該当有無 | |
| 市要綱第9条 施設の入所定員 | <ul style="list-style-type: none"> ・入所（利用）定員の総数の増減 ・入所（利用）定員の歳児別の内訳 | |

③休止届（法第59条の2第2項、市要綱第10条第1項から第3項まで）

| | |
|---------|--|
| 対象となるとき | 法届出対象施設を休止したとき |
| 届出書類 | (1) 認可外保育施設（法届出対象施設）休止届（第3号様式） (2) その他市長が必要と認める書類 |
| 届出期日 | 休止年月日から1か月以内に届出 |
| 提出先 | 浜松市 幼児教育・保育課（令和6年4月～幼保支援課へ変更予定） |
| 留意事項 | ・ 休止届による休止予定期間は半年を限度とする ・ 既に届け出た休止予定期間を超えて休止したときは、超えた期間及び新たな休止予定期間について、直前に届け出ている休止予定期間の満了日から1か月以内に、休止届により市長に届け出なくてはならない |

④再開届（市要綱第10条第4項）

| | |
|---------|--|
| 対象となるとき | 休止届で届け出た休止予定期間内又は休止予定期間の満了した日の翌日に再開したとき |
| 届出書類 | (1) 認可外保育施設（法届出対象施設）再開届（第4号様式） (2) 共通様式1（休止期間が連続して1年を超えた場合のみ） (3) 共通様式2（休止期間が連続して1年を超えた場合のみ） (4) その他市長が必要と認める書類 |
| 届出期日 | 再開年月日から1か月以内に届出 |
| 提出先 | 浜松市 幼児教育・保育課（令和6年4月～幼保支援課へ変更予定） |

⑤廃止届（法第59条の2第2項、市要綱第11条第1項）

| | |
|---------|--|
| 対象となるとき | 法届出対象施設を廃止したとき |
| 届出書類 | (1) 認可外保育施設（法届出対象施設）廃止届（第5号様式） (2) その他市長が必要と認める書類 |
| 届出期日 | 廃止年月日から1か月以内に届出 |
| 提出先 | 浜松市 幼児教育・保育課（令和6年4月～幼保支援課へ変更予定） |
| 留意事項 | 廃止した法届出対象施設について、引き続き顧客児童限定保育施設として事業を実施する場合は、21ページ（「Ⅳ④顧客児童限定保育施設」2（1）①）の認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）設置届を別途提出すること |

(2) 届出をしなかった場合等の罰則（法第62条の4）

届出を怠った場合や、虚偽の届出をした場合は、50万円以下の過料に処されます。

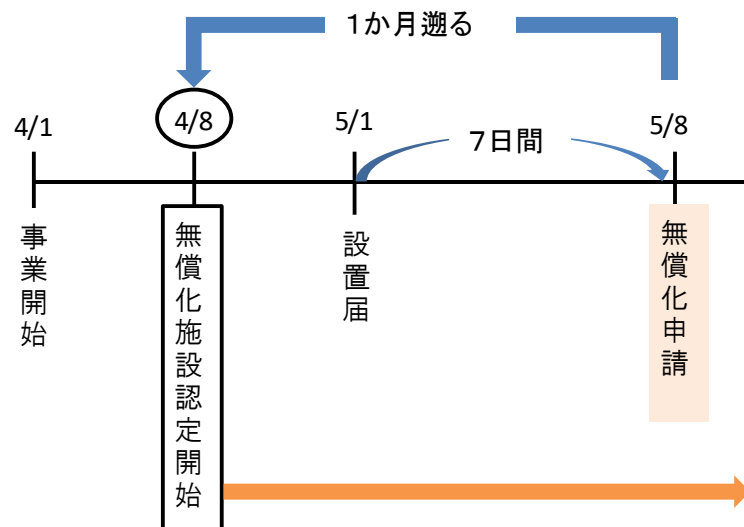
(3) 特定子ども・子育て支援施設等の確認等について

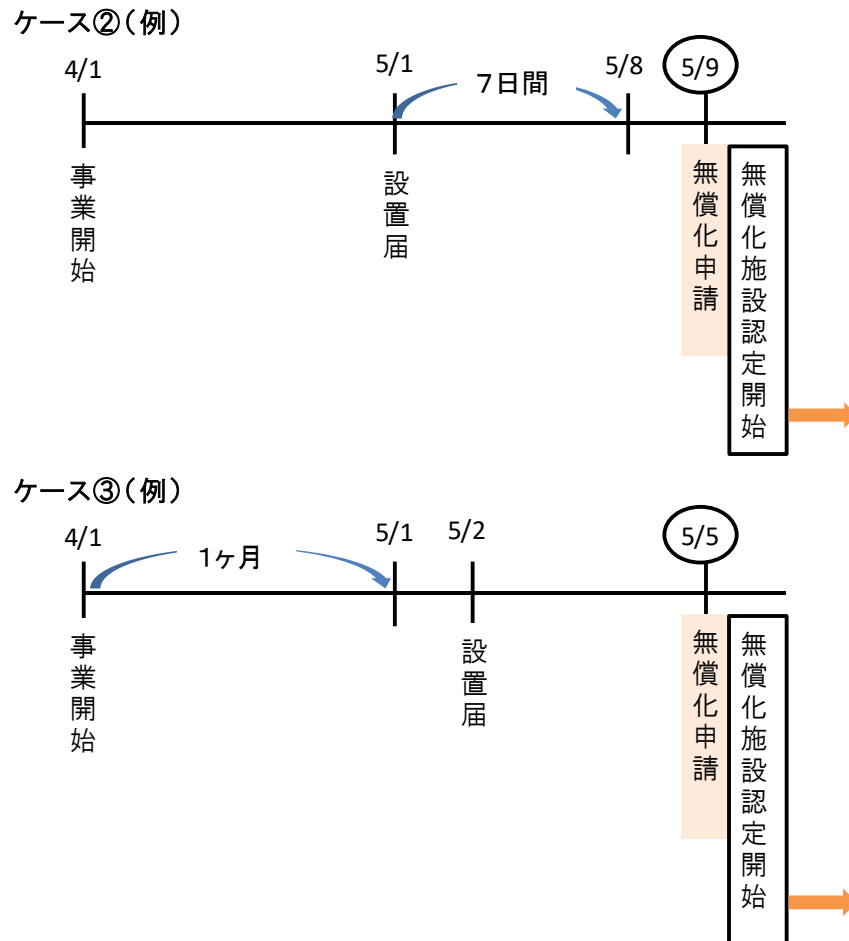
①特定子ども・子育て支援施設等確認申請書

- ・ 幼児教育・保育の無償化のための施設の確認（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11）を受けるためには、認可外保育施設（法届出対象施設）設置届とは別に特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請が必要です。
- ・ 申請書類は9ページ（「Ⅲ㊸法届出対象施設」2（1））に記載している市ホームページに掲載しています。
- ・ 特定子ども・子育て支援施設等は、浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準に加えて、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条や特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）を満たすことが必要です。
- ・ 設置届及び確認申請書の受付日によって、下表のとおり認定開始日が異なります。

| 認可外保育施設 （法届出対象施設） 設置届 | 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書及び認定の時期 | |
|--|---------------------------------------|--|
| 事業開始年月日の翌 日から起算して 1か月以内に 受付された場合 | 設置届の受付日の翌日から 起算して7日以内の受付 ⇒ケース① | 確認申請書の受付日から1か月遡 った日と事業開始年月日のうちい ずれか遅い方の日から認定 |
| | 設置届の受付日の翌日から 起算して8日目以降の受付 ⇒ケース② | 確認申請書の受付日から認定 |
| 事業開始年月日の翌 日から起算して 1か月を過ぎてから 受付された場合 | 確認申請書の受付日から認定 ⇒ケース③ | |

ケース①(例)





㉒ 特定子ども・子育て支援施設等確認変更届

子ども・子育て支援法第58条の5に規定する事項に変更があった場合には、10日以内に「特定子ども・子育て支援施設等確認変更届」により市長に届出が必要です。

㉓ 特定子ども・子育て支援施設確認辞退届

法届出対象施設の廃止等に伴い、特定子ども・子育て支援施設の確認の辞退をする場合は、辞退年月日より前に「特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届」により市長に届出が必要です。なお、子ども・子育て支援法第58条の6の規定により、3か月以上の予告期間を設ける必要があります。

㉔ 特定子ども・子育て支援施設等の基準を満たしていない施設の無償化の対象となる猶予期間 (令和6年9月30日終了)

幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設は、一定の基準を満たすことが必要です。現在は基準を満たしていない施設においても5年間の猶予期間（子ども・子育て支援法附則第4条）中は無償化の対象となっていますが、その猶予期間が令和6年9月30日で終了します。猶予期間終了後の令和6年10月以降に基準を満たしていない場合は、無償化の対象外の施設となり、児童の利用料についても無償化の対象外（有償）となります。無償化の対象外施設となる場合、無償化の対象外となる保護者へ説明をするとともに、無償化の確認の辞退等の手続きを検討してください。

なお、浜松市認可外保育施設設備運営基準に適合していることにより、特定子ども・子育て支援施設等の基準（子ども・子育て支援法施行規則第1条）を満たすこととなります。

3. 指導監査関係

(1) 定期報告（運営状況の報告）（法59条第1項及び法第59条の2の5第1項、市要綱第18条第1項）

法届出対象施設の設置者は、毎年、市長が定める日までに、「認可外保育施設運営状況報告書」により、運営状況を市長に報告する必要があります。

個別に提出依頼をしますので、定められた期日までに提出してください。

| 対象となるとき | 市長が運営状況の報告を求めたとき |
|---------|---|
| 報告書類 | (1) 認可外保育施設運営状況報告書（第11号様式） (2) 共通様式1 (3) 共通様式2 (4) 共通様式3（ベビーシッターを除く） (5) 共通様式4（ベビーシッターのみ） (6) その他市長が必要と認める書類 |
| 報告期日 | 市長が定める日 |
| 提出先 | 浜松市 次世代育成課 (令和6年4月～こども若者政策課へ課名変更予定) |

(2) 随時報告（法第59条第1項、市要綱第18条第3項）

認可外保育施設において事故等が生じた場合や長期滞在児童がいる場合には、市長に報告する必要があります。

報告の様式は、市ホームページに掲載しています。

【市ホームページ掲載箇所（令和6年3月12日現在）】

ホーム > 創業・産業・ビジネス > 福祉・介護 > 幼児教育・保育関係事業者の皆様へ（トップページ） > B. 認可外保育施設（法届出対象施設、顧客児童限定保育施設、届出対象外施設）の届出等について

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hoiku/jigyousya/b-ninkagaihoiku.html>

①重大な事故（死亡事故、意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）又は治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故）

| | |
|---------|---|
| 対象となるとき | 認可外保育施設において重大事故事案が発生したとき ※報告の対象となる重大事故の範囲 ・死亡事故 ・意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの） ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故 |
| 報告書類 | 教育・保育施設等事故報告書様式 |
| 報告期日 | 第1報…原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日） 第2報…原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと |
| 報告先 | 浜松市 幼児教育・保育課（令和6年4月～幼保運営課へ変更予定） |
| その他 | ・重大事故の内容については、市から国へ報告する ・企業主導型保育事業については、施設から公益財団法人児童育成協会に報告する必要がある |
| 参考 | 「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年12月14日こ成安第142号・5教参学第30号） |

②感染症又は食中毒

| | |
|---------|--|
| 対象となるとき | 認可外保育施設において次のア～ウのいずれかの場合に該当するとき ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に設置者若しくは管理者が報告を必要と認めた場合 |
| 報告書類 | 感染症・食中毒疑い事例発生報告書（保育所・認定こども園）（様式1） （浜松市（令和6年4月～幼保運営課へ変更予定）、生活衛生課（保健所）ともに同一様式を使用） |
| 報告期日 | 該当する場合に速やかに |
| 報告先 | ①浜松市 幼児教育・保育課（令和6年4月～幼保運営課へ変更予定） ②浜松市 生活衛生課（保健所） |
| その他 | 保健所の指示による措置を講じること |
| 参考 | 「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日健発第0222002号・薬食発第0222001号・雇児発第0222001号・社援発第0222002号・老発第0222001号通知） |

③食事（給食、おやつ等）における異物混入

| | |
|----------|--|
| 対象となる時 | 認可外保育施設において次のア、イのいずれかのものが食事（給食、おやつ等）に混入していたとき ア 健康被害が想定されるもの（金属片、ガラス片、洗剤等） イ 健康への被害が否定できないもの（衛生害虫（ゴキブリ等）、異味異臭等） ※上記ア、イに当てはまらない異物であっても、保護者等とのトラブルに発展しそうな事案については、必要に応じて報告する |
| 報告内容 | ・施設名 ・日時 ・混入した献立 ・混入した異物（形状、大きさ） ・発見者（児童、調理従事者、職員） ・発見場所 ・発見状況（盛付後、口の中など） ・混入の原因 ・健康被害の有無 ・自園調理の有無 |
| 報告期日 | 該当する場合に速やかに |
| 報告先 | ①浜松市 幼児教育・保育課（令和6年4月～幼保運営課へ変更予定） ②浜松市 生活衛生課（保健所） |
| 報告方法 | ①電話又はFAX ②電話 |
| 報告書類（参考） | 必要に応じて、異物混入状況報告書を活用する |
| その他 | ・給食のみではなく、おやつを提供した場合も含む。 ・当該食事（給食、おやつ等）を児童の保護者が調理したものであるときは報告の対象外とする ・外注による食事（給食、おやつ等）の場合は業者に連絡をしたうえで報告する ・喫食の直前に児童が発見したもの（児童に食事（給食、おやつ等）を提供した後の場合）は、混入事例として報告する ・保健所等への報告の後、必要に応じて保健所等が立入調査を実施する場合がある |

④不適切な保育

| | |
|--------|---------------------------------|
| 対象となる時 | 認可外保育施設において不適切な保育を行ったことが判明したとき |
| 報告期日 | 該当する場合に速やかに |
| 報告先 | 浜松市 幼児教育・保育課（令和6年4月～幼保支援課へ変更予定） |
| 報告方法 | 電話 |

⑤長期滞在児童

| | |
|---------|--|
| 対象となるとき | 当該認可外保育施設に、24時間かつ週のうちおおむね5日程度入所している児童がいる場合 |
| 報告書類 | 長期に滞在している児童について（報告）（第12号様式） |
| 報告期日 | 対象となる児童を把握した場合に速やかに |
| 報告先 | 浜松市 幼児教育・保育課（令和6年4月～幼保支援課へ変更予定） |

(3) 指導監督基準（市要綱第16条第2項）

適正な保育内容及び保育環境の確保のため、認可外保育施設の運営にあたっては、浜松市認可外保育施設指導監督基準に基づく指導監督を行います。

指導監督基準については、5ページ（「Ⅱ認可外保育施設」2）を参照してください。

(4) 立入調査（法第59条第1項、市要綱第19条ほか）

- ・原則として年1回以上、立入調査を実施します。また、市長が必要と認める場合の随時の立入調査を実施します。
- ・立入調査を実施し、浜松市認可外保育施設設備運営基準を満たしていることを確認した施設については、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」（次ページ）を交付するとともに、監査結果及び改善状況を公表します。
- ・正当な理由がないにも関わらず、立入調査を拒んだり、質問に対して虚偽の答弁をしたりなどした場合は、30万円以下の罰金に処されます（法第62条第7号）。

(5) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（市要綱第20条）

立入調査を行い、浜松市認可外保育施設設備運営基準を満たしていることを確認した場合は、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付します。

【参考】認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の例

第14号様式

第 号
年 月 日

施設名

設置者氏名

浜松市長

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

あなたの設置する認可外保育施設（法届出対象施設）は、浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱に基づく浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を満たしているため、その旨を証明する。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 事業開始年月日 年 月 日
- 4 設置者
- 5 管理者
- 6 浜松市による立入調査実施日 年 月 日
- 7 この証明書の交付年月日 年 月 日
- 8 適用する浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準

適用する基準に丸が付く



| | | |
|-------|--|--|
| 別紙基準1 | 1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設（法届出対象施設・届出対象外施設） | |
| 別紙基準2 | 1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設（法届出対象施設・届出対象外施設） | |
| 別紙基準3 | 複数雇用のベビーシッター（法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設） | |
| 別紙基準4 | 個人のベビーシッター（法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設） | |

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、児童福祉法第59条の2に基づき、浜松市への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先：浜松市 部 課（TEL ）

※この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を指導監査担当部署に返却すること。

★一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置について

消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成17年厚生労働省告示第128号）に定める要件に適合していることが証明される場合は、「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」（平成17年3月31日雇児保発第0331003号）のとおり、その利用料に係る消費税が非課税となります。

（6）法第59条に基づく措置

市長は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、認可外保育施設の設置者若しくは管理者に対し、下記に掲げる措置をとることができます。

- ・必要と認める事項の報告徴収
- ・事務所・施設への立入
- ・設備・運営についての必要な調査・質問
- ・設備・運営の改善その他の勧告
- ・勧告に従わなかったときの公表
- ・事業の停止・施設閉鎖命令
- ・事業の停止・施設閉鎖命令をしたときの公表

4. 記録の整備（市要綱第28条）

- ・認可外保育施設の設置者は、市へ届出又は報告した書類及び浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準別紙基準1から別紙基準4までのそれぞれの「第9 備える帳簿等」の項に規定する書類等について、当該施設を運営している間（休止期間を含む。）は、その文書の完結の日から少なくとも1年間は必要な記録の整備及び保存をしてください（文書の完結から5年間保管することが望ましい）。ただし、法令等で定めのあるものについては、当該法令等の定めに従ってください。
- ・保育所保育指針に基づき作成した、保育所児童保育要録の原本等については、当該小学校へ送付してから少なくとも1年間は保存をしてください（当該児童が小学校を卒業するまでの間保管することが望ましい）。

IV ㊸顧客児童限定保育施設

認可外保育施設のうち、顧客の乳幼児のみを保育する施設については、「顧客児童限定保育施設」として届出制を導入しています。

㊸法届出対象施設（9ページ）と同様に、浜松市認可外保育施設指導監督基準を遵守する必要があり、立入調査等も実施します。

1. 根拠など

(1) 根拠

浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱第2条第3号

(2) 該当する施設種別

認可外保育施設のうち、下記の乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの

店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあつては、当該顧客の監護する乳幼児

(例) デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設（これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、㊸法届出対象施設に該当する）

(参考) 届出制を導入した背景

法第59条の2及び省令第49条の2において、法律上の届出の対象外となる施設が規定されています。その一方で、これらの届出の対象外の施設であっても、法第59条による指導監督の対象であるとされており、適正な保育内容及び保育環境が確保されているかを確認することが求められています。

その中で、特に顧客児童限定保育施設に該当する施設については、不特定多数の乳幼児が保育されている実態があると考えられることから、令和4年度から届出制を導入し、実態把握及び立入調査につなげることにしました。

2. 届出関係

(1) 届出

顧客児童限定保育施設を設置したり、変更事項が生じたりした場合等は、市長に届出が必要です。

届出の様式は、市ホームページに掲載しています。

【市ホームページ掲載箇所（令和6年3月12日現在）】

ホーム > 創業・産業・ビジネス > 福祉・介護 > 幼児教育・保育関係事業者の皆様へ（トップページ） > B. 認可外保育施設（法届出対象施設、顧客児童限定保育施設、届出対象外施設）の届出等について

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hoiku/jigyousya/b-ninkagaihoiku.html>

①設置届（市要綱第12条第1項及び第2項）

| | |
|---------|--|
| 対象となるとき | 新たに顧客児童限定保育施設を設置したとき |
| 届出書類 | (1) 認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）設置届（第6号様式） (2) 共通様式5 (3) その他市長が必要と認める書類 |
| 届出期日 | 事業開始年月日から1か月以内に届出 |
| 提出先 | 浜松市 幼児教育・保育課（令和6年4月～幼保支援課へ変更予定） |

②変更届（市要綱第13条）

| | |
|---------|---|
| 対象となるとき | 市に届出済の事項に変更が生じたとき ※変更届の対象となる変更事項については下表のとおり |
| 届出書類 | (1) 認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）変更届（第7号様式） (2) その他市長が必要と認める書類 |
| 届出期日 | 変更年月日から1か月以内に届出 |
| 提出先 | 浜松市 幼児教育・保育課（令和6年4月～幼保支援課へ変更予定） |

(表) 認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）変更届の対象となる変更事項

| 区分 | 変更が生じた場合に届出を必要とする内容 | |
|---|--|---|
| 施設の名称及び所在地 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の名称（ベビーシッターの場合は、主たる事務所の名称） ・施設の所在地（ベビーシッターの場合は、主たる事務所の所在地） | |
| 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 | 設置者が個人の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名 ・個人の住所 |
| | 設置者が任意団体の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・任意団体の名称 ・任意団体の所在地 ・任意団体の代表者の氏名 |
| | 設置者が法人の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・法人の名称 ・法人の所在地 ・法人の代表者の氏名 |
| 施設の設置者について、過去に法第59条第5項の命令を受けたか否かの別（当該設置者が、法第59条の2第1項に規定する施設の設置者であった場合の当該命令に限る。当該命令を受けたことがある場合には、その内容を含む。） | <p>「施設の設置者」について、次のとおりとする。ただし、過去に法第59条第5項の命令を受けた設置者が今回の施設の設置者の組織の一部である場合は、当該過去に法第59条第5項の命令を受けた設置者を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の施設の設置者が個人の場合は、その個人の該当有無 ・今回の施設の設置者が任意団体の場合は、その任意団体及びその任意団体の代表者のそれぞれの該当有無 ・今回の施設の設置者が法人の場合は、その法人及びその法人の代表者のそれぞれの該当有無 | |

③休止届（市要綱第14条第1項から第3項まで）

| | |
|---------|--|
| 対象となるとき | 顧客児童限定保育施設を休止したとき |
| 届出書類 | (1) 認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）休止届（第8号様式） (2) その他市長が必要と認める書類 |
| 届出期日 | 休止年月日から1か月以内に届出 |
| 提出先 | 浜松市 幼児教育・保育課（令和6年4月～幼保支援課へ変更予定） |
| 留意事項 | ・ 休止届による休止予定期間は半年を限度とする ・ 既に届け出た休止予定期間を超えて休止したときは、超えた期間及び新たな休止予定期間について、直前に届け出ている休止予定期間の満了日から1か月以内に、休止届により市長に届け出なくてはならない |

④再開届（市要綱第14条第4項）

| | |
|---------|---|
| 対象となるとき | 休止届で届け出た休止予定期間内又は休止予定期間の満了した日の翌日に再開したとき |
| 届出書類 | (1) 認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）再開届（第9号様式） (2) 共通様式5（休止期間が連続して1年を超えた場合のみ） (3) その他市長が必要と認める書類 |
| 届出期日 | 再開年月日から1か月以内に届出 |
| 提出先 | 浜松市 幼児教育・保育課（令和6年4月～幼保支援課へ変更予定） |

⑤廃止届（市要綱第15条第1項）

| | |
|---------|--|
| 対象となるとき | 顧客児童限定保育施設を廃止したとき |
| 届出書類 | (1) 認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）廃止届（第10号様式） (2) その他市長が必要と認める書類 |
| 届出期日 | 廃止年月日から1か月以内に届出 |
| 提出先 | 浜松市 幼児教育・保育課（令和6年4月～幼保支援課へ変更予定） |

(2) 届出をしなかった場合の罰則

届出をしなかった場合の罰則はありません。

ただし、市が法第59条第1項の規定による報告徴収を求めた場合において、正当な理由がないにも関わらず、報告をしなかった、虚偽の報告をした、等の行為が認められたときは、30万円以下の罰金に処されます（法第62条第7号）。

3. 指導監督関係

(1) 定期報告（運営状況の報告）（法第59条第1項、市要綱第18条第2項）

顧客児童限定保育施設の設置者は、原則として3年に1回以上、市長が定める日までに、「認可外保育施設運営状況報告書」により、運営状況を市長に報告する必要があります。

個別に提出依頼をしますので、定められた期日までに提出してください。

| 対象となる時 | 市長が運営状況の報告を求めたとき |
|--------|--|
| 報告書類 | (1) 認可外保育施設運営状況報告書（第11号様式） (2) 共通様式3（ベビーシッターを除く） (3) 共通様式4（ベビーシッターのみ） (4) 共通様式5 (5) その他市長が必要と認める書類 |
| 報告期日 | 市長が定める日 |
| 提出先 | 浜松市 次世代育成課 (令和6年4月～こども若者政策課へ課名変更予定) |

(2) 随時報告（法第59条第1項、市要綱第18条第3項）

認可外保育施設において事故等が生じた場合や長期滞在児童がいる場合には、市長に報告する必要があります。

報告の対象となるものや報告方法等は、14～17ページ（「Ⅲ㊸法届出対象施設」3（2））を参照してください。

(3) 指導監督基準（市要綱第16条第2項）

適正な保育内容及び保育環境の確保のため、認可外保育施設の運営にあたっては、浜松市認可外保育施設指導監督基準に基づく指導監督を行います。

指導監督基準については、5ページ（「Ⅱ認可外保育施設」2）を参照してください。

(4) 立入調査（法第59条第1項、市要綱第19条ほか）

- ・原則として3年に1回以上、立入調査を実施します。また、市長が必要と認める場合は随時の立入調査を実施します。ただし、ベビーホテルに分類される施設は、年1回以上、立入調査を実施します。
- ・立入調査を実施した施設については、監査結果及び改善状況を公表します。
- ・正当な理由がないにも関わらず、立入調査を拒んだり、質問に対して虚偽の答弁をしたりなどした場合は、30万円以下の罰金に処されます（法第62条第7号）。

(5) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

顧客児童限定保育施設については、立入調査を実施し、浜松市認可外保育施設設備運営基準を満たしていることを確認した場合であっても、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付は行いません。

(6) 法第59条に基づく措置

市長は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、認可外保育施設の設置者若しくは管理者に対し、下記に掲げる措置をとることができます。

- ・必要と認める事項の報告徴収
- ・事務所・施設への立入
- ・設備・運営についての必要な調査・質問
- ・設備・運営の改善その他の勧告
- ・勧告に従わなかったときの公表
- ・事業の停止・施設閉鎖命令
- ・事業の停止・施設閉鎖命令をしたときの公表

4. 記録の整備（市要綱第28条）

- ・認可外保育施設の設置者は、市へ届出又は報告した書類及び浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準別紙基準3から別紙基準6までのそれぞれの「第9 備える帳簿等」の項に規定する書類等について、当該施設を運営している間（休止期間を含む。）は、その文書の完結の日から少なくとも1年間は必要な記録の整備及び保存をしてください（文書の完結から5年間保管することが望ましい）。ただし、法令等で定めのあるものについては、当該法令等の定めに従ってください。
- ・保育所保育指針に基づき作成した、保育所児童保育要録の原本等については、当該小学校へ送付してから少なくとも1年間は保存をしてください（当該児童が小学校を卒業するまでの間保管することが望ましい）。

V ◎届出対象外施設

◎届出対象外施設は、認可外保育施設のうち、㉠法届出対象施設（9ページ）、㉡顧客児童限定保育施設（20ページ）のいずれにも該当しない施設です。◎届出対象外施設を設置した場合は、市長への届出は不要ですが、㉠法届出対象施設及び㉡顧客児童限定保育施設と同様に、浜松市認可外保育施設指導監督基準を遵守する必要があるため、指導監督の対象となります。

1. 根拠など

(1) 根拠

浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱第2条第4号

(2) 該当する施設種別

①施設の目的とする業務が法第59条の2に該当しないもの

ア 一時預かり事業の対象となる乳幼児

※別途、法第34条の12に基づく一時預かり事業の届出が必要

イ 病児保育事業の対象となる乳幼児

※別途、法第34条の18に基づく病児保育事業の届出が必要

ウ 子育て援助活動支援事業の対象となる乳幼児

※別途、法に基づく手続き等が必要

②認可外保育施設のうち、下記の乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの

ア 親族間の預かり合い（設置者の四親等内の親族を対象）

イ 設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児

（例：利用乳幼児の保護者と親しい友人や隣人等。この場合であっても、広く一般に利用者の募集を行うなど、不特定多数を対象に業として保育を行っている者が、たまたま親しい知人や隣人の子どもを保育する場合は㉠法届出対象施設に該当する。）

③半年を限度として臨時に設置される施設

（例）イベント付置施設等

④認定こども園法第3条第3項に規定する連携施設を構成する保育機能施設

2. 届出関係

設置した場合の市長への届出は不要です。

3. 指導監査関係

(1) 定期報告

市長への定期的な報告は不要です。

(2) 随時報告（法第59条第1項、市要綱第18条第3項）

認可外保育施設において事故等が生じた場合や長期滞在児がいる場合には、市長に報告する必要があります。報告の対象となるものや報告方法等は、14～17ページ（「Ⅲ㉠法届出対象施設」3（2））を参照してください。

(3) 指導監督基準（市要綱第16条第2項）

適正な保育内容及び保育環境の確保のため、認可外保育施設の運営にあたっては、浜松市認可外保育施設指導監督基準に基づく指導監督を行います。

指導監督基準については、5ページ（「Ⅱ認可外保育施設」2）を参照してください。

(4) 立入調査（法第59条第1項、市要綱第19条ほか）

- ・原則として、定期的な立入調査は実施しません。ただし、市長が必要と認めるときは随時の立入調査を実施します。なお、ベビーホテルに分類される施設は、年1回以上、立入調査を実施します。
- ・立入調査を実施した施設については、監査結果及び改善状況を公表します。
- ・正当な理由がないにも関わらず、立入調査を拒んだり、質問に対して虚偽の答弁をしたりなどした場合は、30万円以下の罰金に処されます（法第62条第7号）。

(5) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

届出対象外施設については、立入調査を実施し、浜松市認可外保育施設設備運営基準を満たしていることを確認した場合であっても、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付は行いません。

(6) 法第59条に基づく措置

市長は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、認可外保育施設の設置者若しくは管理者に対し、下記に掲げる措置をとることができます。

- ・必要と認める事項の報告徴収
- ・事務所・施設への立入
- ・設備・運営についての必要な調査・質問
- ・設備・運営の改善その他の勧告
- ・勧告に従わなかったときの公表
- ・事業の停止・施設閉鎖命令
- ・事業の停止・施設閉鎖命令をしたときの公表

4. 記録の整備（市要綱第28条）

- ・認可外保育施設の設置者は、市へ届出又は報告した書類及び浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準別紙基準1から別紙基準4までのそれぞれの「第9 備える帳簿等」の項に規定する書類等について、当該施設を運営している間（休止期間を含む。）は、その文書の完結の日から少なくとも1年間は必要な記録の整備及び保存をしてください（文書の完結から5年間保管することが望ましい）。ただし、法令等で定めのあるものについては、当該法令等の定めに従ってください。
- ・保育所保育指針に基づき作成した、保育所児童保育要録の原本等については、当該小学校へ送付してから少なくとも1年間は保存をしてください（当該児童が小学校を卒業するまでの間保管することが望ましい）。

VI 市民等への情報提供

1. 市からの情報発信のツールの主なもの

- ・市ホームページ
- ・浜松市子育て情報サイト ぴっぴ
- ・子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）
- ・特定子ども・子育て支援施設等一覧（無償化施設の公示）

2. 児童の福祉のために必要と認める情報として市が公表するもの

下表のとおり

| 区分 | | ㉠法届出対象施設 | ㉡顧客児童限定保育施設 | ㉢届出対象外施設 |
|---|---|----------|-------------|----------|
| 施設の名称及び所在地 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の名称（ベビーシッターの場合は、主たる事務所の名称） ・施設の所在地（ベビーシッターの場合は、主たる事務所の所在地。設置者が個人であるベビーシッターの場合は、町字名までとする。） | ○ | ○ | |
| 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 | （設置者が個人の場合） <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名 ・個人の住所（町字名までとする。） （設置者が任意団体の場合） <ul style="list-style-type: none"> ・任意団体の名称 ・任意団体の所在地 ・任意団体の代表者の氏名 （設置者が法人の場合） <ul style="list-style-type: none"> ・法人の名称 ・法人の所在地 ・法人の代表者の氏名 | ○ | ○ | |
| 事業を開始した年月日 | | ○ | ○ | |
| 事業を休止した年月日 | | ○ | ○ | |
| 事業の休止（予定）期間 | | ○ | ○ | |
| 事業を再開した年月日 | | ○ | ○ | |
| 施設を設置者について、過去に法第59条第5項の命令を受けたか否かの別（当該設置者が、法第59条の2第1項に規定する施設を設置者であった場合の当該命令に限る。当該命令を受けたことがある場合には、その内容を含む。） | | ○ | ○ | |

| 区分 | ㊤法届出対象施設 | ㊦顧客児童限定保育施設 | ㊧届出対象外施設 |
|---|----------|-------------|----------|
| 施設の管理者の氏名 | ○ | | |
| 入所（利用）定員 | ○ | | |
| 企業主導型保育事業による運営費助成の有無 | ○ | | |
| 第19条第7項に基づく立入調査の結果の内容（当該施設の名称、所在地、設置者及び管理者名、指導事項並びに改善状況等を含む。） | ○ | ○ | ○ |
| 第20条に基づく認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付の状況 | ○ | | |
| 第23条第2項に基づく改善勧告の内容及び改善されていない状況（当該施設の名称、所在地、設置者及び管理者名を含む。） | ○ | ○ | ○ |
| 第24条第5項に基づく事業停止命令又は施設閉鎖命令を行った場合の当該施設の名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等 | ○ | ○ | ○ |
| 連絡先の電話番号 | ○ | ○ | |

3. 関係機関への情報提供

- ・市長は、認可外保育施設に対する指導監督のために必要な範囲内で、運営状況報告書及び各種届出書類等の内容並びに立入調査結果等の指導監査の情報を国及び静岡県並びに公益財団法人児童育成協会（企業主導型保育事業である認可外保育施設を設置（予定を含む。）する設置者が市内で設置する認可外保育施設の場合に限る。）へ提供することがあります。
- ・市長は、立入調査等において、当該施設が労働基準法、食品衛生法、建築基準法、都市計画法、消防法等の児童福祉関係法令以外の法令への抵触が疑われる状況を確認した場合には、当該法令を所管する関係機関に情報提供を行うほか、必要に応じて関係機関と連携して指導にあたります。

(参考資料) 認可外保育施設に関する児童福祉関係法令及び関係通知の主なもの

- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）
- ・児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）
- ・浜松市児童福祉法施行条例（平成24年浜松市条例第40号）
- ・浜松市児童福祉法施行細則（平成8年浜松市規則第53号）

- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ・子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）
- ・子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）
- ・浜松市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年浜松市条例第67号）
- ・浜松市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年浜松市規則第75号）

- ・保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）
- ・消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成17年厚生労働省告示第128号）
- ・特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件（平成28年国土交通省告示第696号）

- ・「児童福祉法の一部を改正する法律等の公布について」（平成13年11月30日雇児発第761号）
- ・「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法施行令の一部を改正する政令等の施行について」（平成14年7月12日雇児発第0712004号）
- ・「認可外保育施設に対する届出制の導入について」（平成14年7月12日雇児保発第0712001号）
- ・「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）
- ・「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号）
- ・「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」（平成17年3月31日雇児保発第0331003号）
- ・「「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について」（令和3年3月31日子発0331第5号）
- ・「認可外保育施設に対する指導監督の徹底について」（令和5年8月31日こども家庭庁事務連絡）
- ・「ベビーホテル問題への積極的な取組について」（平成13年3月29日雇児発第178号）
- ・「「よい保育施設の選び方 十か条」の作成について」（平成12年12月25日児保第45号）
- ・「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」（平成30年3月30日子保発0330第2号）
- ・「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年12月14日こ成安第142号・5教参学第30号）
- ・「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日健発第0222002号・薬食発第0222001号・雇児発第0222001号・社援発第0222002号・老発第0222001号通知）
- ・「認可外保育施設における業務継続計画等について」（令和4年12月26日厚生労働省事務連絡）
- ・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年9月5日雇児発0905第5号）

- ・「保育所等における虐待等に関する対応について」(令和4年12月7日厚生労働省・内閣府事務連絡)
- ・「不適切な保育の未然防止の徹底について」(令和4年12月6日こ未第698号)
- ・「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」(令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「不適切保育に関する対応について」事業報告書(別添))
- ・「保育所における食事の提供ガイドライン」(平成24年3月厚生労働省)
- ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)(平成31年4月厚生労働省)
- ・「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」(令和5年5月12日こ成保44・5文科初第420号)
- ・「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成29年6月16日生食発0616第1号通知)
- ・「児童福祉施設における食事の提供ガイド」(平成22年3月厚生労働省)
- ・「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン(世界保健機関/国連食糧農業機関共同作成・2007年)」
- ・「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」(2018(平成30)年3月(2022(令和4)年10月一部改訂)厚生労働省)
- ・「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について」(令和4年12月16日厚生労働省事務連絡)
- ・「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」(令和4年4月11日厚生労働省・内閣府事務連絡)
- ・「認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等における危機管理(不審者侵入時等の対応)の徹底について」(令和3年11月29日内閣府・文部科学省・厚生労働省事務連絡)
- ・「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」(令和3年8月25日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡)
- ・「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について」(令和4年9月6日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡再周知)
- ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省)
- ・「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」(令和4年10月12日内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省)
- ・「静岡県教育・保育施設におけるこどもの車両送迎に係る安全管理指針」(令和4年10月静岡県)
- ・「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」(令和4年12月20日送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ取りまとめ)

※注

上記は認可外保育施設に関する児童福祉関係法令及び関係通知の主なものを例示したものであり、労働基準法、食品衛生法、建築基準法、都市計画法、消防法等の関係法令についても遵守が必要であることに留意すること。

(参考資料) 浜松市における認可外保育施設に関する整理表

| 認可外保育施設 | | 認可外保育施設 | |
|---------------|--|--|--|
| 区分 | ④ 法届出対象施設 | ⑤ 顧客児童限定保育施設 | ⑥ 届出対象外施設 (左記④⑤以外) |
| 1 該当する事業種別等 | <p>認証保育所、企業主導型保育事業、院内保育施設、事業所内保育施設 など</p> | <p>商品の販売又は役務の提供を行う顧客の監護する乳幼児(省令第49条の2第1号イ) ※乳幼児のみの保育を行う施設であってその旨が約款等で明らかであるもの</p> | <p>①以下に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であってその旨が約款等で明らかであるもの ・4親等内の親族の乳幼児(省令第49条の2第1号ロ) ・密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児(省令第49条の2第1号ハ) ②半年以内の臨時施設(省令第49条の2第2号) ③幼稚園型認定こども園の保育機能部分(省令第49条の2第3号)</p> |
| (1)根拠 | 法第59条の2 | 市要綱 | |
| | 認可外保育施設(法届出対象施設)設置届 a 施設の名称及び所在地 b 設置者の名称及び所在地 c 事業開始年月日 d 施設の設置者について、過去に法第59条第5項の命令を受けたか否かの別 e 建物その他の設備の規模及び構造など、法第59条の2第1項に規定する事項 | 認可外保育施設(顧客児童限定保育施設)設置届 a 施設の名称及び所在地 b 設置者の名称及び所在地 c 事業開始年月日 d 施設の設置者について、過去に法第59条第5項の命令を受けたか否かの別 | |
| (2)設置 | | | |
| (3)変更 | 認可外保育施設(法届出対象施設)変更届 a 施設の名称及び所在地 b 設置者の名称及び所在地 c 施設の設置者について、過去に法第59条第5項の命令を受けたか否かの別 d 建物その他の設備の規模及び構造など、法第59条の2第2項に規定する事項 | 認可外保育施設(顧客児童限定保育施設)変更届 a 施設の名称及び所在地 b 設置者の名称及び所在地 c 施設の設置者について、過去に法第59条第5項の命令を受けたか否かの別 | |
| (4)休止 | 認可外保育施設(法届出対象施設)休止届 | 認可外保育施設(顧客児童限定保育施設)休止届 | |
| (5)再開 | 認可外保育施設(法届出対象施設)再開届 (+ 休止期間が連続して1年を超える場合は、設置届相当書類) | 認可外保育施設(顧客児童限定保育施設)再開届 (+ 休止期間が連続して1年を超える場合は、設置届相当書類) | |
| (6)廃止 | 完全に廃止 | 認可外保育施設(法届出対象施設)廃止届 | |
| | 区分が変わる場合 | 認可外保育施設(法届出対象施設)廃止届 + 認可外保育施設(顧客児童限定保育施設)設置届 | 認可外保育施設(法届出対象施設)設置届 ※認可外保育施設(顧客児童限定保育施設)廃止届は省略とする |
| (7)未届けの場合の罰則等 | 50万円以下の過料(法第62条の4) | | |
| | | | 認可外保育施設(法届出対象施設)設置届 認可外保育施設(顧客児童限定保育施設)設置届 |

| 認可外保育施設 | | 認可外保育施設 | 認可外保育施設 | 認可外保育施設 |
|--------------|-----------------------------|--|---|----------------------------------|
| 区分 | ④法届出対象施設 | ⑤顧客児童限定保育施設 | ⑥届出対象外施設 (左記④⑤以外) | |
| 3 指導監督関係 | (1)定期報告 | 認可外保育施設運営状況報告書(毎年) (法第59条第1項及び法第59条の2の5) | 認可外保育施設運営状況報告書(3年に1回以上) (法第59条第1項) | なし |
| | (2)定期的な立入調査 | 年1回以上 | 3年に1回以上 | 原則なし |
| | (3)監査結果通知の交付 | あり | あり | 原則なし ※監査を行った場合は交付 |
| | (4)監査結果・改善状況の公表 | あり | あり | 原則なし ※監査を行った場合は公表 |
| | (5)基準を満たす旨の証明書の交付 | あり | なし | なし |
| | (6)指導監督基準 | 児童福祉法等関係法令と市要綱(次行の設備運営基準を含む)に基づき指導監督を行う | | |
| | 設備運営基準 | 国通知の指導監督基準と国通知の評価基準を参酌し、市の要綱で定める | | |
| | (7)随時報告(市要綱) | ・重大な事故(死亡事故、意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)、治療に要する期間が30日以上)の負傷や疾病を伴う重篤な事故) ・感染症又は食中毒 ・食事(給食、おやつ等)における異物混入 | | ・長期滞在児童 |
| | (8)法第59条に基づく措置 | ・報告、立入、調査、質問 ・改善その他の勧告、公表 ・事業の停止・閉鎖の命令、公表 | | |
| (9)虚偽の報告等の罰則 | 30万円以下の罰金(法第62条第7号) | | | |
| 4 その他 | (1)国基準からの上乗せ内容(主なもの) | ・入所(利用)定員の変更の届出 ・設備運営基準を市要綱で規定 ・法令や国通知の内容に関する取扱い(解釈)を規定 ・随時報告(食事(給食、おやつ等)における異物混入・不適切な保育) ・書類の1年間保存を義務付け(5年間の保存が望ましいとする) ※ただし、法令等で定めのあるものについては、当該法令等の定めに従うこと | ・届出制の実施 | |
| | (2)届出事項等のうち、市民等へ提供する情報 | ・事業停止命令等の内容 ・立入調査の結果の内容 ・施設の名称及び所在地 ・設置者の名称及び所在地(個人の場合は町字名まで) ・電話番号 ・管理者の氏名 ・入所(利用)定員 ・基準を満たす旨の証明書の交付の状況 など | ・事業停止命令等の内容 ・立入調査の結果の内容 ・施設の名称及び所在地 ・設置者の名称及び所在地(個人の場合は町字名まで) ・電話番号 など | ・事業停止命令等の内容 ・立入調査の結果の内容 など |
| | (3)特定子ども・子育て支援施設等(無償化施設)の確認 | 可 | 不可 | 不可 |

(略称) 法:児童福祉法 省令:児童福祉法施行規則 市要綱:浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱

浜松市認可外保育施設設備運営基準

「浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準（別紙基準1～別紙基準6）」の見方
 ※別紙基準1～別紙基準6に記載された内容の全てが、基準である。

○項目

- ・認可外保育施設の設備及び運営において、満たすべき項目
- ・指導監査において、確認を行う項目

○指導監査における視点

(1) 指導事項

- ・立入調査において、指導が必要である事項

(2) 指導区分

- ・指導が必要である事項において、原則、対応する区分に「○」を付している。
- ・ただし、口頭指導であっても、以前の立入調査にて指導がなされたことがあり、新たな立入調査によっても再度指導がなされる場合、乳幼児の安全確保の観点から特に注意を促す必要がある場合には、文書指導を行うものとする。

| | |
|------|---|
| 口頭指導 | ・「浜松市認可外保育施設設備運営基準」を一部満たしていない事項 |
| 文書指導 | ・「浜松市認可外保育施設設備運営基準」を満たしていない事項 ・浜松市ホームページ公表事項 |

○備考

(1) 準用基準（別紙基準5及び別紙基準6のみ）

- ・届出制を導入している顧客児童限定保育施設の基準を作成するにあたって、準用した他の基準を「別紙基準1」等と表記

浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、認可外保育施設について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）及び浜松市児童福祉法施行細則（平成8年浜松市規則第53号）の規定に基づき、設置等の届出制度、設置者等への指導監督等の実施に関し必要な事項を定めることにより、認可外保育施設の保育内容及び保育環境の適正化を図り、もってこれらの施設に入所している児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可外保育施設 法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第34条の15第2項若しくは法第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）をいう。
- (2) 法届出対象施設 認可外保育施設のうち、法第59条の2第1項に規定する施設をいう。
- (3) 顧客児童限定保育施設 認可外保育施設のうち、省令第49条の2第1号イに該当する乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるものをいう。
- (4) 届出対象外施設 認可外保育施設のうち、省令第49条の2各号（同条第1号イに該当するものを除く。）のいずれかに該当する施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）をいう。
- (5) ベビーシッター 認可外保育施設のうち、法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設をいう。
- (6) ベビーホテル 認可外保育施設（ベビーシッターを除く。）のうち、次のいずれかを常時運営しているものをいう。
 - ア 夜8時以降の保育
 - イ 宿泊を伴う保育

ウ 一時預かり（利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めている場合）

- (7) 企業主導型保育事業 法届出対象施設（法第59条の2第1項の規定による届出がされたもののうち利用定員が6人以上のものに限る。）のうち、法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものの設置者が、公益財団法人児童育成協会から助成決定を受けた企業主導型保育事業をいう。
- (8) 浜松市認可外保育施設指導監督基準 認可外保育施設に対する指導監督の基準として第16条第2項に定めるものをいう。
- (9) 浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準 認可外保育施設の設備及び運営に関する基準として第16条第3項に定めるものをいう。
- (10) 国指導監督基準 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）の別添をいう。
- (11) 国評価基準 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号）の別表をいう。

（認可外保育施設の把握）

第3条 市長は、認可外保育施設の設置及び運営状況を把握するため、消防署、保健所、民生委員・児童委員等と緊密な連携を図るとともに、様々な手段により、認可外保育施設の設置及び運営状況の把握に努めるものとする。

（認可外保育施設の設置予定者等に対する指導）

第4条 市長は、認可外保育施設の開設について、設置予定者等から相談があった場合や設置について情報を得た場合には、法及びこの要綱に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明するとともに、法等関係法令及びこの要綱の遵守を求めるものとする。また、当該認可外保育施設が法届出対象施設又は顧客児童限定保育施設に該当する場合は、法等関係法令及びこの要綱に定める届出を行うよう指導するものとする。

（法届出対象施設の設置の届出）

第5条 法第59条の2第1項の規定による届出は、次に掲げる書類により行わなければならない。

- (1) 認可外保育施設（法届出対象施設）設置届（第1号様式）
- (2) 共通様式1
- (3) 共通様式2
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の届出があったときは、これを審査し、前項第1号の書類に浜松市文書規則（平成13年浜松市規則第49号）第13条第1号に規定する課受付印を押印のうえ、市処理欄に審査結果を記した写しを届出者に交付する。

- 3 前項に規定する審査結果において、顧客児童限定保育施設に該当する場合は、第12条第1項及び同条第2項に基づく届出がされ、同条第3項の規定に基づき顧客児童限定保育施設として審査されたものとみなす。

(特定子ども・子育て支援施設等の確認)

第6条 法第59条の2第1項の規定による届出を行った法届出対象施設の設置者は、子ども・子育て支援法第58条の2の規定に基づき特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けようとする場合は、別に定めるところにより、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書を提出しなければならない。

- 2 前項に規定する特定子ども・子育て支援施設等確認申請書により、当該法届出対象施設を特定子ども・子育て支援施設等の事業開始年月日として市長が確認する日は、次の各号に定めるところによる。

(1) 法届出対象施設の事業開始年月日から1月以内に法第59条の2第1項の規定による届出を行った設置者が、その届出の日の翌日から起算して7日以内に特定子ども・子育て支援施設等確認申請書を提出した場合 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書の提出の日から1月遡った日及び法届出対象施設の事業開始年月日を比較していずれか遅い日

(2) 前号以外の場合 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書の提出の日

- 3 特定子ども・子育て支援施設等に係る規定については、前2項に定めるもののほか、子ども・子育て支援法等の関係法令や別に定めるところによる。

(法届出対象施設の届出の懈怠及び虚偽の届出への対応)

第7条 市長は、法届出対象施設であるが、開設後1月を経過しても法第59条の2第1項の規定による届出を行っていない施設を把握した場合には、当該法届出対象施設の設置者に対し、文書（電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録を含む。）により期限を付して届出を行うよう求めるものとする。

- 2 市長は、前項の期限を過ぎても当該法届出対象施設の設置者から届出がない場合には、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）に基づき、過料事件の手続きを行うものとする。

- 3 市長は、法届出対象施設の設置者の届け出た事項が指導監督により虚偽の届出であることが判明した場合には、非訟事件手続法に基づき、過料事件の手続きを行うものとする。

(法届出対象施設の変更の届出)

第8条 法第59条の2第2項前段の規定による届出は、次に掲げる書類により行わなければならない。

- (1) 認可外保育施設（法届出対象施設）変更届（第2号様式）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 省令第49条の4に基づく変更の届出事項の取扱いについて、別表1に定めるところによる。

（法届出対象施設の入所定員の変更の届出）

第9条 法届出対象施設の設置者は、省令第49条の3第4項に規定する入所定員（以下「入所（利用）定員」という。）に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、前条第1項に定める書類により市長に届け出なければならない。

- 2 前項に規定する入所（利用）定員の変更の届出には、法届出対象施設における合計の入所（利用）定員は変更しない場合であっても、その入所（利用）定員の歳児別の内訳のみを変更する場合を含む。

（法届出対象施設の休止又は再開の届出）

第10条 法第59条の2第2項後段の規定による休止の届出は、次に掲げる書類により行わなければならない。

- (1) 認可外保育施設（法届出対象施設）休止届（第3号様式）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定により届け出た休止予定期間を超えて休止したときは、超えた期間及び新たな休止予定期間について、直近に届け出ている休止予定期間の満了日から1月以内に、前項に定める書類により市長に届け出なければならない。
- 3 前2項の届出による休止予定期間は、原則として、半年を限度とする。
- 4 第1項及び第2項で届け出た休止予定期間内又は休止予定期間の満了した日の翌日に再開したときは、再開した日から1月以内に次に掲げる書類により市長に届け出なければならない。
- (1) 認可外保育施設（法届出対象施設）再開届（第4号様式）
 - (2) 共通様式1（休止期間が連続して1年を超えた場合のみ）
 - (3) 共通様式2（休止期間が連続して1年を超えた場合のみ）
 - (4) その他市長が必要と認める書類

（法届出対象施設の廃止の届出）

第11条 法第59条の2第2項後段の規定による廃止の届出は、次に掲げる書類により行わなければならない。

- (1) 認可外保育施設（法届出対象施設）廃止届（第5号様式）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の届出をした者のうち、当該廃止した施設が顧客児童限定保育施設に該当する場

合は、次条第1項に定める事項を市長に届け出なければならない。

(顧客児童限定保育施設の設置の届出)

第12条 顧客児童限定保育施設の設置者は、顧客児童限定保育施設を設置したときは、その事業の開始の日から1月以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- (3) 事業を開始した年月日
- (4) 施設の設置者について、過去に法第59条第5項の命令を受けたか否かの別（当該設置者が、法第59条の2第1項に規定する施設の設置者であった場合の当該命令に限る。当該命令を受けたことがある場合には、その内容を含む。）

2 前項の規定による届出は、次に掲げる書類により行わなければならない。

- (1) 認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）設置届（第6号様式）
- (2) 共通様式5
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の届出があったときは、これを審査し、前項第1号の書類に浜松市文書規則第13条第1号に規定する課受付印を押印のうえ、市処理欄に審査結果を記した写しを届出者に交付する。

(顧客児童限定保育施設の変更の届出)

第13条 前条第1項の規定により届け出た顧客児童限定保育施設の設置者は、別表2に定める変更届出事項に該当するときは、その変更が生じた日から1月以内に、次に掲げる書類により市長に届け出なければならない。

- (1) 認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）変更届（第7号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(顧客児童限定保育施設の休止又は再開の届出)

第14条 第12条第1項の規定により届け出た顧客児童限定保育施設の設置者は、顧客児童限定保育施設を休止したときは、その事業の休止の日から1月以内に、次に掲げる書類により市長に届け出なければならない。

- (1) 認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）休止届（第8号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により届け出た休止予定期間を超えて休止したときは、超えた期間及び新たな休止予定期間について、直近に届け出ている休止予定期間の満了日から1月以内に、前項に定める書類により市長に届け出なければならない。

3 前2項の届出による休止予定期間は、原則として、半年を限度とする。

4 第1項及び第2項で届け出た休止予定期間内又は休止予定期間の満了した日の翌日に再開したときは、再開した日から1月以内に次に掲げる書類により市長に届け出なければならない。

- (1) 認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）再開届（第9号様式）
- (2) 共通様式5（休止期間が連続して1年を超えた場合のみ）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（顧客児童限定保育施設の廃止の届出等）

第15条 第12条第1項の規定により届け出た顧客児童限定保育施設を廃止したときは、その設置者であった者は、その事業の廃止の日から1月以内に、次に掲げる書類により市長に届け出なければならない。

- (1) 認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）廃止届（第10号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、当該施設に関して、法第59条の2第1項の規定に基づき、第5条第1項に定める書類が提出された場合は、法届出対象施設の事業を開始した日の前日をもって当該顧客児童限定保育施設が廃止されたものとみなす。

3 市長は、第12条第1項の規定により届け出された顧客児童限定保育施設に対し、立入調査等により事業を廃止した事実が明らかであると認められる場合は、職権により当該顧客児童限定保育施設が廃止されたものと扱うことができる。

（指導監督）

第16条 市長は、法の定めに従い、認可外保育施設の設置者又は管理者に対し、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、指導監督を行うものとする。

2 浜松市認可外保育施設指導監督基準は、法等関係法令及びこの要綱とする。

3 浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準（以下「浜松市認可外保育施設設備運営基準」という。）は、国指導監督基準及び国評価基準を参酌して、別表3のとおり定める。

4 前2項のほか、指導監督にあたり必要な事項について、別表4のとおり定める。

（通常の指導監督）

第17条 通常の指導監督は、報告徴収及び立入調査により行うものとする。

（報告徴収）

第18条 法届出対象施設の設置者は、法第59条第1項及び法第59条の2の5第1項の規定に基づき、毎年、次に掲げる書類により、当該施設の運営の状況を市長に報告しなければならない。

- (1) 認可外保育施設運営状況報告書（第11号様式）
 - (2) 共通様式1
 - (3) 共通様式2
 - (4) 共通様式3（ベビーシッターを除く）
 - (5) 共通様式4（ベビーシッターのみ）
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 第12条第1項の規定により届け出た顧客児童限定保育施設の設置者は、法第59条第1項の規定に基づき、原則として3年に1回以上、次に掲げる書類により、当該施設の運営の状況を市長に報告しなければならない。
- (1) 認可外保育施設運営状況報告書（第11号様式）
 - (2) 共通様式3（ベビーシッターを除く）
 - (3) 共通様式4（ベビーシッターのみ）
 - (4) 共通様式5
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 前2項の規定によるもののほか、必要と認めるときは、法第59条第1項の規定に基づき、認可外保育施設の設置者又は管理者から随時必要な事項について、報告を求めるものとする。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、認可外保育施設の設置者は、市長へ必ず報告しなければならない。
- (1) 事故等が生じた場合
 - ア 施設の管理下において、死亡事故、意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）又は治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故の重大な事故が生じた場合は、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年12月14日こ成安第142号・5教参学第30号）に基づき、速やかに市長に報告すること。
 - イ 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じた場合は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日健発第0222002号・薬食発第0222001号・雇児発第0222001号・社援発第0222002号・老発第0222001号通知）に準じて、速やかに市長に報告すること。また、併せて保健所に報告し、保健所の指示による措置を講じること。
 - ウ 食事（給食、おやつ等）に異物が混入した場合は、速やかに市長に報告すること。ただし、当該給食を児童の保護者が調理したものであるときは除く。
 - エ 施設の管理下において、不適切な保育を実施していた場合は、速やかに市長に報告すること。
 - (2) 長期滞在児童がいる場合

施設に24時間かつ週のうちおおむね5日程度入所している児童がいる場合は、長

期に滞在している児童について（報告）（第12号様式）により、速やかに市長に報告すること。

（立入調査）

第19条 市長は、認可外保育施設に対して、次の各号に定めるとおり立入調査を行うものとする。

- (1) 法届出対象施設 原則として年1回以上の定期的な立入調査及び市長が必要と判断する場合の随時の立入調査
 - (2) 顧客児童限定保育施設 原則として3年に1回以上の定期的な立入調査及び市長が必要と判断する場合の随時の立入調査
 - (3) 届出対象外施設 市長が必要と判断する場合の随時の立入調査
 - (4) ベビーホテル 前3号の規定にかかわらず、年1回以上の定期的な立入調査及び市長が必要と判断する場合の随時の立入調査
- 2 前項の規定にかかわらず、ベビーシッターについては、施設の設置者若しくは管理者又は保育事業者との面談又は一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年1回以上（顧客児童限定保育施設の場合は、3年に1回以上とする。）行うことで、立入調査に代えることができるものとする。ただし、苦情等の内容が深刻であるとき若しくはその件数が多いとき又は研修を長期間受講していない保育従事者が多いとき等、市長が必要と判断する場合には、立入調査を行うものとする。
- 3 立入調査を行う場合、認可外保育施設指導点検調書（第13号様式）により行うものとする。
- 4 新たに認可外保育施設を把握した場合又は必要があると認める場合は、随時立入調査を行うものとする。
- 5 重大な事故が発生した場合又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合には、特別に立入調査を実施するものとする。
- 6 施設への立入調査だけでは、運営状況等が十分に把握できない場合は、当該施設の設置者の事務所等に対して立入調査を実施し、必要な報告を求めるものとする。
- 7 市長は、認可外保育施設に対して立入調査を実施した場合は、当該施設の設置者に対して、その結果を通知するものとする。

（法届出対象施設に対する認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付）

第20条 市長は、法届出対象施設に対する立入調査により、浜松市認可外保育施設設備運営基準を満たしていることを確認した場合は、当該施設の設置者に対して、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（第14号様式）（以下「証明書」という。）を交付する。

(浜松市認可外保育施設指導監督基準不適合の認可外保育施設に対する措置)

第21条 市長は、浜松市認可外保育施設指導監督基準に照らして改善を求める必要があると認められる認可外保育施設に対し、立入調査結果通知（第15号様式）により期限を付して改善の指導を行うものとする。

2 前項による改善指導を行った場合には、おおむね1月以内に改善措置状況報告書（第16号様式）の提出を求め、改善措置状況の確認を行うものとする。

3 前項による改善指導に対する回答があった場合又は回答期限が経過しても回答がない場合は、その改善状況を確認するため、必要に応じて設置者若しくは管理者に対する出頭要請又は施設、事務所に対する特別立入調査を行うものとする。

4 前項による改善状況の確認により改善されていない場合は、改善指導（第17号様式）により2度目の改善指導を行う。

5 前項による2度目の改善指導に対する回答があった場合又は回答期限が経過しても回答がない場合の改善状況の確認等については、第3項の規定を準用するものとする。

6 前項による改善状況の確認により改善されていない場合は、改善指導（第17号様式）により3度目の改善指導を行う。

7 前項による3度目の改善指導に対する回答があった場合又は回答期限が経過しても回答がない場合の改善状況の確認等については、第3項の規定を準用するものとする。

(浜松市認可外保育施設指導監督基準不適合の認可外保育施設に対する改善勧告)

第22条 市長は、前条の改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず、改善される見通しがない認可外保育施設の設置者に対し、放置すれば公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象となり得ることを明示したうえ、おおむね1月以内（建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる場合は、3年以内の適切な期限とする。）の猶予期間を設け、法第59条第3項の規定に基づき改善勧告（第18号様式）を行うものとする。

2 前項の規定により改善勧告を行った場合には、当該施設の状況の確認に努めるとともに、改善勧告を受けた設置者から当該勧告に対する報告があった場合は、速やかに特別立入調査を実施し、改善措置状況の確認を行うものとする。

3 第1項の規定により改善勧告を行った場合で、回答期限を経過しても報告がない場合には、猶予期間経過後、直ちに特別立入調査を実施し、改善措置状況の確認を行うものとする。

4 第1項の規定により改善勧告を行う場合は、必要に応じて児童相談所、近隣児童福祉施設等の関係機関に当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受け入れ先の確保等を図るように通知するものとする。

(勧告に従わない旨の公表)

第23条 市長は、前条第1項の規定による改善勧告にも従わず改善されない場合で、児童の福祉に著しく有害な場合又は改善の努力は見られるが、児童の福祉に著しく有害な場合には、当該施設の利用者に対し、改善勧告の内容及び改善されていない状況について個別通知等により周知し、当該施設の利用を控える等の勧奨を行うとともに、利用児童に対する福祉の措置等を講ずるものとする。

2 前条第1項の規定による改善勧告にも従わず改善されない場合で、児童の福祉に著しく有害な場合又は改善の努力は見られるが、児童の福祉に著しく有害な場合には、改善勧告の内容及び改善されていない状況について法第59条第4項の規定に基づき報道機関等を通じて公表するものとする。

(事業停止命令又は施設閉鎖命令)

第24条 市長は、猶予期間内に改善が行われず、その後も改善の見通しがつかず、児童の福祉に著しく有害であると認められるとき又は改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、浜松市社会福祉審議会の意見を聴き、法第59条第5項の規定に基づき事業停止命令(第19号様式)又は施設閉鎖命令(第20号様式)を行うものとする。

2 前項の規定により浜松市社会福祉審議会の意見を聴いた結果、当該施設について再調査が必要であるとの意見になった場合には、再度調査したうえで、その結果を同審議会に報告し、再度当該施設について意見を聴くものとする。

3 第1項の規定により事業停止命令又は施設閉鎖命令を行う場合には、当該施設の設置者に対して弁明の機会を与えるものとする。この場合においては、あらかじめ書面(第21号様式)をもって、予定される命令の内容、命令の原因となる事実、弁明書の提出先及び提出期限を通知するものとする。

4 第1項の規定により事業停止命令又は施設閉鎖命令を行う場合には、利用児童に対する福祉の措置等を講ずるため、必要に応じて事前に児童相談所、近隣児童福祉施設等の関係機関に処分の内容を通知するとともに、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受け入れ先の確保等を図るよう通知するものとする。

5 第1項に規定する事業停止命令又は施設閉鎖命令を行った場合には、当該施設の名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等(処分を行った自治体、処分の種類、処分年月日をいう。以下同じ。)について公表するものとする。また、法第59条第7項の規定に基づき、他の都道府県知事から情報提供を求められた場合は、当該施設の名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等の基本的な情報に加え、処分の要件に該当すると判断に至った事実に係る情報を提供することができるものとする。

(緊急時の対応)

第25条 市長は、次に掲げる場合において、児童の福祉を確保すべき緊急の必要があると認めるときは、第21条各項の規定にかかわらず、文書による改善指導を経ずに改善勧告を行うものとする。

- (1) 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
- (2) 著しく利用児童の安全性に問題がある場合
- (3) その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

2 市長は、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ浜松市社会福祉審議会の意見を聴くいとまがないと認めるときは、法第59条第6項の規定に基づき、当該手続を経ないで事業停止命令又は施設閉鎖命令を行うものとする。この場合においては、当該施設の設置者に対して弁明の機会を与えなくてもよいものとする。

3 前項の措置を行ったときは浜松市社会福祉審議会に対して、速やかに報告するものとする。

(関係機関への情報提供)

第26条 市長は、認可外保育施設に対する指導監督のために必要な範囲内で、認可外保育施設運営状況報告書及び各種届出書類等の内容並びに立入調査結果等の指導監査の情報を国及び静岡県並びに公益財団法人児童育成協会（企業主導型保育事業である認可外保育施設を設置（予定を含む。）する設置者が市内で設置する認可外保育施設の場合に限る。）へ提供ができるものとする。

2 市長は、第19条に規定する認可外保育施設に対する立入調査等において、当該施設が労働基準法、食品衛生法、建築基準法、都市計画法、消防法等の児童福祉関係法令以外の法令への抵触が疑われる状況を確認した場合には、当該法令を所管する関係機関に情報提供を行うほか、必要に応じて関係機関と連携して指導にあたるものとする。

(市民等への情報提供)

第27条 市長は、法第59条の2の5第2項の趣旨を踏まえ、法届出対象施設及び顧客児童限定保育施設から提出された認可外保育施設運営状況報告書及び各種届出書類等に基づき、児童の福祉のために必要と認める情報を市民に対して提供するものとする。ただし、届出対象外施設については、立入調査を実施した場合等に、児童の福祉のために必要と認める情報を市民に対して提供するものとする。

2 前項本文及びただし書に規定する児童の福祉のために必要と認める情報は、別表5に定めるところによる。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）第5条第1項の規定による公文書の公開の請求があった場合又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定による自己を本人と

する保有個人情報の開示の請求があった場合等は、当該各条例及び法律に基づき対応するものとする。

(記録の整備)

第28条 市長は、認可外保育施設ごとに、届け出された事項、運営状況、指導監督の内容及び証明書の交付状況等について必要な記録の整備を行うものとする。

2 認可外保育施設の設置者は、市へ届出又は報告した書類並びに浜松市認可外保育施設設備運営基準の別紙基準1から別紙基準6までのそれぞれの「第9 備える帳簿等」の項に規定する書類等について、当該認可外保育施設を運営している間(休止期間を含む)、必要な記録を整備しなければならない。

3 前項に規定する必要な記録の保存の期間については、少なくとも1年間とする。ただし、法令等で定めのあるものについては、当該法令等の定めに従うこと。

4 前項に規定する保存の期間については、完結の日から5年間(保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)及び「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」(平成30年3月30日子保発0330第2号)に基づき作成した保育所児童保育要録の原本等については、当該児童が小学校を卒業するまでの間とする。)が望ましいものとする。

(関係通知等との整合)

第29条 この要綱の施行にあたり、国の関係通知等との整合が必要な事項について、別表6のとおり定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日において現に法第59条の2第1項に規定する届出を行っている認可外保育施設については、以下のア又はイのいずれか遅い時期に提出されたものを施行日時点における入所（利用）定員とみなす。
 - ア 令和2年度中に報告された認可外保育施設運営状況報告書の別紙の⑮定員の計欄に記載された人数
 - イ 令和2年度中に届出された認可外保育施設変更届に記載された人数
- 3 附則2の規定により施行日時点において入所（利用）定員とみなされた人数が実際の入所（利用）定員と異なる場合には、令和3年5月31日までに、認可外保育施設変更届により市長に届け出なければならない。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項及び第11条第1項に規定する各様式は、この要綱の施行日前においても使用することができる。
- 2 この要綱の施行日において現に第2条第3号に規定する顧客児童限定保育施設に該当する施設を設置している当該顧客児童限定保育施設にあつては、第12条第1項中「その事業の開始の日から1月以内に」とあるのは「令和4年6月30日までに」とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、同条第4項、第11条第1項、第12条第2項、第13条、第14条第1項、同条第4項及び第15条

第1項に規定する各様式は、この要綱の施行日前においても使用することができる。
また、この要綱の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、同条第4項、第11条第1項、第12条第2項、第13条、第14条第1項、同条第4項及び第15条第1項に規定する各様式は、この要綱の施行日前においても使用することができる。
また、この要綱の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

別表1 省令第49条の4に基づく変更の届出事項の取扱い

認可外保育施設（法届出対象施設）変更届の対象となる変更届出事項の取扱いについて、下表のとおりとする。

| 省令第49条の4に規定する 変更届出事項 | 変更が生じた場合に届出を必要とする内容 | |
|---|--|---|
| 法第59条の2第1項第1号 施設の名称及び所在地 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の名称（ベビーシッターの場合は、主たる事務所の名称） ・施設の所在地（ベビーシッターの場合は、主たる事務所の所在地） | |
| 法第59条の2第1項第2号 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 | 設置者が個人の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名 ・個人の住所 |
| | 設置者が任意団体の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・任意団体の名称 ・任意団体の所在地 ・任意団体の代表者の氏名 |
| | 設置者が法人の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・法人の名称 ・法人の所在地 ・法人の代表者の氏名 |
| 法第59条の2第1項第3号 建物その他の設備の規模及び構造 | <ul style="list-style-type: none"> ・建物の構造 ・建物の階数 ・建物の形態 ・立地場所 ・施設の面積 ・乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の用途、位置、区画及び面積 ・調理室又は調理設備の用途、位置及び区画 ・児童用便所の用途、位置及び区画並びに便器の数 ・屋外遊戯場の用途、位置、区画及び面積 | |
| 法第59条の2第1項第5号 施設の管理者の氏名及び住所 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理者の氏名 ・管理者の住所 | |
| 省令第49条の3第11号 施設の設置者について、過去に法第59条第5項の命令を受けたか否かの別（当該設置者が、法第59条の2第1項に規定する施設の設置者であった場合の当該命令に限る。当該命令を受けたことがある場合には、その内容を含む。） | <p>「施設の設置者」について、次のとおりとする。ただし、過去に法第59条第5項の命令を受けた設置者が今回の施設の設置者の組織の一部である場合は、当該過去に法第59条第5項の命令を受けた設置者を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の施設の設置者が個人の場合は、その個人の該当有無 ・今回の施設の設置者が任意団体の場合は、その任意団体及びその任意団体の代表者のそれぞれの該当有無 ・今回の施設の設置者が法人の場合は、その法人及びその法人の代表者のそれぞれの該当有無 | |

別表2 顧客児童限定保育施設の変更届出事項

認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）変更届の対象となる変更が生じた場合に届出を必要とする内容について、下表のとおりとする。

| 区分 | 変更が生じた場合に届出を必要とする内容 | |
|---|--|---|
| 施設の名称及び所在地 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の名称（ベビーシッターの場合は、主たる事務所の名称） ・施設の所在地（ベビーシッターの場合は、主たる事務所の所在地） | |
| 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 | 設置者が個人の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名 ・個人の住所 |
| | 設置者が任意団体の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・任意団体の名称 ・任意団体の所在地 ・任意団体の代表者の氏名 |
| | 設置者が法人の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・法人の名称 ・法人の所在地 ・法人の代表者の氏名 |
| 施設の設置者について、過去に法第59条第5項の命令を受けたか否かの別（当該設置者が、法第59条の2第1項に規定する施設の設置者であった場合の当該命令に限る。当該命令を受けたことがある場合には、その内容を含む。） | <p>「施設の設置者」について、次のとおりとする。ただし、過去に法第59条第5項の命令を受けた設置者が今回の施設の設置者の組織の一部である場合は、当該過去に法第59条第5項の命令を受けた設置者を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の施設の設置者が個人の場合は、その個人の該当有無 ・今回の施設の設置者が任意団体の場合は、その任意団体及びその任意団体の代表者のそれぞれの該当有無 ・今回の施設の設置者が法人の場合は、その法人及びその法人の代表者のそれぞれの該当有無 | |

別表3 浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準

国指導監督基準及び国評価基準を参酌して定める浜松市認可外保育施設設備運営基準は、下表のとおりとする。

| 浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準 | 適用する区分 | |
|--|----------------------|------------------------|
| (別紙基準1) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設(法届出対象施設・届出対象外施設) | ベビーシッター以外の法届出対象 | 1日に保育する乳幼児の数が6人以上であるもの |
| (別紙基準2) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設(法届出対象施設・届出対象外施設) | 施設及び届出対象外施設 | 1日に保育する乳幼児の数が5人以下であるもの |
| (別紙基準3) 複数雇用のベビーシッター(法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設) | ベビーシッター | 複数の保育に従事する者を雇用しているもの |
| (別紙基準4) 個人のベビーシッター(法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設) | | 複数の保育に従事する者を雇用していないもの |
| (別紙基準5) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設(顧客児童限定保育施設) | ベビーシッター以外の顧客児童限定保育施設 | 1日に保育する乳幼児の数が6人以上であるもの |
| (別紙基準6) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設(顧客児童限定保育施設) | | 1日に保育する乳幼児の数が5人以下であるもの |

別表4 指導監督にあたり必要な事項

認可外保育施設の指導監督にあたり必要な事項の取扱いについて、下表のとおりとする。

| 項目 | 区分 | 取扱い | 備考 |
|--------------------------------------|-----------------------------|---|----|
| 複数の場所で保育を実施している施設の取扱い | 法届出対象施設、顧客児童限定保育施設及び届出対象外施設 | 保育を行う場所ごとに浜松市認可外保育施設設備運営基準を満たす必要があるほか、届出（届出対象外施設を除く。）や報告、指導監査の対象とする。 | |
| 浜松市認可外保育施設設備運営基準における1日に保育する乳幼児の数の取扱い | 法届出対象施設 | 市に届出がされた入所（利用）定員とする。ただし、入所（利用）定員を超えた数を保育する場合は、実際の人数に応じた浜松市認可外保育施設設備運営基準を適用する。なお、第8条第1項の変更届により入所（利用）定員の変更をしなければならない。 | |
| | 顧客児童限定保育施設 | 顧客児童限定保育施設として一度に保育する最大の人数を1日に保育する乳幼児の数とする。 | |
| | 届出対象外施設 | 入所（利用）定員とする。ただし、入所（利用）定員を超えた数を保育する場合は、実際の人数に応じた浜松市認可外保育施設設備運営基準を適用する。 | |

別表5 児童の福祉のために必要と認める情報

市民に対して提供することが児童の福祉のために必要と認める情報について、下表で○を付したものを対象とする。ただし、市民への情報の公開にあたっては、浜松市情報公開条例等の関係法令を十分に踏まえて対応するものとする。

| 区分 | | 法届出対象 施設 | 顧客児童限 定保育施設 | 届出対象外 施設 |
|---|---|-------------|----------------|-------------|
| 施設の名 称及び所 在地 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の名称（ベビーシッターの場合は、主たる事務所の名称） ・施設の所在地（ベビーシッターの場合は、主たる事務所の所在地。設置者が個人であるベビーシッターの場合は、町字名までとする。） | ○ | ○ | |
| 設置者 の氏名 及び住 所又は 名称及 び所 在地 | （設置者が個人の場合） <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名 ・個人の住所（町字名までとする。） | ○ | ○ | |
| | （設置者が任意団体の場合） <ul style="list-style-type: none"> ・任意団体の名称 ・任意団体の所在地 ・任意団体の代表者の氏名 | ○ | ○ | |
| | （設置者が法人の場合） <ul style="list-style-type: none"> ・法人の名称 ・法人の所在地 ・法人の代表者の氏名 | ○ | ○ | |
| 事業を開始した年月日 | | ○ | ○ | |
| 事業を休止した年月日 | | ○ | ○ | |
| 事業の休止（予定）期間 | | ○ | ○ | |
| 事業を再開した年月日 | | ○ | ○ | |
| 施設の設置者について、過去に法第59条第5項の命令を受けたか否かの別（当該設置者が、法第59条の2第1項に規定する施設の設置者であった場合の当該命令に限る。当該命令を受けたことがある場合には、その内容を含む。） | | ○ | ○ | |
| 施設の管理者の氏名 | | ○ | | |
| 入所（利用）定員 | | ○ | | |
| 企業主導型保育事業による運営費助成の有無 | | ○ | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第19条第7項に基づく立入調査の結果の内容（当該施設の名称、所在地、設置者及び管理者名、指導事項並びに改善状況等を含む。） | ○ | ○ | ○ |
| 第20条に基づく認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付の状況 | ○ | | |
| 第23条第2項に基づく改善勧告の内容及び改善されていない状況（当該施設の名称、所在地、設置者及び管理者名を含む。） | ○ | ○ | ○ |
| 第24条第5項に基づく事業停止命令又は施設閉鎖命令を行った場合の当該施設の名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等 | ○ | ○ | ○ |
| 連絡先の電話番号 | ○ | ○ | |

別表6 国の関係通知等との整合が必要な事項

この要綱の施行にあたり、国の関係通知等との整合が必要な事項の取扱いについて、下表のとおりとする。

| 項目 | 取扱い | 備考 |
|---|--|----|
| 「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号)7(2)⑮アに規定する「法第59条の2の規定により届出をした施設」の取扱い | 第5条第1項の規定に基づく届出を行った法届出対象施設とする。 | |
| 「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号)7(2)⑮イに規定する「アに掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であつて、当該届出をした施設」の取扱い | 第12条第1項の規定に基づく届出を行った顧客児童限定保育施設とする。 | |
| 「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号)8(1)⑨に規定する「認可外保育施設指導監督基準を満たす施設(「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年1月21日雇児発第0121002号)による証明書の交付を受けた施設(1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設))」の取扱い | 第20条に基づき交付した証明書において、「(別紙基準1)1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設(法届出対象施設・届出対象外施設)」を満たしていると証明された法届出対象施設とする。 | |

(参考資料) 認可外保育施設に関する児童福祉関係法令及び関係通知の主なもの

- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・ 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）
- ・ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）
- ・ 浜松市児童福祉法施行条例（平成24年浜松市条例第40号）
- ・ 浜松市児童福祉法施行細則（平成8年浜松市規則第53号）

- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ・ 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）
- ・ 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）
- ・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）
- ・ 浜松市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年浜松市条例第67号）
- ・ 浜松市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年浜松市規則第75号）

- ・ 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）
- ・ 消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成17年厚生労働省告示第128号）
- ・ 特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件（平成28年国土交通省告示第696号）

- ・ 「児童福祉法の一部を改正する法律等の公布について」（平成13年11月30日雇児発第761号）
- ・ 「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法施行令の一部を改正する政令等の施行について」（平成14年7月12日雇児発第0712004号）
- ・ 「認可外保育施設に対する届出制の導入について」（平成14年7月12日雇児保発第0712001号）
- ・ 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）
- ・ 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号）
- ・ 「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」（平成17年3月31日雇児保発第0331003号）
- ・ 「「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育

- に従事する者に関する研修について」(令和3年3月31日子発0331第5号)
- ・「認可外保育施設に対する指導監督の徹底について」(令和5年8月31日こども家庭庁事務連絡)
 - ・「ベビーホテル問題への積極的な取組について」(平成13年3月29日雇児発第178号)
 - ・「「よい保育施設の選び方 十か条」の作成について」(平成12年12月25日児保第45号)
 - ・「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」(平成30年3月30日子保発0330第2号)
 - ・「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和5年12月14日こ成安第142号・5教参学第30号)
 - ・「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年2月22日健発第0222002号・薬食発第0222001号・雇児発第0222001号・社援発第0222002号・老発第0222001号通知)
 - ・「認可外保育施設における業務継続計画等について」(令和4年12月26日厚生労働省事務連絡)
 - ・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」(平成26年9月5日雇児発0905第5号)
 - ・「保育所等における虐待等に関する対応について」(令和4年12月7日厚生労働省・内閣府事務連絡)
 - ・「不適切な保育の未然防止の徹底について」(令和4年12月6日こ未第698号)
 - ・「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」(令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「不適切保育に関する対応について」事業報告書(別添))
 - ・「保育所における食事の提供ガイドライン」(平成24年3月厚生労働省)
 - ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)(平成31年4月厚生労働省)
 - ・「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」(令和5年5月12日こ成保44・5文科初第420号)
 - ・「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成29年6月16日生食発0616第1号通知)
 - ・「児童福祉施設における食事の提供ガイド」(平成22年3月厚生労働省)
 - ・「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン(世界保健機関/国連食糧農業機関共同作成・2007年)」
 - ・「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」(2018(平成30)年3月(2022(令和4)年10月一部改訂)厚生労働省)
 - ・「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について」(令和4年12月16日厚生労働省事務連絡)

- ・「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」（令和元年6月16日厚生労働省事務連絡）
- ・「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」（令和4年4月11日厚生労働省・内閣府事務連絡）
- ・「認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等における危機管理（不審者侵入時等の対応）の徹底について」（令和3年11月29日内閣府・文部科学省・厚生労働省事務連絡）
- ・「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」（令和3年8月25日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡）
- ・「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について」（令和4年9月6日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡再周知）
- ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3日内閣府、文部科学省、厚生労働省）
- ・「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」（令和4年10月12日内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省）
- ・「静岡県教育・保育施設におけるこどもの車両送迎に係る安全管理指針」（令和4年10月静岡県）
- ・「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和4年12月20日送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ取りまとめ）

※注

上記は認可外保育施設に関する児童福祉関係法令及び関係通知の主なものを例示したものであり、労働基準法、食品衛生法、建築基準法、都市計画法、消防法等の関係法令についても遵守が必要であることに留意すること。

浜松市認可外保育施設設備運営基準

「浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準（別紙基準1～別紙基準6）」の見方
 ※別紙基準1～別紙基準6に記載された内容の全てが、基準である。

○項目

- ・認可外保育施設の設備及び運営において、満たすべき項目
- ・指導監査において、確認を行う項目

○指導監査における視点

(1) 指導事項

- ・立入調査において、指導が必要である事項

(2) 指導区分

- ・指導が必要である事項において、原則、対応する区分に「○」を付している。
- ・ただし、口頭指導であっても、以前の立入調査にて指導がなされたことがあり、新たな立入調査によっても再度指導がなされる場合、乳幼児の安全確保の観点から特に注意を促す必要がある場合には、文書指導を行うものとする。

| | |
|------|---|
| 口頭指導 | ・「浜松市認可外保育施設設備運営基準」を一部満たしていない事項 |
| 文書指導 | ・「浜松市認可外保育施設設備運営基準」を満たしていない事項 ・浜松市ホームページ公表事項 |

○備考

(1) 準用基準（別紙基準5及び別紙基準6のみ）

- ・届出制を導入している顧客児童限定保育施設の基準を作成するにあたって、準用した他の基準を「別紙基準1」等と表記